(8) 恩給法改正前は左の如く一時金（給助金）を受けなかつた在職年をも特に通算することにしてゐた。

大正七、一二、一　内地聯隊入營
同　八、四、一七　第二〇師團編成の爲朝鮮龍山聯隊へ轉出
同一〇、一一、一九　現役滿期（實役三年朝鮮服役加算一年三月半あるも砲兵一等卒として退職したるを以て一時恩給を受くるを得ず）
同一三、七、三一　縣屬
昭和三、六、一一　死亡

（文官四年に軍人在職年を合し、八年三月半の一時扶助料を給す）

之は一時扶助料は一時恩給が一在職毎に給否を決するのと異り一生の間の功勞に報ゆるもので扶助料と同樣に考ふべきであると解したからであらう、一時扶助料が前述(1)の如く准士官以上の軍人の一時恩給に於ける如く下士官以上としての在職一年以上たるを要せぬのも此の思想の結果であらうか。

(4) 第五九條ノ二第五項を準用するのは同項は第二章第二節にのみ關して規定したから本章（第三章）に付て之を引用する爲には準用の規定を要するからである。

(5) 第四項も改正恩給法で新設された規定で第一項が漫然「遺族」と謂つて第七二條の遺族全體卽兄弟姉妹を包含した意味の遺族、又第七四條の要件を要せざる遺族を指すかの如く見えるのを防ぎ其の然らざることを明確にしたのである、實は改正前に於ても第八一條に於ては公務員の兄弟姉妹以外に扶助料を受くべき遺族がない場合に其の兄弟姉妹未成年又は不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なき場合に限り之に一時扶助料を給し而も其の金額は年金たる扶助料の一年分乃至五年分換言すれば俸給年額の（普通恩給に相當する1/3の1/2卽）六分の一の一倍乃至五倍更に換言すれば俸給月額の二倍乃至一〇倍に限定されてゐるのに本條の一時扶助料は俸給月額の一一倍乃至一六倍に達し得る譯であるから兄弟姉妹に本條の一時扶助料を給すべきでなく又一時扶助料は遺族全體の爲に給するの精神に於て扶助料と異ることなく而して扶助料は給與に順位を定めて最も家族的利害の近いものに給することにしてゐる點から扶助料給與の順位は本條の一時扶助料にも準用すべく更に一時扶助料が遺族を扶助する爲に給せられることは扶助料と何等異らぬから扶助料給與條件としての第七四條の要件は一時扶助料の場合に於ても同樣に必要であると解せられてゐた次第であつて改正恩給法は之を規定として明示したものである。

公務員死亡當時之と同一戸籍内にあつた順位者は請求時に戸籍を去つてゐる場合でも公務員死亡後七年間に請求すれば、一時扶助料を給する、之は第八一條の一時扶助料や一時恩給に付ても同樣で又扶助料に付ても其の去籍前の權利を去籍後と雖も請求せしめ得るのと同樣である。

第四項に依れば成年の子は第七四條第二項の條件がある場合に限り一時扶助料を給せられる。

尙本條は公務員が死亡せずに退職したとしたならば一時恩給を給すべき場合の規定であるから普通恩給年限未滿にして在職中死亡した場合でも戰、公務で死亡して第六〇條第六項、第六一條第七項、第六一條ノ二第四項、第六二條第六項、第六三條第四項又は第六四條第三項に依り普通恩給年限未滿なるに拘らず特に普通恩給を給する規定と第七三條第一項第一號の規定とに依り遺族に年金たる扶助料を給せらるべきときには本條の適用がないこと勿論である。

附　則

以下主として新舊法の交渉に關する經過的規定である。

第八十三條（施行の期日）

本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

從て特別の規定なき限り右期日以後に生じた事實に對しては恩給法が適用されることになる。

恩給法施行令も其の附則中に於て

第三十八條　本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

と規定してゐる。

恩給給與規則、恩給給與細則も附則で

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス（規則）又ハ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（細則、公布の日大正一二年一〇月一日）

と規定した。

第八十四條（恩給法施行の日より廢止された法令）

左ノ法令ハ之ヲ廢止ス（括弧内に法令の名又は法律番號を示すことにする）

一　**官吏恩給法**（明治二三年法律第四三號）

一　**官吏遺族扶助法**（明治二三年法律第四四號）

一　**軍人恩給法**（明治二三年法律第四五號）

一　**市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法**（明治二三年法律第九〇號）

一　**府縣立師範學校長倏給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法**（明治二三年法律第九一號）

一　**明治二十四年法律第四號**（明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律）

一　**明治二十九年法律第十三號**（公立學校職員退隱料等ニ關スル法律）

一　**官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則**（明二九年法律第三六號）

一　**明治二十九年法律第十八號**（臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ヲ適用スル法律）

一　**明治三十三年法律第七十五號**（臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律）（在勤加算の規定である）

一　**明治三十三年法律第七十六號**（朝鮮臺灣又ハ樺太ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　**明治三十三年法律第七十七號**（臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法（明治三四年法律第三八號）

一　明治三十五年法律第二十九號（臺灣ニ在勤スル巡査看守監軍監獄看守陸軍警査女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治三八年法律第六四號）

一　明治四十年法律第四十八號（臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮總督府及關東都督府等在勤官吏ニ準用スルノ法律）（右明治三三年法律第七五號の準用規定である）

一　明治四十年法律第四十九號（朝鮮總督府、關東廳及樺太在勤巡査看守、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　明治四十一年法律第三十五號（樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　明治四十三年法律第三十號（警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律）

一　明治四十四年法律第六十一號（臺灣在勤巡査看守等ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用スルノ法律）

一　明治四十四年法律第六十七號（貴族院及衆議院速記技手在官年月數ニ關スル法律）

一　明治四十五年法律第十一號（朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル交官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　明治四十五年法律第十二號（朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル法律）

一　大正七年法律第三十號（朝鮮人官吏ノ恩給退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律）

一　大正十年法律第三十五號（都市計畫地方委員會職員ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　大正十年法律第九十四號（陸軍法務官及海軍法務官ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律）

一　大正十一年法律第十八號（增加恩給等ノ增額ニ關スル法律）

一　大正十一年法律第十九號（南洋群島ニ在勤スル交官判任以上ノ官吏及警部補巡査ニ明治三十三年法律第七十五號及明治三十五年法律第二十九號準用ニ關スル件）

一　明治二十二年勅令第百三十三號（傷痍恩給ヲ受ケ文官ニ任シタル者恩給支給ノ件）

一　明治二十三年勅令第九十八號（文官判任以上ノ者退官賜金ノ件）

一　明治二十五年勅令第十八號（市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件）

一　明治二十五年勅令第三十二號（府縣立師範學校及公立中學校竝市町村立小學校職員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スル行政訴訟ノ件）

一　明治三十二年勅令第百九十六號（府縣立師範學校長停給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ノ件）

一　明治三十八年勅令第二百二十九號（在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校教員ノ資格及在職年數算定方法等ニ關スル件）

一　明治四十年勅令第百八十八號（明治四十年法律第四十八號ヲ適用セサル巡査看守等ニ關スル件）

一　明治四十一年勅令第七十一號（樺太廳立及樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給ニ關スル件）
一　明治四十五年勅令第七十號（明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件）
一　大正七年勅令第六十二號（朝鮮人官吏ノ文官退官賜金ニ關スル件）
一　大正十年勅令第二百六十八號（神宮司廳職員ノ文官退官賜金ニ關スル件）
一　大正十一年勅令第八十七號（陸軍法務官又ハ海軍法務官ニ對スル明治二十三年勅令第九十八號ノ適用ニ關スル件）
一　大正十一年勅令第二百八十四號（太正十一年法律第十八號ニ依ル增加恩給等ノ增額ニ關スル件）
一　明治九年第九十九號達陸軍恩給令
一　明治十五年第四十一號達巡査看守給助例
一　明治十六年第三十八號達海軍恩給令
一　明治十七年第一號達官吏恩給令

（例說）市町村立小學校教員恩給審査に關する大正一〇年勅令第一〇九號は其の本體たる法令廢止に伴ひ自然消滅となつたものである。

尙本條に關聯して恩給法施行令附則第三九條を揭げる。

第三十九條　左ノ命令ハ之ヲ廢止ス（括弧內に勅令名を示す）

一　明治二十四年勅令第二百四十八號（府縣郡市町村制不施行地方ニ於テ學校職員退隱料及遺料扶助料ニ關スル法律施行ノ件）
一　明治二十七年勅令第五十二號（「貴族院竝衆議院守衞ノ給助ハ明治十五年太政官達第四十一號巡査看守給助依ニ例ル」）
一　明治二十七年勅令第八十一號（陸軍監獄看守海軍監獄看守給助ノ件）
一　明治二十七年勅令第百四十五號（海軍候補生及生徒恩給額ノ件）
一　明治三十一年勅令第二百四十四號（陸軍見習士官及生徒恩給額ノ件）
一　明治三十二年勅令第二百一號（明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件）
一　明治三十三年勅令第百七十三號（臺灣樺太在勤官吏及朝鮮臺灣樺太服役軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル風土病及流行病ノ種類）
一　明治三十三年勅令第四百四號（公立學校職員及退隱料等ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行）
一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令（明治三四年勅令第一四八號）
一　明治三十四年勅令第百五十號（巡査看守退隱料及遺族扶助料法ヲ臺灣ニ施行）
一　明治三十五年勅令第百五十七號（臺灣在勤巡査看守等退隱料及遺族扶助料ニ關スル風土病及流行病ノ種類）
一　明治四十一年勅令第百三十七號（在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法施行令ヲ準部補ニ準用ノ件）
一　明治四十三年勅令第百二十七號（巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令ヲ準部補ニ準用ノ件）

一　明治四十四年勅令第七十號（明治四十四年法律第五十九號附則第六項ノ規定ニ依ル恩給等ニ關スル件）
一　大正六年勅令第二百四十一號（戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ニ關スル件）
一　大正六年勅令第二百四十二號（大正六年法律第六號附則第九項ノ規定ニ依ル恩給等ニ關スル件）
一　大正九年勅令第三百二十三號（大正九年法律第十號ニ依ル恩給增額中執達吏ニ對スル特例ニ關スル件）
一　明治十八年第十五號達官吏恩給令附則
一　明治十八年第十六號達文官傷痍疾病等差例
一　明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

尙恩給給與細則附則をも掲げる（恩給給與規則附則には命令廢止に關する規定がない）。

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（註、大正一二年一〇月一日公布）
左ノ閣令ハ之ヲ廢止ス
官吏恩給法施行規則　官吏遺族扶助法施行規則
軍人恩給法施行規則　明治二十四年閣令第二號
明治二十四年閣令第二號　明治二十四年法律第四號施行規則

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則施行規則
明治三十四年閣令第一號
明治三十五年法律第四十五號施行手續
明治三十九年法律第二十號施行手續
明治四十三年閣令第九號
明治四十四年法律第五十九號施行手續
公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則
明治二十九年法律第十三號施行規則

第八十五條（恩給法施行前の恩給の處置）

本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル(1)
從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス(2)
前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類竝給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム(3)
從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル(4)

(1)　第八三條で恩給法の施行期日を大正一二年一〇月一日と定め同日以後に生ずる恩給に關する事實に對して新法を適用すると同時に同日を以て第八四條列擧の從前の各種の恩給法規を廢止したので本法施行前に退職、死亡等恩給給與の事由を生じた者の恩給扶助料等にして未だ裁定を經てゐないものの給否年額等は如何にして決定すべきか必ずしも明瞭でない、然るに一般に實體的權利は其の權利發生當時の實體法に依り律するのを普通とするから第一項では是等恩給扶助料等の給否年額通算等實體的恩給權に關することは原則として從前の規定に依らしむることにしたのであつて之は第二、三項の規定で恩給法施行後は恩給法上の恩給と看做され（額は第一〇一、一〇二條で更正される）本法施行後生じた普通恩給や增加恩給と全く同樣の取扱を受けるに至るのである、從て斯かる恩給を有する者が本法施行

後從前の規定に依れば相互に通算されなかつた種類の在職年に就職しても第五四條に該當する場合例へば從前の巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依り巡査在職一四年に對し退隱料を受け第八五條第二、三項で普通恩給と看做された恩給を有する者本法施行後文官たる警部に就職し一年以上在職して退職すれば第五四條第一項第一號に依り巡査及警部の在職年は通算され再任改定を受けるのである、唯問題となるのは右の如く從前の規定に依る恩給を有する者が本法施行前に再就職し本法施行後に及ぶ場合であつて此の場合には第五四條第一項に所謂普通恩給を受くる者再就職しといふのに該當せぬのである（再就職の際には未だ普通恩給ではないから）仍て按ずるに此の再就職に係る在職年が前の恩給の基礎在職年と通算關係に立つ立たぬは再就職の際解つてゐることであり之に伴ふ利益や不利益は心得た上で再就職したのであるから此の關係は之を再就職は當時即從前の狀態のまま尊重存置するを適當とすることでもあり第九〇條第一項本文にも「本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル」とあるから從前の規定に依り施行後迄往するのである、此の關係は第八五條第一項の從前ノ規定ニ依ルとの法文に依るとも謂ひ得られようが新舊兩法時代に誇る在職年の計算に關する經過的規定として專門的に規定する第九〇條の從前ノ規定ニ依ルとの法文に依るものと解し度く說明も其の方に讓る。尙停止の問題も吾人は之を實體的權利に關するものと觀る（第五八條停止の意義參照）のであつて而も停止は通算なくんば停止なし通算ある所に停止ありの原則に依り通算と全く表裏して之と運命を共にするから停止も第八五條第一項の從前の規定に依り律することに解する。

右の如く本法施行前給與事由の生じたものは從前の規定に依るのであるが手續に關しては實體的權利の發生した當時の法規の如何に拘らずその手續の行はれる時の現行手續規定が適用されるのが法規解釋上の一般的原則である。從て第一項の法文により從前の規定に依り律せらるる事項は實體的事項であるべきであると共に此の從前の規定といふのは從前の實體的規定の意味であらねばならぬ。

前述の如くで從前の規定と謂ふのは換言すれば給與事由發生當時の規定のことであるから例へば明治三一年九月二二日に退官して官吏恩給を受くるの權利を得た官吏は其の當時の官吏の恩給法の第一六條に依り請求期間は三箇年であつて七個年ではない、之は明治四三年法律第六〇號の施行に依り七箇年となつたのである、但し例へば明治四一年に退官したやうな場合には右第六〇號施行の時まで權利が消滅せぬから同號の規定に依り同號が適用され從前の規定とは結局右第六〇號に依る改正後の規定即七箇年の請求期間を規定したる官吏恩給法を指すのである。

通算　に就ては前述の如く本條第一項と第九〇條に規定してゐるが第九〇條は從前の在職の通算のみならず之と恩給法施行後の在職との通算關係をも規定し通算に關する專門的規定であるから之を同條の說明に讓る。

停止　問題は第九〇條に規定がないから玆に說明するのが順當であるが停止は通算と表裏し密接の關係あること前述の如くであるから之も便宜上大體第九〇條の說明に附加して說明することにした、尙第五八條の例說をも參照されたい、例へば恩給法施行二年前懲役二ヶ月三年間刑の執行猶豫といふ刑事裁判を受け官吏恩給法に依り恩給の停止を受けた者は恩給法施行と同時に恩給法第五八條の適用を受け執行猶豫を言渡された場合には停止されぬことを理由として停止を解かれるや否やといふに刑事裁判に基く停止は刑事裁判に伴ひ恩給の方面に於て爲す公法上の一の制裁で實體的のものであると解する(註)が故に一度刑事裁判（刑の執行猶豫は裁判の一部を成す）が確定すれば之が內容を成す刑の執行が裁判確定後法律に依り刑の變更が

あつても其の裁判を變更せぬ限り影響を受けぬのと同じく制裁として爲す恩給の停止は刑事裁判が確定した時は爾後恩給法規に於て一般的に刑事裁判に伴ふ恩給法上の制裁を加ふべき範圍を變更しても當該裁判を變更せぬ限り恩給の停止は裁判に伴ふ既定の效果として舊に依り遂行せらるべく之が爲變更を受くべきでない、結局刑事裁判に基く恩給の停止は新法施行前に其の裁判の言渡があつて確定した場合には從前の規定に依り停止せられ、新法施行後に言渡があつて確定した場合にのみ恩給法の規定に依り停止せられると解する。

【註】　蓋し官吏恩給法第一二條第二項第二號が公權を停止せられたるときは其の間恩給を停止する旨規定したのは刑事裁判に伴ひ恩給法規上の關係に於て加へる一種の公法上の制裁であると觀るべきものであることを示すものであつて、又舊刑法第三一條及第三三條に於て剝奪公權、停止公權の對照たる公權中「勳章年金位記貴號恩給ヲ有スル權」を擧げたのに觀ても明かであらうと思はれる。

【判例】　昭和二年五月二四日宣告行政裁判所昭和二年第七五號事件——恩給法施行前に處刑せられ施行後に刑期の及ぶ場合の施行前からの恩給停止に關し判決理由中に曰く『新法第八十五條第一項ニハ「本法施行前給與事由ノ生シタル恩給（中略）ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル」トアルカ故ニ原告ニ對スル恩給停止ハ舊法ノ規定ニ依ルヘキモノトス但シ同條第二項ニハ「從前ノ規定ニ依ル恩給（中略）ハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス」トアルモ之單ニ同法施行後改定、停止、消滅等ノ事由發生シタル場合之ニ新法ヲ適用セシカ爲ノ例外規定ニ過キサルヲ以テ原告ノ恩給停止期間カ新法施行後ニ亙ル場合ト雖モ其ノ停止ハ新法施行ノ爲變更セラルヘキ限ニ在ラス』

第八五條第一項又は第九〇條第一項本文に依り從前の規定に依り律せられる結果が新法（恩給法）に依り律せられる場合と相違する主要な點は前述の外左の如くである。

一、恩給法では退職事由が自己便宜であつても第五一條の失格原因に該當せぬから恩給を受くるの資格を失はざるも從前の規定では自己便宜退職をすると其の退職に係る在職年は勿論其の以前の之と通算性ある在職年（但し前に既に年金恩給の基礎となつた在職年は別である）までも無效となり恩給資格を失つたものである、其の從前の規定を左に摘記してみよう。

イ、官吏恩給法第九條第六號、第一三條第一項（二〇條—五、六頁）

ロ、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條ノ三第二項、第六條及明治二五年勅令第一八號市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件第三條第二號（二二條—二六頁）

ハ、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第八條（二二條—二九頁）

ニ、公立學校職員退隱料等ニ關スル法律第一條（二二條—三五頁）

ホ、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法第四條第一號（二二條—四六頁）

ヘ、巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一、二條（二三條—四頁）

待遇職員に關する府縣退隱料規程は右に所謂從前の規定に該當せぬが第九〇條(4)〔施行令第四〇條ニ關スルモノ〕例說三參照のこと。

〔參考判例〕

a、大正元年一一月二五日宣告行政裁判所大正元年第一六七號事件——原告は明治八年一月二八日陸軍教導團に入り同一〇年三月

八日陸軍伍長、明治一〇年の鹿兒島遊徒征討に從軍し明治一七年三月七日常備役滿期、同二七年一月八日任青森縣西津輕郡書記同三一年四月四日自己便宜退官、同年七月二七日任同郡書記、明治四三年九月七日病氣退官の者で第一次郡書記在職年は除算を免れぬが軍人在職年は除算すべきでなく第二次郡書記在職年と通算し官吏恩給を給せられ度しと主張したに對し自己便宜退官に依り失ふ所の恩給資格は官吏恩給法第一三條に依り前官たる軍人服役年にも及ぶとし棄却の判決をした、其の理由中に曰く「文官當時自己ノ便宜ニ依リ退官シタルトキハ當時有シタル一切ノ恩給資格ヲ失ヒ其資格トシテ武官ヲ分離スルヲ得サルコトハ官吏恩給法第十三條ノ明文ニ據ルノ外官吏恩給法ト軍人恩給法トノ相互ノ趣旨ニ對照シ之ヲ爭フノ餘地ナシ原告ノ主張スル所ハ蓋シ一旦獲得シタル軍人服役年ノ利益ハ文官ニ於ケル事由ノ爲メ之ヲ失フノ理ナシト謂フニ在リテ全ク軍人ノ恩給資格ヲ文官ノ恩給資格ノ外ニ獨立スルモノト視ントスルニ在ルモ恩給ヲ受クルノ資格ナルモノハ國家ノ職務ニ服スルカ爲メニ生スルモノナルコトハ軍人タルト文官タルトニ依リ異ル所ナシ官吏恩給法ノ外ニ於テ軍人恩給法ナルモノノ設ケラレタルハ畢竟唯タ軍人ニ對シテハ恩給年限及恩給金額ニ關シテ特典ヲ附與センカ爲メニシテ其國家ノ職務ニ服スル者トシテノ資格マテ特別ノモノトナシタルニアラス故ニ軍人ノ服役年モ文官ノ服役年モ均シク相通シテ恩給資格ヲ構成シ年限ノ通算方法ニ於テハ異ル所アルモ其資格トシテハ兩者一體ヲ成シ獨リ軍人ノ資格ヲノミ分離シテ考フルコトヲ許サス卽チ武官服役中懲罰又ハ軍事裁判ニ依リ官ヲ失フカ爲メ恩給資格ヲ失フトキハ其前ニ文官ニ任セラレタルコトアリトスルモ其文官服役年ノ利益モ亦タ之ヲ失ハサル可ラス之レ等シク文官服役中懲戒又ハ刑事裁判ニ依リ官ヲ失フカ爲メ恩給資格ヲ失フトキハ其前ニ武官ニ任セラレタルコトアリトスルモ其利益モ亦併セテ失ハサルヘカラス是レ他ナシ懲罰懲戒刑事裁判等ノ事由ハ直チニ官吏トシテノ資格卽チ國家ノ職務ニ服スル者トシテノ資格ニ影響スルモノナレハナリ而シテ官吏恩給法第十三條ヲ見ルトキハ自己ノ便宜ニ因ル退官ヲ以テ懲戒又ハ刑事裁判ニ依ル免官ト同一視シ共ニ恩給資格消滅ノ事由トナシタルヲ以テ自己ノ便宜ニ因ル退官モ亦同シク文官ノ服務年ナルト武官ノ服役年ナルトニ論ナク恩給資格ヲ構成スルモノハ總ヘテ之ヲ消滅セシムルモノト解スルノ外ナシ又原告ノ主張スル所ハ武官服役年ノ縣算及武官

トシテノ恩給資格ノ消滅ニ關シテハ既ニ軍人恩給法ニ於テ同法第十九條及第二十四條ノ規定ノ存スルアレハ此明條ニ牴觸セサル限リ武官服役年ヲ除算セラルルコトナク且ツ其資格ヲ失フコトナシト謂フニ在ルモ同條等ハ唯タ直チニ軍人ノ資格ニ影響スヘキ事由ヲ揭ケタルニ止マリ後ニ任セラレタル文官ノ方面ヨリ其資格ニ影響スヘキモノハ之ヲ官吏恩給法ノ規定ニ讓ルコト固ヨリ當然ナレハ前兩條ノ規定ニ該當セサルノ故ヲ以テ直チニ軍人タル恩給資格ノ獨立ナル理由トナスコトヲ得ス又原告ノ主張スル所ハ蓋シ官吏恩給法第九條ハ服務年ノ除算ヲ規定シ同條第五ニハ「第八條第二ニ揭クル者ニ在テハ（中略）軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數アリ而シテ其第八條第二ニハ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ヲ擧クルヲ以テ原告ノ如ク武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ在テハ唯タ軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數ヲ除算セラルルノ外除算セラルヘキモノナシト謂フニ在ルモ官吏恩給法第九條第五ハ武官ヨリ文官ニ轉シタルモノニ付敢テ除算ノ事由ヲ限定スルノ趣旨ニアラスシテ唯タ軍人恩給法ニ依リ除算スヘキモノハ除算スヘシトノ事ヲ定メタルニ過キス故ニ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ付軍人恩給法ノ外ナル規定ニ依リ除算スヘキモノアラハ除算セラレサル可ラス卽チ官吏恩給法第十三條ノ規定ヨリ來ル所ノ同法第九條第六ニ於テハ「自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後（中略）再ヒ任官シタル者ニ在テハ其前官ノ月數」ト言フヲ以テ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ在テモ亦之ニ該當スル限リ除算セラルルハ毫モ異トスルニ足ラス同第六ニ於テ單ニ「前官ノ月數」ト稱シ其前官ノ文官ニ限ルコトヲ示ササルハ益々此趣旨ヲ明白ナラシムルモノトス」。

b、大正四年五月一七日宣告行政裁判所大正四年第五二號事件——原告は明治二九年一〇月大分縣看守長に任じ其の後富山縣看守長に轉じ同三五年五月一日病氣退官、同月八日島根縣監獄書記兼看守長に任じ同年六月二五日家事上の都合にて依願免官、同年八月島根縣看守長兼監獄書記に任じ其の後官制改正にて看守長となり大正三年七月疾病の爲退官した者で島根縣監獄書記兼看守長在職年は除算せられても止むを得ざるも大分縣及富山縣の看守長は除算すべきでないから之と第三次在職年と合し一七年の官吏恩給を給せられ度しと主張したに對し第二次在職を自己便宜退官したるに因り官吏恩給法第一三條第一項に依り恩給を受くる

の資格を失つたもので其の以前の在官月數は同法第九條第六號に依り恩給年數より除算せらるべく又其の後の在官月數は一五年に滿たざるを以て同法第二條に基き恩給を受くるの權利なしと判決した。

二、官吏遺族扶助法（第七條）では官吏の寡婦は官吏退官前に結婚したのでなければ官吏遺族扶助料は受け得なかつた、又軍人恩給法（第三十五條）に於ては軍人の父母祖父母及兄弟姉妹は軍人現役中より引續き同一戸籍内に在るを要し更に軍人の寡婦は軍人現役中より引續き同一戸籍内に在りたることの外に兵籍簿に登記せられたるに非されば扶助料を受くるの資格がなかつた（斯の如き無資格者と雖も公務員が恩給法施行後に死亡せば給與事由が恩給法施行後に發生したのであるから恩給法第八五條第一項に依り恩給法に依り扶助料を給せらるること勿論である、又癈兵の場合に在つては軍人の入院に依り扶助料を生ずるから寡婦に妻を代置して適用すべきであるが癈兵が恩給法施行前に退職したりとするも恩給法施行後に癈兵院に入院せば（施行前に入院して退院し施行後更に入院したる場合を含む）扶助料給與事由が恩給法施行後に生じたものとして前記無資格なりし妻も恩給法の適用に依り有資格者となり扶助料を給せられる）。教育職員に付ても市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第一一條（二五六頁）等に同樣の規定がある。

三、軍人恩給法等に於ては軍人死亡後軍人の寡婦に前述の理由で扶助料を受くるの資格なく孤兒が扶助料權者となつた場合に寡婦が同一戸籍内で婚姻し孤兒が繼父を有するに至つたときは其の孤兒は同法に所謂孤兒に該當せぬものとして扶助料權を失はしめた（軍人恩給法第三六條）。

四、恩給法では在職年の算へ方は總て月計算であるが從前の規定では軍人恩給法第一七條乃至第一九條の如く日計算のものもあつた、日計算で出來た恩給を恩給法（第一〇一、一〇二條）で額を更正する場合にも更正の性質上その

日計算に依る在職年數を其の儘基礎とするのである、其の者が再在職して恩給法施行後に退職すると其の退職に依り改定せられて生ずる普通恩給の在職年計算に際しては個々の在職に付ては恩給法第九〇條に依り律せられるから恩給法施行後の在職に繼續してゐない限り同條第一項本文に依り從來の日計算のものは矢張り日計算に依り計算する、併し其の個々の在職の年月日數を集めて全體として改定恩給を計算するには恩給法第五四條乃至五六條を適用されるる結果端月數をも算入して算出する。例之軍人在職一一年八ケ月一五日で退職恩給を受け更に四年八ケ月二〇日再服役したときは軍人恩給法第八條に依り月日數を算入せずに合計し一五年の退職恩給に再任增加したのであるが此の者が文官に五年七ケ月再任し恩給法施行後退職すると端月數をも算入し二二年五日となり二二年の文官恩給に再任改定されるに至るのである。文官（官吏恩給法第一一條、教育職員（市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條ノ二第一項）巡査看守（巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條、第一七條）の端月數に付ても同樣である。

又加算年に付ても恩給法は總て月計算であるが從前の軍人恩給法從軍年加算の如きは年を單位とした、而して加算に付ては恩給法第九〇條第一項但書に「加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外」とある趣旨に從へば恩給法施行後の再在職を退職した場合と雖恩給法施行前の加算は矢張り年を單位として計算すべきである。

五、巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條第二項に依れば前に退隱料を給すべき場合には前の在職年に對し「一時金ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者」でなければ合算出來なかつた、然るに退職後三年内に請求せざれば同法第二一條に依り請求權を失ひ一時金を受くべからざる者となつたから之を請求せずに退職後三年を經過すると其の在職は恩給法第九〇條第一項の場合に該らざる限り後の在職に合算又は通算するを得ず除算したのである。恩給法では時效に罹つた爲巡査看守の一時恩給の基礎たり得ざりし在職

年と雖も他の在職年と合算して普通恩給の基礎在職年たらしめ得るのである。

六、在職年として通算すべき召集の種類が軍人恩給法（第一八條第二號）（二一條—一一頁）では制限されてゐたが恩給法（第二五條）では制限されなくなつた（二五條—二頁）。

〔例說一〕　恩給法施行前に公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹つた者恩給法施行後退職したときは恩給法に依る、給與事由は恩給法施行後完成してゐるからである。但し第九八條に第四八條の適用に付て特則がある。

〔例說二〕　從前の規定に依り官吏恩給、軍人恩給又は學校職員退隱料を受け恩給法施行前宮內官に就職し引續き恩給法施行後迄在職する者、從前の規定に依り巡査看守退隱料を受け恩給法施行後迄在職する者、從前の規定に依り學校職員退隱料を受け恩給法施行前學習院職員に就職引續き恩給法施行後迄在職する者は孰れも其の在職中は恩給の停止は從前の例に依るのであつて結局停止せぬ（通算に付ては第九〇條(3)c參照）。

〔例說三〕　巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依り退隱料を受けた者恩給法施行前に判任待遇以上の官職に就職し巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一四條第二項に依り恩給の一部支給を受ける場合には其の在職中は恩給法施行後と雖も同條の規定に依り引續き一部支給をする（通算につき同前）。

〔例說四〕　巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行後在職一〇年以上にして看守より警査に轉任したときは同法に依り當然退職と看做されるので看守として退隱料權が發生する、而して從前の規定に於ては看守退隱料は警査の在職に依り改定されなかつた故第九〇條第一項に依り恩給法施行後警査を退職しても再任改定を爲さず警査の在職年に應じ之に恩給を給する、卽前に年金恩給權を生じた場合には第八五條第一項又は第九〇條第一項本文は第九〇條第一項但書に優先適用される（九〇條—六頁）。

〔例說五〕　從前の巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依り公務傷病の爲增加退隱料を受けた者恩給法施行前に再就職し引續き在職中恩給法に依る更正を受け增加恩給を給せられる場合には其の增加恩給のみを給すべきでない。

〔例說六〕　巡査退隱料の停止事由が恩給法施行前たる大正一二年九月に生じた場合には其の給與の初月たる翌一〇月よりは恩給法施行に依り普通恩給と看做されるに拘らず其の停止に付ては停止の事由が既に恩給法施行前に生じたものであるから從前の規定たる巡査看守退隱料遺族扶助料法第一四條第二項の規定を適用すべきである。

(2)　從前ノ規定ニ依ル恩給其ノ他といふのは第一項で說明した本法施行後裁定されたものの外從前の規定に依り本法施行前既に裁定されたものを含むのである、後者は第八四條で從前の法規を廢されその存立の基礎を失ふので之を第一項で救ひ活かした上之を第二項で恩給法に依るものと看做すのであるとの說もあらうが予輩は斯かるものは其の存立の基礎たる從前の法規が大正一二年一〇月一日に廢されると同時に第二項に依り恩給法に依る恩給として生存を續けるものであるから敢て第一項を俟たずして直に第二項に依り生きて居ると解し度い、而して恩給法に依る恩給と看做される際に第一〇一條に依り恩給法所定の算出方法に依る恩給額に更正されるのである。第一、二項に「其ノ他之ニ準スヘキモノ」といふ中には恩給法の一時恩給に相當する從前の一時金的諸給與を包含せぬものと解し度い、文理上から謂つても第八五條第一項は恩給、退隱料、遺族扶助料等年金的のものを竝べた後其ノ他之ニ準スヘキモノと謂つて居り而して之に對し第八六條は此等の外退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金等一時金的諸給與を竝列して後「其ノ他之ニ準スヘキモノ」と謂つて特に一時金的のものを列擧する點第八五條第一項

の場合と體裁を異にして居るのである。施行前の一時金的給與を新法施行後裁定する場合には實體的事項は其の發生當時の實體法に依るべきの法理を根據にして從前の規定に依るべきである、假令第八五條第一項「之ニ準スヘキモノ」中に一時金的諸給與を含むとしても第一〇一條に依る更正は「年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノ」と限定して居るから從前の一時金的諸給與に付更正の問題は起らぬ。受ケ又は受クヘキの意味は既に裁定を經て給與を受けつつある又は之から裁定を受けて給與を受くべきの意である。

倘(1)で述べた範圍外の點では此の第二項で恩給法に依る恩給と看做された以上凡て恩給法に依り運命を支配されるものと解し度い。

〔例說一〕 舊巡査看守給助例に依り退職給助年金を受けた者死亡するときは其の受給權全然消滅し遺族に對し扶助料として轉給し得ざることは同例施行中は勿論退隱料法施行時代に於ても何等規定なき爲同樣であつたが恩給法第八五條第二項に依り給助年金は恩給法施行後は恩給法上の普通恩給と看做さるるが故に右給助年金を受ける者が恩給法施行後死亡した場合には第七三條第一項第二號の規定に依り其の遺族に扶助料を給するのである。

〔例說二〕 明治三二年法律第一六號施行前退職し文官恩給を受けた郡書記は俸給一〇〇分の一を國庫に納付しなかつたので官吏遺族扶助法第一條但書に依り其の遺族に扶助料を給したが其の郡書記が恩給法施行後死亡すると文官恩給は第八五條第二項で普通恩給と看做される結果其の遺族に扶助料を給するに至る。

(3) 第二項に依り恩給法に依る恩給と看做される以上恩給の如何なる種類のものに屬すかを決定せねばならぬのであるから其の決定方法を第三項に規定した、卽(1)公務員の種類及(2)其の遺族の種類(3)竝給與の事由に依り定める、例へば公務員が軍人で給與の事由が公務の爲不具癈疾になつたのならば恩給法上の增加恩給と看做し又遺族が公務員の孤兒で給與の事由が恩給權者たりし公務員の死亡ならば恩給法上の扶助料と看做すが如きである。

(4) 第三項の規定に依り舊恩給を新恩給に當嵌めて引直すとき恰度よく新恩給に當嵌らぬものあるときは新恩給中最も其の性質の近似したものとして當嵌めようといふのが第四項の規定する所である。

〔例說〕 巡査看守退隱料及遺族扶助料法第四條及同法施行令第一條の規定に依り給せらるる退隱料（例へば巡査が持兇器犯人を格鬪負傷の上逮捕して受けた場合）は恩給法に定める恩給中直接之に相當するものがないから其の性質の最近いものを求むるに警察監獄職員の普通恩給及增加恩給に相當する、而して此の增加恩給は戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務に因る增加恩給に相當するか或は普通公務に因る增加恩給に相當するかを檢するに巡査看守退隱料及遺族扶助料法では軍人恩給法に於ける如く戰鬪又は戰鬪に準ずべき公務原因を區別して規定することなく且つ其の第七條に於ても軍人恩給法に於ける如く普通公務原因に依る扶助料と異る率に依らなかつた等の點より歸納し又恩給の更正は從前の規定に依る恩給、退隱料等が恩給法の如何なる種類の恩給に相當するやを決し其の相當恩給の金算額出に關する恩給法の規定に準據し既に從前の規定に依り決定した在職年最終俸給、退職當時の階等、公務傷病原因等を其の儘基礎として更正額を算出すべきもので決して既存の事實に對し新に恩給法の規定を適用して更正額を算出すべきでない（本書第一〇一條中更正の趣旨の說明參照）ことから稽へるときは普通公務に依る增加恩給に相當するものと謂ふべきである、而して之れ恩給法施行令別表第六號表に於て巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令第一條に依る退隱料の傷病原因を定

めるに當り總て乙號即普通公務原因に相當するものとした所以でもある。」

第八十六條（第五條乃至第七條の遡及適用）

第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

本條は恩給請求權の消滅時效に關する從來よりも有利なる規定を特に本條規定する所の如き條件の下にある恩給退隱料其の他に遡及適用するものである、第一三條の具申や訴願訴訟に關する期間は既に從前の規定に依り期間を經過したものにも適用することに解する（同條說明(3)參照）のに本條の場合には期間を經過して既に權利の消滅したものには適用せぬことにしてある、之は前者は手續上の權利の性質として前に無くなつた權利も現行法規で權利を認めれば權利を得るに至るに反し後者は恩給請求權といふ實體權が消滅したのであるから再び復活せぬのを原則とする當然の結果と謂つてもよからう。

退官賜金や退職給與金等に付ては從前の規定中に請求期間を定めてないから此等は退官退職の日に政府に對し金錢の給付を目的とする權利を生じ其の時より五年にして會計法第三二條（五條一一頁）の會計時效の適用を受けるものとし從て右會計時效に罹らなかつたものに限り本條に依り第五條乃至第七條の適用を受けることになると解する。明治一五年太政官達第六六號（本年七月第四拾壹號ヲ以テ巡査看守給助例相達候處右實施ノ府縣ニ於テ人員減少等ニ因リ免職スルコトア

ルトキ奉職五年未滿ノ者ハ免職當日迄ノ勤續年數ニ應シ滿年賜金ノ例ニ據リ一時慰勞金トシテ支給スヘシ此旨相達候事）の一時慰勞金に付ても同樣で明治二三年會計法施行後は五年の時效に服するものと解する。

【例說】

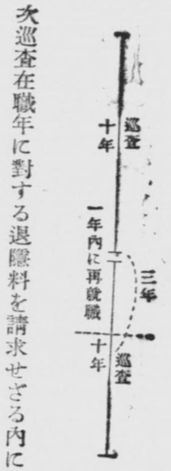

右の如く第一次巡査在職年に對する退隱料を請求せざる內に新法の施行時代に入り而も新法施行時代に入つた時に第一次巡査退職の時から三年の請求期間を經過してゐなかつた場合には第九條に依り七年の時效を適用せられ而も第六條に該當するから更に延長せられて結局第二次巡査退職の時から七年間內に請求すれば第一次在職年をも合算することになる。

第八十七條（從前の規定に依る恩給等を本法施行後第十條に依り給す）

第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

本條は恩給法施行前卽大正一二年九月三〇日迄に退職、死亡等の給與事由が生じた恩給、遺族扶助料等の原權の裁定の請求を爲す場合（恩給法第一〇條に關する恩給法施行令第二條第一項の場合）及原權の裁定を經た年金たる恩給、遺族扶助料等の同日迄の分として支給せらるべき給與金の請求を爲す場合（同上第二項の場合）には第一〇條從て恩給法施行令第一條及第二條に依り遺族に請求を爲さしめるといふ規定である。

大正一二年九月三〇日迄に給與事由が生じた年金たる恩給、遺族扶助料等にして恩給法施行後卽同年一〇月一日以後の分として支給せらるべき給與金の請求に付ては同日以後は右恩給、遺族扶助料等は第八五條第二項以下に依り恩給法に依る普通恩給、扶助料等と看做されるから本條の規定を俟つ迄もなく當然第一〇條の適用を受ける。

本條列擧の恩給、遺族扶助料等の原權の請求期間は七年を最長とし（第八六條參照）支給金の請求期間は五年であるから本條の適用は原權に付ては昭和五年九月、支給金に付ては昭和一〇年八月（給與は給與事由發生の月の翌月から（第三條）であるから大正一二年八月から七年後の更に五年後の八月である、大正一二年九月の退職、死亡者の給與は恩給法の普通恩給、扶助料等の支給となる）が最終であらう。

第八十八條（從前の規定に依る裁定及裁決の處置）

從前ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル內閣恩給局長ノ裁定ト看做シ(1)從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス(2)本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス(3)

(1) 恩給法施行前の舊規定に依て內閣總理大臣の爲した恩給、遺族扶助料等の裁定處分（官吏恩給法第一七條（二〇條—一七頁）、官吏遺族扶助法第一八條（二一條—一六頁）、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第一一及一五條（二二條—三〇頁）を恩給法第四一條（二一條—一五頁）、軍人恩給法に依て內閣恩給局長の爲した裁定處分と看做し從て之に對し第一三條の規定に依り一年內に具申を許し更に不服あるときは具申裁決の日より六ケ月內に訴願又は訴訟を許すといふのである、仍て從來公立學校職員に對する內閣總理大臣の裁定に對しては直に出訴出來たのが恩給法施行後は具申を經て出訴せねばならぬことになる。左に參考の爲從來の裁定、具申、訴願、訴訟の關係を一括して示す。

官吏恩給法	總理大臣裁定	→六ケ月內恩給局に具申→一年內出訴（第一七條）
官吏遺族扶助法	總理大臣裁定	→六ケ月內恩給局に具申→一年內出訴（第一八條）
軍人恩給法	總理大臣裁定	→六ケ月內恩給局に具申→一年內出訴（第四一條）
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法	府縣知事裁定（一三條）	→一年內出訴（府縣立師範學校及公立中學校竝市町村立小學校職員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スル行政訴訟ノ件）
府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法	總理大臣裁定（第一一、一五條）	→一年內出訴（同右）
巡査看守退隱料及遺族扶助料法	地方長官恩給局長裁定（第二二條）	訴願（第二五條）／出訴（第二五條）

(2) 恩給法施行前の舊規定に依て內閣恩給局長の爲した具申の裁決處分（官吏恩給法第一七條、官吏遺族扶助法第一八條、軍人恩給法第四一條）を恩給法に依て內閣恩給局長の爲した裁決處分と看做し從て之に對し六ケ月內に訴願又は訴訟を許すといふのである。

(3) 手續規定は改正と同時に改正規定に依ることになるのが理論であるが本項は便宜上特に事件完結迄は從前の手續規定に依らしめるといふのである。完結した具申裁決處分は第一項に依り恩給法に依る裁決處分と看做され之に對し、六ケ月內に訴願又は出訴が出來る。

第八十九條（小學校教員恩給基金の處置）

府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條(1)ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令(2)ヲ以テ之ヲ定ム

(1)

第十四條 府縣ハ小學校教員恩給基金ヲ備フヘキモノトス

市町村ハ其市町村立小學校ニ在職スル正教員ノ給料額百分ノ一ニ當ル金員ヲ毎年其府縣ニ納ムヘキモノトス

雇職ニ係ル加俸ニ對シテハ本條ノ納金ヲ要セス

本條第二項ノ納金ハ府縣小學校教員恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其利子ヲ以テ退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ニ充ツルノ外之ヲ支辨シ不足アルトキハ

本條第二項ニ依リ各府縣ニ於テ收入シタル納金額二分ノ一ニ當ル金員ヲ收入年度ノ翌々年度毎ニ國庫ヨリ府縣ニ給與スルモノトス

退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ハ恩給基金ノ利子及國庫ノ給與金其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘキモノトス

恩給基金ノ管理竝退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

恩給基金ノ管理竝退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル費用ハ總テ府縣ノ負擔トス

右は恩給法第八四條に依り廢せられたので今後も基金を存せしむるや否やに付本條で規定したのである、而して本條は存置することにした場合の規定である、存置すると否とは府縣の便宜上の問題で又一旦存置しても途中から廢して差支ないと解し度い。

(2) **小學校教員恩給基金管理規則**（大正一二年一二月二六日勅令第五二一號）

第一條 恩給法第八十九條ノ規定ニ依リ恩給基金ヲ備フル府縣ニ在リテハ本規則ニ依リ之ヲ管理スヘシ

第二條 恩給基金ハ他ノ府縣有財産ト區分シテ之ヲ管理スヘシ

第三條 恩給基金ハ現金、國債證書又ハ府縣債證券ト爲スヘシ

現金ハ大藏省預金部ニ預入スヘシ

第四條 恩給基金ノ利子及恩給法第十八條第三項ノ規定ニ依ル國庫ノ交付金其ノ他ノ收入ハ之ヲ當該府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充テ尚殘餘アルトキハ恩給基金ニ繰入レ又ハ翌年度ヘ繰越スヘシ

第五條 恩給基金ノ經理ニ關シ特別ノ規定ナキモノニ付テハ他ノ府縣有財產ノ例ニ依ル

第六條 府縣ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給基金經理ノ狀況ヲ毎年三月三十一日迄ニ內閣恩給局ニ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九十條（從來の在職年の計算法）

本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算(1)スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル(2)但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス(3)(4)

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス(5)

(1) 計算といふのは恩給額算出の基礎たる年數を算定することであるから結局通算、除算、加算、在職年月數の數へ方等を指すことになるのである、其の通算、除算、加算等の結果決定した在職年數を基礎とし其の一年毎に俸給年額の何分の一とするといふが如き率の問題は恩給額の計算になるから本條の關する所に非ず第八五條第一項の「從前ノ規定ニ依ル」なる法文に依るべきものと解する、蓋し同條項は「在職年ヲ計算スル場合ハ」等と限定せず一般的に「本法施行前給與事由ノ生シタル……ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル」と規定するが故である。

計算の語が通算不通算をも包含するの義なるは本條第二項に「前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス」と規定するに觀るも明瞭である。

(2) 第九〇條第一項は之を一讀して了解し得る通り在職年が新舊兩法時代に交渉ある場合其の計算方法を如何にすべきかを解決する經過的規定である、第八五條第一項も新舊兩法に關する經過的規定であるが之は一般的規定である

に對し第九〇條第一項は其の計算についてのみの局限的專門的規定であるから前段に述べた意味の計算に關する問題には本項を優先的に適用すべきである、而して新舊兩法の交涉關係は可成り遠い將來まで續く問題であり且つ恩給法解釋上最も複雜難解の問題であるから特に詳しく解說することに致し度い。

其處で新舊兩法時代に交涉ある在職年の計算は本條項に依るべき原則なること右述ぶる通りであるが之に付ては一二の例外があることであるから先づ此の例外の範圍を明かにし之を除外した範圍に於て本項の說明をせねばならぬ、其の例外の範圍といふのは大體

(イ) 問題となつた在職年の或るものは舊法時代に在り他のものが之と離れて新法施行後に存し且つ舊法時代のものが年金恩給の基礎たる年數に達して居る場合（第五四條第一項第一號）

(ロ) 舊法時代の年金恩給の基礎たる年數に達せざる在職年が新法時代の在職年と繼續の關係にある場合（第九〇條第一項但書）の二であつて前の場合には第八五條第二項で前の恩給が普通恩給と看做される結果普通恩給を受くる者の再就職といふことになり從て第五四條第一項に該當するのであつて同條項の適用範圍に入ることになるから再就職に係る公務員の種類の如何に拘らず總て前在職年と通算されるのであるし後の場合には第九〇條第一項但書に該當するから同樣新法で律せられる、但し前の例外には第九九條の例外があり後の例外には第九〇條第二項の例外があつて例外の例外として此の範圍に於ては第九〇條第一項本文の原則に戻るのである、第五四條に付ては同條の說明に讓り第九〇條第一項但書に付ては後に述べることにし玆に此の例外の範圍を除外した範圍內に於て第九〇條第一項本文の適用を圖示することにする（同種類ノ官職の在職年は通算されること勿論であるから圖示せぬ、但し待遇職員に付ては特別の關係あり第九〇條第一項但書の說明中施行令第四〇條の項を見よ。第二の在職年は一年以上として圖示する、括弧內の停止不停止は第二在職年に就職した場合第一在職年で生じた恩給を停止するかせぬかの意味である）（文、軍、巡、教等とあるは文官軍人、巡査、教育職員の何れの在職であつても差支ないことを示す）。

A　一在職年が舊法時代に存し他在職年が舊法時代より新法時代に引續く場合

(一) 舊法に依りても通算性あるもの……問題なし

(二) 舊法に依り通算性なきもの

(a) Aが年金恩給年數に達し又は然らざるもA＋Bで年金恩給年數に達するとき

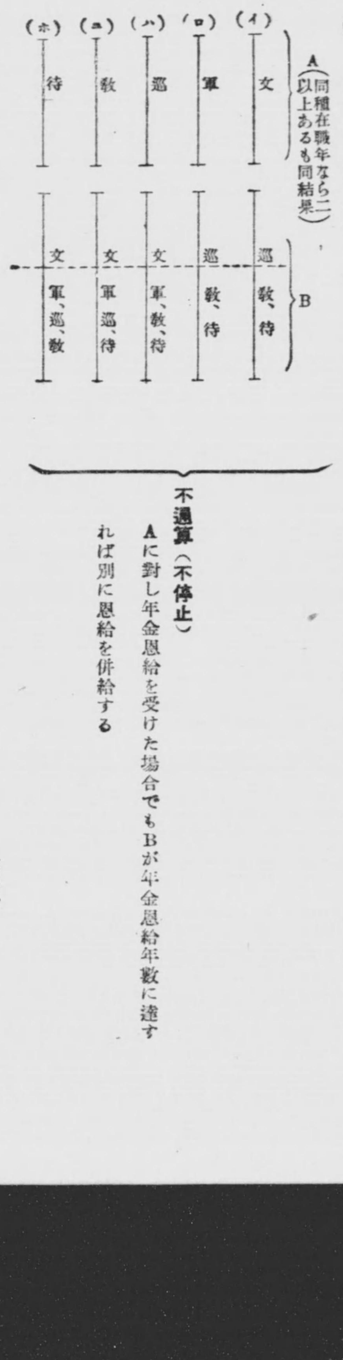

(b) Aが一時金的給與の基礎となり且つA＋Bが年金恩給年數に達せぬとき

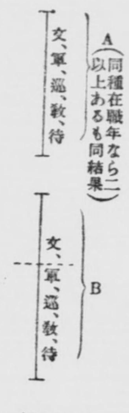

ABの通算關係如何に拘らずBに對する一時恩給を給するに止まる（二八條二項）（Bに對し新法たる二八條を適用する理由は第九〇條第一項但書說明中A參照）が故にAB通算の問題を生ぜぬ

B 一在職年が舊法時代に他の在職年が新法時代に在り且つ舊法時代の在職年が一時金的給與の基礎となつた場合（年金恩給の年數に達した場合は前述の通り第五四條に依り律せられる）

九〇條一項但書の說明中で論ずる通り と とは新舊法の適用上同樣のものとして取扱ひ得るからBの場合はAの場合と結果に於て大體同じである。

(一) 舊法に依り通算性あるもの……問題なし

(二) 舊法に依り通算性なきもの

(a) A＋Bで年金恩給年數に達するとき

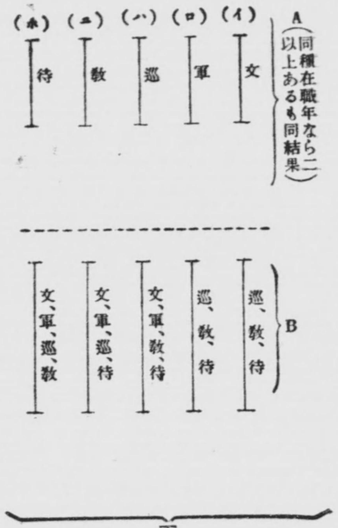

(b) A＋Bで年金恩給年數に達せぬとき

ABの通算關係の如何に拘らずBに對する一時恩給を給するに止まる（二八條二項）が故にAB通算の問題を生ぜぬ

C

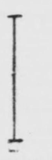

右の場合でも其の計算に關するもの卽除算加算等は第九〇條第一項本文に依るものと解する。

(3) 但書は第一項本文の例外である、卽新法施行前の在職年でも新法施行前から施行後に引續いた在職年との間に「繼續」なる關係さへあれば新法に依り計算するといふのである、但し加算に關しては從來の規定に依ることになつ

てゐる、其處で繼續とは如何なることであるかが重大なる問題となる次第であるが繼續は左の三場合に限るものと解するのである、今圖と共に此の三場合を揭げると

A　同一の官職が引續いてゐる場合

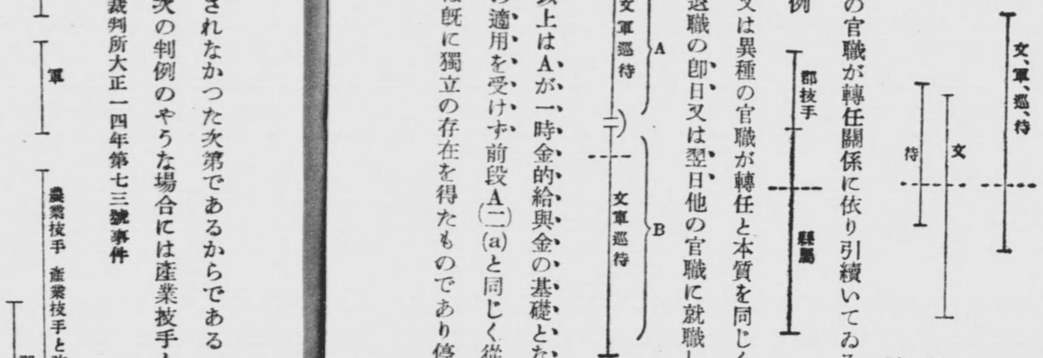

B　異種の官職が轉任關係に依り引續いてゐる場合

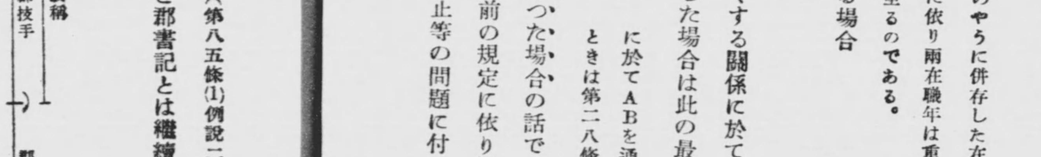

C　同種又は異種の官職が轉任と本質を同じくする關係に於て相接する場合

退職の卽日又は翌日他の官職に就職した場合は此の最も普通なる例である、卽

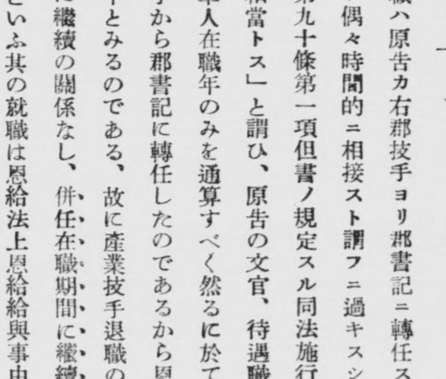

以上はAが一時金的給與金の基礎となつた場合の話であるがAが年金恩給年數に達したものならば但書に於てABを通算するといふのである。通算して年金恩給年數に達せぬときは第二八條第二項の趣旨に依りBに對してのみ一時恩給を給する。の適用を受けず前段A(二)(a)と同じく從前の規定に依り扱はれる、蓋し一度年金恩給年數に達した在職年は既に獨立の存在を得たものであり停止等の問題に付ても實行され之と通算されざる次の在職中は停止

されなかつた次第であるからである（第八五條(1)例說二、三參照）

次の判例のやうな場合には產業技手と郡書記とは繼續關係に在りと謂ひ得ぬこと尤もな次第である。

〔判例〕行政裁判所大正一四年第七三號事件

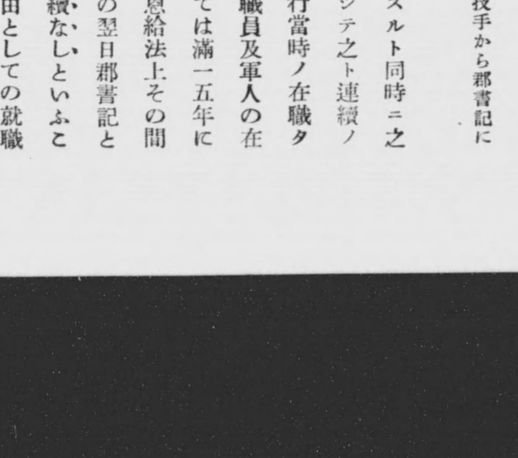

右の如き原告の履歷に於て裁判所は「待遇職員タル產業技手ノ職ハ原告カ右郡技手ヨリ郡書記ニ轉任スルト同時ニ之ヲ退職シタルモノナルモ其ノ退職ヲ後職タル郡書記ノ就職ニ對シ偶々時間的ニ相接スト謂フニ過キスシテ之ト連續ノ關係ヲ爲スモノト認メ難キヲ以テ右產業技手ノ職ハ上揭恩給法第九十條第一項但書ノ規定スル同法施行當時ノ在職タル郡書記ノ在職ニ繼續スル在職ト謂フヲ得サルモノト解スルヲ相當トス」と謂ひ、原告の文官、待遇職員及軍人の在職年を合算して普通恩給を給すべしとの請求を斥け結局文官及軍人在職年のみを通算すべく然るに於ては滿一五年に達せざるが故に普通恩給を給することを得ぬと判決した（郡技手から郡書記に轉任したのであるから恩給法上その間に退職なきものと觀るのであつて郡技手及郡書記は單一の在職年とみるのである、故に產業技手退職の翌日郡書記としての恩給法上の就職ありと謂へず從て產業技手と郡書記の間に繼續の關係なし、併任在職期間に繼續なしといふことになる、それで右判決文に於て後職タル郡書記ノ就職ニ對シといふ其の就職は恩給法上恩給與事由としての就職卽退職後の再就職の意味でなく俗に謂ふ意味に於ての就職と解すべきであらう、尙本件で待遇職員在職年は第九〇條第一項本文に依り從前の規定で律せられるから待遇職員在職年と文官在職年との間に第二九條の適用はない。

然らば何故に第九〇條第一項但書の如き例外が設けられたか、立法當時に於て舊法時代の在職は絶對に舊法に依り其の價値を定むべしとの論も有力であつたが新法施行後の在職其のものが舊法時代から引續くやうな場合に於て同一體を成す在職中の舊法時代の部分を離斷し之を舊法に依らしむることは理論偏重の嫌があるといふことになり斯の如き繼續せる在職に限り新法に依り價値を決定することにしたといふことになつてゐる。

但書の意味は右の通りであつて第一項本文の原則に對し例外をなすものであるが此の例外には更に例外がある、(イ)第九〇條第二項(ロ)第九九條第二項の二場合である、(イ)に付ては次段に述べる、(ロ)の結果として教育職員に付ては兩在職年共に教育職員なるか又は一方が教育職員で他方が教育文官なるときに限り通算されるのである、前示圖解に教育職員在職年を掲げなかつたのも此の爲である、之に付ては第九九條第二項の說明を參照せられ度い、右の二場合は例外の例外として第一項本文の原則に復する次第である。

尙但書に對する變則的例外卽不繼續の場合でも通算する場合として（尤も繼續の場合でも次の第四〇條の規定が存しなければ通算せぬ、第四〇條が存するから第九〇條の適用がある）待遇職員に付ての恩給法施行令第四〇條の規定がある、卽

第四十條　第十條各號ニ揭クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ揭クル官制ニ依ル職員ト看做ス

といふのであつて之は大正一二年勅令第五二〇號を以て施行令中に追加規定したもので（但し同令は「**第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス**」と規定す）此の規定の結果施行令第一〇條各號に揭げる職員は其各號の區別に關せず其の前身たる大正一二年一〇月一日恩給法施行前の在職年との間に繼續關係ある場合は勿論、繼續關係なくとも遡つて通算し得ることになつて居るのである、又此の趣旨からして第二四條第三號以外の各號の待遇職員に付ても其の各號所揭公務員の前身たる職員に付て繼續の關係なくとも恩給法施行前に遡つて通算し得ることに解するのである、但し其の待遇職員相互間の通算を認める範圍は他の在職年との比較權衡上第二四條各同一號（前記施行令第一〇條に揭ぐる各號とは違ふ、第一〇條の各號は一括して第二四條第三號と看るのである、混同せざるを要する）の職員相互間に限ることに解せられてゐる。恩給法施行後の待遇職員在職年は第二四條各號別に拘らず皆相互に通算されることは勿論である。

施行令第一〇條に付ては第二四條說明(6)を見よ。

繼續する場合でも加算年に關しては從前の規定に依ることとしたのは概して舊法の加算の方が有利なりし其の利益を擁護すること、新設加算を適用する過去の基礎的事實の調査の困難なること等に由る。

(4)　以上で第九〇條第一項の公式的說明を終へた次第であつて實際問題として起る複雜な新舊在職年通算關係は第八條の選擇問題、第五四條の再任改定問題等を考慮しつゝ右の公式を應用すれば殆ど全部解決し得るのである、之から實例に就て第九〇條第一項に關する右公式の應用を示すことにする。

【加算年ニ關スルモノ】

〔例說一〕　恩給法施行前の大正四年六月二八日から同法施行後たる昭和二年一一月五日迄朝鮮に文官として在勤し

た場合の在勤加算は

同大正四年六月二八日至大正一二年九月三〇日の八年三月（舊加算規定たる明治四四年法律第六一號從て明治三三年法律第七五號では曆法的計算方法に依り滿一月に對し半月を加算し一月未滿には加算せざりしが故に三月である、四月ではない、新法の計算法では四月になるが）に對し四年一月半

自大正一二年一〇月一日（新法施行）至昭和二年一一月五日の四年二月（新法では總て月單位であるから二月である）に對し二年一月

を加算し合計六年二月半の加算とする大正四年六月二八日から昭和二年一一月五日まで全部に新法の加算方法を適用し在職一二年六月に對し六年三月を加算するのではない。

〔例說二〕

自明治四四、一一、一〇　至大正一二、二、五　朝鮮初等教員在勤
自大正一二、二、六　至昭和四、三、一四　朝鮮中等教員在勤

右の場合恩給法施行前の朝鮮在勤加算年は例說一で述べた計算法に依り明治四四、一一、一より大正一二、九、三〇迄に對し五年一一月であるが恩給法施行前の在職年に對する恩給法第六二條の勤續加給の基礎としての在勤加算年を計算するには必ずしも之と同樣でないのであつて

初等教員としては自明治四四、一一、一〇　至大正一二、二、五　一一年二月二六日

中等教員としては自大正一二、二、六　至大正一二、九、三〇　七月二五日

であり而して舊法では一月未滿には加算年を附せぬこと例說一で述べた通りであるから初等教員としては一一年二月の二分の一卽五年七月、中等教員としては七月の二分の一卽三月半合計五年一〇月半である、仍て初等教員としての加給年算出基礎在職年は實在職一一年四月と右五年七月を合し一六年一一月、中等教員としての加給年算出の基礎在職年は實在職六年一月と右三月半と恩給法施行後の加給加算年二年九月とを合し九年一月半となる。

恩給法施行後に在つては加給の基礎としての在勤加算年とは年月數が總て月計算であるから之と通常の在勤加算年とは一致する、卽右の例が恩給法施行後であると假定すれば在勤加算年も加給の基礎としての在勤加算年も大正一二年九月三〇日迄の分は共に一一年一一月半である、從て初等教員の加給算出基礎在職年は退職迄に九年一月半である。

〔例說三〕

大正一二年三月三一日　任臺中州衞生書記
同一五年五月一日　依願免本職

右の履歷に於て臺灣在勤加算は恩給法施行（大正一二年一〇月一日）以後の在職年二年九月に對してのみ爲し施行前の部分には爲さぬ、蓋し待遇職員に付ては從前の規定では加算しなかつたからである、但し恩給法第九一條第二項所定の加算條件たる引續きたる三年の期間は施行後の三年と限定すべき理由なきものとして施行前たる大正一二年三月から起算して差支なしと解せられてゐる。

【例說四】 從前の法律に依る加算の效果の及ぶべき恩給法施行後の期間に付ては新舊法何れかの最も利益なる一加算に依る、例へば大正一二年七月五日から翌一三年一月一〇日迄外國鎭戍を爲したと假定すると軍人恩給法第二三條に依り翌年七月四日迄は此の鎭戍加算の範圍內に屬し其の加算年は一年であつて恩給法施行後たる大正一二年一〇月より翌年一月迄の恩給法に依る鎭戍加算六月より利益であるから此の場合には舊法の鎭戍加算年を附すればよいのである。若し右の場合に(イ)更に大正一三年二月から七月一日迄恩給法第三二條第一項第一號の從軍を爲したとせば其の加算一年六月と前の六月と合し二年は舊法の鎭戍加算より大であるから舊法の鎭戍加算を捨て大正一二年七月五日より翌年七月迄に對し新法の從軍加算一年六月を附することになるのである、更に右從軍が大正一三年九月一日迄であつたと假定せば八、九兩月に對し更に六月の從軍加算を爲し得る次第である。(ロ)大正一三年六月から八月六日迄鎭戍を爲したとせば六、七月に對する鎭戍加算三月と前の六月を合し九月は舊法の鎭戍加算一年より小であるから大正一二年七月五日より翌年七月四日迄に對し舊法の一年の加算を附し而して大正一三年七月五日から八月六日の期間に對し七、八月分の新法の三月の加算を爲すのである。

【例說五】 恩給法施行前より引續きたる文官在職年に一時恩給を給すべき場合に大正一二年九月三〇日以前の在職年に對しては加算を爲すことを得ぬ、蓋し一時恩給に相當する從前の退官賜金の基礎在職年に對しては加算を爲すべき從前の規定が存しなかつたからである。軍人、巡査、看守、教育職員の一時金に付ては從前も加算規定が適用された。

【但書一般ニ關スルモノ】

【例說一】

大正　八年一二月一日　舞鶴海兵團入團
同　一一年六月一五日　歸休除隊
同　一二年二月七日　任警視廳巡査
同　一二年一一月三〇日　海軍現役滿期

右の場合軍人現役滿期が恩給法施行後であるから軍人在職年と巡査在職年とは共に恩給法に支配せられるから兩在職年を合し一〇年以上に達して失格原因なく退職すれば兩在職年を通算し巡査としての普通恩給を給する。

【例說二】 恩給法施行前軍人現役滿期になつたものは滿期前歸休となつた當日又は翌日巡査となり施行後迄在職しても兩在職年は通算されぬ、蓋し歸休除隊は豫備役に入るのでなく現役中であるから恩給法第二六條の退職でないから巡査在職年との間に繼續の關係を生ぜず現役滿期が退職であり從て軍人在職年は從前の規定に律せられそれによると巡査在職年との通算を認められなかつたのであるから巡査在職年が恩給法の支配を受け軍人在職年と通算を認められても片面的に兩者を通算することは出來ぬ、通算は軍人在職年の方面から見ても支障なく通算され得べき場合でなければならぬ、卽通算は相互的なるを要するのである。

【例說三】

右の場合に文官としての普通恩給を選擇すれば全部の在職年を通算するも待遇職員としての普通の恩給を請求するときは軍人在職年は通算されぬ（註、第九〇條但書の說明で說いた如く待、文は新法で律せられるから軍と待の在職年の中間に新法施行があつたと同樣の關係になり從て第一項本文の說明B(二)(a)の場合と同樣になるから待遇職員として請求すれば軍が通算されぬ、文として請求すれば文、待は通算され文、軍も通算されるから結局軍、待、文皆通算されるのである、例說四も同理論である）。

〔例說四〕

右の場合產業技師（待）の恩給を選擇すれば第九〇條第一項本文に依り軍人在職年を通算するを得ぬ。

〔例說五〕

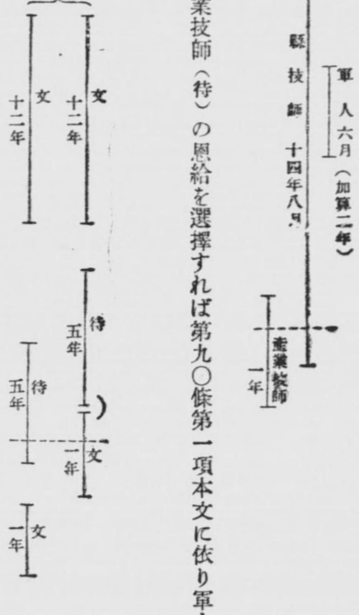

右に於て後の文と待とは新法に依り律せられ又前の文と後の文とも通算されるから結局後の文官退官の際全部通算せられる（參考　後の文が一年未滿でも同結果である但し若し前の文又は待が年金恩給權になつてゐると後の文が一年未滿では第五四條第一項第一號に該當せず却て全部の通算を爲し得ざるに至る）。

〔例說六〕

（之は例說三の第一次在職年が年金恩給の基礎になつてゐる例である）右に於ては後の文官在職年を通算し第五四乃至五六條の規定に依り文官恩給を改定せる恩給と第二次文官就職の時より待遇職員退職の時に至る期間に對する待遇職員一時恩給との何れか一を選擇すべきものである、再任改定せる文官恩給の外に待遇職員の一時恩給を給與すべきでない。

〔例說七〕

右の場合には警部から警部補に轉じ第二六條第四號で退職と看做されるが第五二條第一項の準用で第二次警部補退職のとき恩給權が完全に發生するから第二次警部補在職年が一年以上なるときは第二次警部補退職の際に於て第一次警部補としての警察監獄職員恩給を警部在職年を通算し第二次警部補として改定した普通恩給と警部一時恩給との選擇となる、警部補一年未滿ならば單に警部としての一時恩給又は年金恩給を生ずるのみ。

〔例說八〕　第九〇條第一項に所謂繼續とは事實上の繼續を意味するが故に公務員在職年中に教育職員在職年が介在

する場合に於ても尙繼續と謂ひ得る、從て教育職員の在職年を恩給法第九九條に依り除算する場合でも其の前後の在職年は恩給法の原則に依り通算する。

〔例說九〕

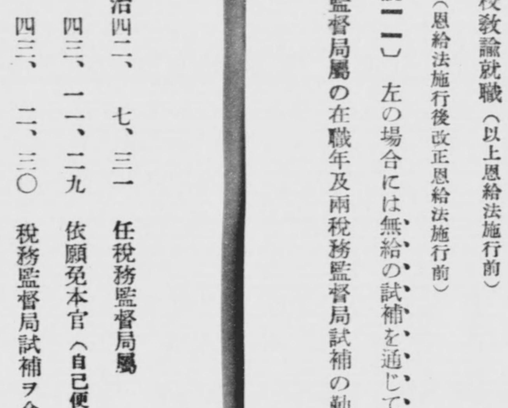

右の場合には文官として失格原因があつても第一次待遇職員在職は第二次待遇職員在職年に通算して差支ないと解する。

〔例說一〇〕 左の場合には準教育職員を介しても繼續を認め有給の試補を通じて屬に繼續を認める、從て自己便宜退職の公務員の在職年を通算して普通恩給を給し得る。

小學校訓導退職（自己便宜）
右退職の卽日中學校助教諭心得就職
中學校教諭就職（以上恩給法施行前）
退職（恩給法施行後改正恩給法施行前）

〔例說一一〕 左の場合には無給の試補を通じて屬に繼續を認め有給の試補に接續を認める、從て自己便宜退職に係る稅務監督局屬の在職年及兩稅務監督局試補の勤續年月數の二分一を參事補在職年に通算する。

明治四二、七、三一 任稅務監督局屬
同 四三、一一、二九 依願免本官（自己便宜）
同 四三、二、三〇 稅務監督局試補ヲ命ス（年六〇〇圓）
同 四四、五、二〇 大藏省試補ヲ命ス（無給）
大正 四、三、二三 稅務監督局試補ヲ命ス（年六〇〇圓）
同 四、八、五 任專賣局參事補（恩給法施行後迄引續在官）

〔例說一二〕 舊法時代に自己便宜に依り退職した在職年と雖も後の在職年との間に繼續の關係ある場合には新法では失格原因とならぬから通算する。

〔例說一三〕 舊法時代に舊法に依れば恩給を受くる資格を喪ふべき刑に處せられた軍人でも其の在職と其の後の在職との間に繼續の關係あり恩給法第九〇條第一項但書に依り恩給法に依りて其の在職年を計算せられ其の刑の種類、程度が恩給法の失格規定のものに該當せぬ場合には前後在職年を通算する。

〔例說一四〕 恩給法施行前の未成年者としての在職年と雖も第九〇號第一項但書に該當する限り恩給基礎在職年として通算する。

〔例說一五〕 韓國官吏の二〇歲未滿者としての在職月數は第九〇條第一項但書に該當する場合と雖も除算する（註、新法では二〇歲未滿でも算入することになつたが從來朝鮮人官吏に付ては大正七年法律第三〇號（恩給法第二〇條說明中從前の規定の部參照×恩給法第八四條に依り廢止）第二條の規定があつたのであつて之は二〇歲未滿の鮮人官吏は全然官吏と看ず右法律第三〇號を

して通算する。

適用しなかつた、從て頭から何等恩給法規上の問題とならなかつたものと解する結果其の部分は新法の適用範圍に入らぬことになるとするのである）。

〔例說一六〕 恩給法施行前に休職滿期となつた文官が其の休職中に神職に就職し恩給法施行後に退職しても文官の退職は休職滿期の時であつて第九〇條第一項但書に規定する繼續に該當せぬから從前の規定に依り兩者を通算することを得ぬ。

〔例說一七〕 恩給法施行の際現に警部補として在職する者の其の在職に繼續する恩給法施行前の臺灣總督府警部補の在職年は文官としての外恩給法上の警察監獄職員の在職年としても計算することが出來る（第二三條(1)參照）。

〔例說一八〕 明治三九年二月以降の舊韓國政府の權任、巡檢の在職月數は恩給法施行後の公務員の在職に繼續する場合に於ては之を其の恩給法施行後の各種の公務員の在職年に通算して差支ないと解せられる（5）〔註三〕の說明參照のこと）。

〔例說一九〕

大正一〇、四、二六　任北海道廳事業手、
同　一一、一二、二三　任北海道廳技手
昭和　二、六、七　依願免本官

右の場合待遇職員たる事業手より文官たる技手になるのであるから辭令上轉任の形式であつても行政法學上の觀念よりせば退職のあつたものとみるべきであり且つ繼續はしてゐても全在職を合して普通恩給年限に達せぬから第二八條の一在職主義に依り兩者を通算することは出來ぬ筈であるが、事業手に付ては恩給法施行令第一一條に依り公務員となる以前に地方の恩給規定も存しなかつたから特に專業手在職年を通算した六年三月に對し一時恩給を給する。

【施行令第四〇條ニ關スルモノ】

〔例說一〕 府縣の退隱料規程等に依る退隱料は恩給法施行後之と通算さるべき在職年が無い限り單に恩給法が施行されたからとて直に之を普通恩給と看做す譯には行かぬ、第八五條第二項の所謂從前の規定中には府縣恩給規定を含ます而して法は一般に施行後の事實に就てのみ適用されるからである、併し恩給法施行後一ヶ月でも右府縣退隱料の基礎在職年と通算さるべき在職年を有するに至ると施行令第四〇條又はその趣旨に依り右前後の在職年は之を合算した年數に依り新に普通恩給を給して差支ないのである（尤も公務員は此の場合退隱料はそのままとし施行後の在職年（一年以上の場合に）對し一時恩給を請求しても差支ないと解する）、此の場合前退隱料は普通恩給と看做されぬのであるから恩給法第五四條に依る再任改定でなく從て又施行後の在職一年以上たるを要せぬ。

〔例說二〕 府縣の恩給規程に依り既に退隱料を受けた待遇職員の在職年を施行令第四〇條に依り通算し普通恩給を給した場合に府縣の退隱料と恩給法に依る恩給とを二重に給與しない爲には府縣の退隱料には恩給法は關係なき故府縣に於て退隱料不給與又は減額等の規定を設くれば可である。

〔例說三〕 恩給法施行令第四〇條に依り恩給法施行前の待遇職員在職年にして施行後の在職に繼續せざるものを計算する場合に該在職年の退職事由が退職當時の當該府縣退隱料規程等に依り失格事由に該當するときは其の年數を通算せぬ（盡し府縣退隱料規程は恩給法第八五條第一項又は第九〇條第一項に所謂從前の規定に該當せぬ——それは從來の國家の法令な

規定した恩給法規に屬せぬからである——のではあるが之に準ずべきものであり從前の恩給法規に依るものとの權衡上然かく解するのを妥當とする)、併し其の待遇職員に付未だ退隱料規定の存せざりし時代の在職年は其の退職事由が恩給法規定の失格事由に該當せぬ限り通算する(であるから從前全く恩給規程の存しなかつた判任官待遇以上の監獄醫、保健技師の如き待遇職員在職年は自己便宜に依り退職したものと雖通算する、蓋し規程の存しなかつたものについては所謂從前の規定又は之に準ずべきものさへ全然存せず且つ退職事由等もやかましく詮議せず退職者も一々退職の事由を成る可く有利な形式に整へる等のこともしなかつたことであるから恩給法の失格原因にさへ該當せねば通算するを妥當とする)。

〔例說四〕

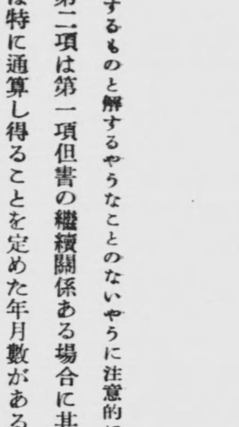

右の例で待遇職員b在職年が甲縣の規定に依り自己便宜退職で失格原因に該當するものであつた場合に甲縣に官吏恩給法第九條第六號の準用規定の如きものがあつてa在職年をも除算する旨の規定があつたならばa在職年をも除算する、若しa在職が他の府縣の在職である場合ならば假令右の如き規定が兩縣にあつたとしても、縣が違へば通算しなかつたからa在職年は除算せられぬと解せられる。

〔例說五〕明治二〇年七月一七日以前の本官たる神官と其の後の待遇官たる神職とは兩者が恩給法施行後迄繼續せぬ限り之を通算せぬ(註、文官と待遇職員であるから通算せぬのは勿論である、ただ誤つて待遇職員の前身として施行令第四〇條に依り通算するものと解するやうなことのないやうに注意的に揭げた)。

(5) 第二項は第一項但書の繼續關係ある場合に其の爲めに恩給法に依り律せられ通算されぬものであつても從前の規定では特に通算し得ることを定めた年月數があるなら從前の規定を優先適用せしめて在職年として通算し從來の利益を害せぬといふのである、法文に「通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數」とあり在職年(恩給法規上の)と限定してゐないのであつて、恩給法の所謂公務員に相當すべき官職に限らず雇員等でもよいのである、實際上適用を受けるのは明治二九年法律第七八號臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ヲ適用スルノ法律(註一)に依る官吏の職務に從事したる雇員の年月數と、明治四四年法律第六七號貴族院及衆議院速記技手在官年月數ニ關スル法律(註二)に依る明治三〇年勅令第三四九號及同年勅令第三五〇號施行前より貴族院又は衆議院の速記に從事し同令に依り貴族院速記技手又は衆議院速記技手に任用せられ同法施行の際迄勤續したる者の任用前の勤務年月數と、及大正七年法律第三〇號朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律(註三)第四條の舊韓國政府の權任、巡檢の明治三九年二月一日以後の在職月數等である。

〔註一〕臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及遺族扶助法ヲ適用スルノ法律(明二九、法七八)

第一條 臺灣總督府條例施行(a)前臺灣總督府所屬ノ雇員ニシテ官吏ノ職務ニ從事シタル者ハ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ關係ニ於テハ文官判任以上ノ者ト同視シテ處分ス但シ同雇員タリシ年月數ニ對シテハ官吏恩給法第十二條第二項ノ一及官吏遺族扶助法第二條(b)ヲ適用セス

第二條 現ニ恩給ヲ受クル者ニシテ第一條ニ該當スルトキハ同雇員トシテ勤務シタル年月數ハ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ニ定

ムル年月數ニ通算セス又同雇員トシテ受ケタル俸給額ノ爲ニ既定ノ恩給額ニ異動ヲ及ホサス

前項ニ掲クル者官吏恩給法第三條ニ該當スル場合ニハ雇員俸給額ニ依リ算出シタル增加恩給ヲ給ス

第三條 現ニ恩給ヲ受クル者ニシテ第一條ニ掲クル雇員タル者官吏遺族扶助法第四條第二項ニ該當スルトキハ雇員ノ俸給額ニ依リ算出シタル扶助料ヲ其ノ遺族ニ給ス

(a) 臺灣總督府條例（明治二九年勅令第八八號）の施行期日は明治二九年四月一日である。

(b) 二〇條—六頁及一三頁參照、何れも國庫納金の規定である。

〔註二〕 **貴族院及衆議院速記技手在官年月數ニ關スル法律**（明四四、法六七）

明治三十年勅令第三百四十九號(a)及同年勅令第三百五十號(b)施行前ヨリ貴族院又ハ衆議院ノ速記ニ從事シ同令ニ依リ貴族院速記技手又ハ衆議院速記技手ニ任用セラレ本法施行ノ際迄勤續スル者ハ其ノ任用前ノ勤務年月數ヲ官吏恩給法及官吏遺族扶助料法ノ在官年月數ニ算入ス

(a) 貴族院事務局官制中改正ノ件で官報公布は明治三〇年一〇月一三日、附則なし。

(b) 衆議院事務局官制中改正ノ件で官報公布は明治三〇年一〇月一三日、附則なし。

〔註三〕 **朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律**（大七、法三〇）（全文は二〇條—二三頁參照）

第四條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ巡査ノ勤續年數ニ通算ス但シ一時金ニ關シテハ明治四十三年八月二十九日(a)前ヨリ勤續シタル者ノ勤續月數ニ限リ之ヲ通算ス

一 舊韓國政府ノ權任又ハ巡檢ノ明治三十九年二月一日(b)以後ノ在職月數

二 舊韓國政府又ハ統監府ノ巡査ノ在職月數

(a) 日韓併合の日。

(b) 統監府設置の日。

右の如く權任又は巡檢の在職月數は巡査在職年に通算され恩給法施行後も同樣の關係であると解すべきであるが權任又は巡檢の在職と恩給法施行後の又は施行後に亙る巡査の在職とが繼續の關係にあると恩給法第九〇條第一項但書に依り恩給法を適用せらるる結果は權任又は巡檢は同法第二三條に規定する公務員でないから巡査の在職と通算し得ざるに至るが之を第二項の規定で通算し得ることにするといふのである。

更に進で之は第九〇條第一項但書に關聯する問題になるが權任又は巡檢の在職が巡査の在職のみならず他の公務員の恩給法施行後又は施行前から施行後に亙る在職と繼續の關係にある場合に於ては一般公務員が第九〇條第一項但書の規定に依て在職年通算性の共通化の利益を受くるに至つたと同樣の趣旨に依り權任又は巡檢（前記法律第三〇號の巡査等恩給法の公務員の名稱に包含せらるるものは勿論である）の在職年月數は之を他種公務員の在職年月數と通算して然るべきである。故に前後繼續せる左記の例の如き場合には明治三九年二月一日以後の權任又は巡檢在職に後の全在職を通算して然るべきであらう。

(イ) 明治三八年一一月二七日命巡檢、四二年四月一七日道飜譯官補、後に警部に轉じ恩給法施行後迄在職して退職。

(ロ) 明治三九年七月一一日巡檢、四一年一月一日韓國看守、四三年一〇月一日朝鮮看守、大正二年九月二六日朝鮮通譯、一〇年看守長、恩給法施行後退職。

(ハ) 明治三八年一一月二七日巡檢、四二年四月一七日道巡査、同月道文官、四三年一〇月一日朝鮮總督府道警部、恩給法施行後退職。

(二) 光武一〇年(明治三二年)一月二三日命樺任、隆熙二年(明治四一年)一月一日命警務總巡查、明治四三年七月一日統監府巡查補、同年一〇月一日朝鮮總督府警部、恩給法施行後退職。

第九十一條（植民地在勤加算）

內地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬官署職員ニ就テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム(1)）樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ(2)在勤シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス(3)

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス(4)

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス(5)

(1) 內地人でなくてはならぬから朝鮮や臺灣本島人等は本條の加算がない。從前の規定では朝鮮、關東州の在勤加算は內地人に限定した（明治四〇年法律第四八號、二〇條—一九頁）が樺太、臺灣の在勤加算は內地人に限定しなかつた（明治三三年法律第七五號二〇條—一七頁）。

〔例說〕臺灣本島人たる公務員が內地の戸籍に入つた場合には入籍の時から起算し恩給法第九一條第二項の加算要件たる年月數だけ引續き在勤せねば同條に規定する加算を爲さぬ。

括弧內の法文の反對解釋として關東廳及其の所屬官署職員以外の公務員は南滿洲鐵道附屬地に一定期間引續き在勤しても加算されず又朝鮮等他植民地勤務職員が附屬地に九〇日以上滯在すると加算をされぬ月が生ずることになる。

(2) 引續キの意義は第三八條第一項の場合と全然同一である。

〔例說一〕　軍人五月、巡査一年九月、文官二年八月朝鮮に於て繼續在職しても本條に依り加算することを得ぬ。

〔例說二〕　朝鮮に於て巡査一年、判任官見習一年三月、文官四年を繼續在職したときは文官在職年に對してのみ加算する。

(3)　在勤期間の一月といふのは恩給法の在職年計算の一般的原則に從ひ月計算に依る一月の意である、次に述べる施行令第一六條にも明示されてゐる。此の點舊法（明治三三年法律第七五號臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律等）が日を單位として曆法に依る一箇月未滿に加算しなかつたのと異る。

又本條は普通恩給と一時恩給とに共通に規定してゐるものと解せられるから一時恩給の基礎在職年に付ても加算し得るが舊法では文官に付ては法文（前記法律第七五號第一條「官吏恩給法竝官吏遺族扶助法ノ在官年數計算ニ於テ」から觀て退官賜金の基礎在職年に付ては加算しなかつた。それで文官が舊法時代から恩給法施行後にかけて在職し一時恩給を受くべき場合には大正一二年一〇月一日以降の在職に對してのみ加算すべきである。（第九〇條(4)例說五參照）

〔例說〕　大正　八、七、五　命判任官見習
　　同　九、二、一七　任朝鮮總督府郡書記
　　同　一〇、二、一二　地方官官制改正朝鮮總督府郡屬トナル
　　昭和　二、三、二六　依願免本官

右の場合の在職年は

八、七、五 ― 九、二、一六 ― 七月の二分の一通算三月半（四二條一項四號）
九、二、一七 ― 大正一二、一〇、一 ― 朝鮮在勤三年六月の二分の一、一年九月
二、三、二六 ― 七年二月

總計九年二月半である。

尙本條に依る加算年の計算に付て**恩給法施行令**第三二條、第一六條の規定がある。卽

第三十二條　第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十六條　邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル(a)前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上(b)其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

(a)　恩給法第九一條の規定に依る在勤加算に付ては同法第四〇條の準用があるから右在勤加算年を附せらるべき地域に在勤中の者同法第四一條第四號の規定に依り除算せらるべき在職年に對しては在勤加算年は實在職年に從たる關係上算入されぬが、不法に職を離れる前の在職と職務に復した後の在職とは固より引續いた一箇の在職であるから之を以て恩給法施行令第三二條に依り準用せられる同令第一六條第一項に所謂「其ノ在勤ヲ止メタル」ものとは謂ひ難く在勤命令の繼續する限り前後の在職は仍引續いた在職と解せられる。

(b)　第三八條(2)參照。

〔例說〕　勤務命令が第二項に規定する期間繼續しても最初の短期間在勤地に在り以後九〇日以上在勤地に在らずして終つた場合には其の在勤地に在つた期間にも加算せぬ、舊法時代にも最初一寸在勤地に在つて爾後ゐないと加算しない沿革であつた。勤務命令の終る前に一寸でも在勤地に歸ると前後の現地に在つた期間に對して加算する、舊法時

代も然りであつた。

在勤とは植民地に在勤すべき勤務命令が繼續してさへゐればよいので必ずしも實際に常に現地に在ることを要せぬ、故に休暇や出張で臨時に內地に行つても差支ない、唯九〇日以上在勤地を離れると全然其の地域にゐなかつた月だけ加算せぬのである、舊法（明治三三年法律第七五號）には九〇日以上離れると加算せぬといふ規定はなかつた。休職になると職務に從事するを要せず從て現地に在ることを要せぬから在職ではあるが在勤でない、而して休職を命ぜられた當日から在勤でないと解する。

〔例說〕 大正一二、三、三一　任朝鮮公立普通學校訓導　補義州公立普通學校訓導

同　一二、四、一　一年現役兵として龍山步兵第七八聯隊入營（現職の儘）

同　一三、三、三一　補慕川公立普通學校訓導

同　一五、六、五　依願免本官

右の者の訓導としての在職年を計算する場合には其の職務を以て三年（改正恩給法施行前なるが故に三年）以上引續き朝鮮に在勤したものと認め且つ入營中の訓導在職年月數に對しても在勤加算を附すべきである。

(4) 〔例說一〕

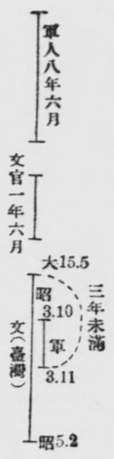

（昭和三年一〇月臺灣に召集さる）

右の場合に大正一五年五月臺灣で文官任官以後退職迄の文官三年（改正恩給法施行前なるが故に三年）以上なるが故に軍人恩給（昭和三年一一月退職に因り）を選擇する場合と雖も軍人在職年に通算せらるべき大正一五年五月から昭和三年一一月に至る文官在職年に對し在勤加算年を附する。

〔例說二〕 待遇職員に本條の加算を附するのは恩給法施行後の在職年のみに付（第九〇條第一項但書）恩給法の定むる計算法に依て爲す尤も第二項の三年（改正恩給法施行前）の在勤期間は施行前の引續いた在勤期間をも算入する。

〔例說三〕 本條第二項の年月數は月に依り計算すべきであるが其の始期が恩給法施行前なるときは加算年を附すべき在職年中恩給法施行前の部分に付ては第九〇條第一項但書の規定に依り日を以て計算すべきである（第九〇條(4)例說一參照）。

一年、三年、四年は一二箇月を一年として數へる。

本條の加算に付ては第三八條第二項のやうな特別の規定がないから臺灣、朝鮮、關東州、樺太、南洋群島、相互間の轉勤は引續いた在勤とは看做されぬ。

尙本條の加算要件としての引續いた在勤期間に關する經過的規定として昭和八年法律第五〇號附則第一六條參照のこと。

(5) 前述(1)の(a)は第四〇條第一項の一例である。第三項の例としては朝鮮在勤の內地人が第九二條の國境警備勤務に服し又は理蕃勤務を爲し或は第三八條の一月に付三分の二月の邊隊地に在勤した場合には朝鮮在勤加算を附せずして之よりも加算率の利益な國境警備加算又は理蕃加算或は邊隊地在勤加算を附すが如きである。朝鮮在勤の內地人が

第三八條の不健康業務に服し又は一月に付二分の一月の邊隊地に在勤した場合には加算率が朝鮮在勤加算の率と同じであつて利不利の問題がないから第三八條の加算を附せず朝鮮在勤加算を附して置けばよろしい。

第九十二條（國境警備加算、理蕃加算）

公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備(1)又ハ理蕃(2)ノ爲危險地域内ニ勤務シタルトキハ當分ノ内在勤期間(3)ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁(4)ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

(1) 國境警備とは外國との境界を内國側に駐在して警戒防備することであつて外國側に在るときは軍隊は鎭戍（第三五條）となる。實際問題としては(4)の勅裁で判明するやうに滿洲と朝鮮との國境を鴨綠江及豆滿江を隔てて朝鮮側で警備することである。

(2) 理蕃とは歸順せざる蕃人を蕃地に駐在して化育警戒乃至討伐することで實際問題としては(4)の勅裁でも判るやうに滿洲と朝鮮との國境を鴨綠江及豆滿江を隔てて朝鮮側の警備の性質上軍人と巡査が國境警備加算を附せられる主なる公務員で看守、森林主事の如きは警備に從事せざるを通常とする。而して軍人に付ては警備部隊が定つてゐるから平生陸軍から裁定廳に通知しある警備部隊に屬する者は一一證明を要せずして當然警備に從事する者として加算して可なるも巡査は例へば新義州の如き大正一二年内閣告示第二號の地域に在勤する場合と雖も必しも國境警備に從事せぬ場合もあるであらうから一々國境警備に服したりや否や證明を俟ち從事した者にのみ加算すべきである。

うに臺灣の生蕃の理蕃のことである。

(3) 在勤の意義は前條の場合と同樣である。本條に付ても加算の始期終期及不加算期間に關し恩給法施行令第三二條從て第一六條の規定の適用がある。卽

第三十二條　第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十六條　邊陬又ハ不健康ノ地域以外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到著シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上(a)其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陬又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

(a) 第三八條(2)參照。

(4) 勅裁の結果が內閣告示で示されてゐる、卽

(イ) 大正一二年一二月二七日
內閣告示第二號

恩給法第九十二條第一項ノ規定ニ依ル加算ノ地域及期間左ノ通勅裁ヲ經タリ

國境警備及理蕃ノ加算ニ關スル件

大正十二年十月一日以後朝鮮ニ於ケル左ノ地ニ於テ國境警備ニ從事スル公務員ニ對シ恩給法第九十二條第一項ニ規定スル國境警備加算ヲ爲ス

道名	郡名
平安北道	新義州府、龍川郡、義州郡、朔州郡、昌城郡、碧潼郡、楚山郡、渭原郡、江界郡、慈城郡、厚昌郡
咸鏡南道	三水郡、甲山郡
咸鏡北道	茂山郡、會寧郡、鏡城郡、穩城郡、慶源郡、慶興郡

大正十二年十月一日以後臺灣ニ於ケル左ノ地ニ於テ理蕃ニ從事スル公務員ニ對シ恩給法第九十二條第一項ニ規定スル理蕃加算ヲ爲ス

州廳名	郡、支廳名	駐在所名	警戒所名	分遣所名
臺北	羅東	タポー		
		烏帽子山		
		源太平山	カナウラン	シーセン
		田丸山	岐路	土場
		ルモアン	小林瀧ノ上	十字路
		カラツブ	日南	
		マナウヤ	シキクン	ボンボンシキクン
		路邊	來羅池ノ端	
		ンピヤナン	ピヤナン	
		斷崖	右岸地疊	西村龜山
		ムルロア	突稜	大內臺
		鞍部		二高地
		フ		水源地
		タビヤハス	コーコツ	漆崎
		キンノー	リヨヘン	旗山
		ン		バゴン道
		蘇澳	楠子流	バゴン
		ブター	茂邊	砲臺
		ルツキヨフ	リヨヘン	
		ゴオン	月望洋	
		ベレフン	桃矢	
		大濁水	檜合	
		雅番	櫃	
		銅山	ピヤハウ	

| | | |

| | | |

	潮州		
竹坑	獅仔頭	華芒	鈴鹿
クワルス	ボンガリー	外麻裡巴	逢坂
アマワン	リキリキ	牡丹路	新武路
カピヤン	歸化門	內獅頭	不破
ライ社	崁頭		箱根
クナナウ	大樹林		サクサク
			ボクラブ
			ハイトトワン
小田原 平塚 戸塚 川崎 神奈川 小年溪 美秀溪口 濁水溪 ラツクス			ビンガル ヒルナガイ トグラン 取入口 高臺 老吧老吧
大磯 藤澤 程ケ谷 品川 日本橋 美秀臺 琉球臺 清水溪			モイコル 北絲國 二本松 溪頭 望都 カアルマン

臺東			
里壠			
大武			
大鳥 ジヨモル ビララウ タバカス			
大竹高 瀧 姑子崙			
大淡 虷仔崙 出水坡			
トアバル 香蘭 コリバホノ			
タリリク 太麻里 浸水營			
近黃 カラタラン カンチヨカク ラライ			
馬背 スンヌンスン 川端 鹿寮山 カナスオイ 泉 高地 チカソワン 茅坂 カナテン カナクロ ビトハン 月眉 赤坂 榕樹 カムテン 里壠山 溪間 マハブロ 岩見 紅石頭 楠 タコバン 突角 見晴 瀧ノ下 タハミ 池上 大埔 綱綱			
巴墜衞第一			
巴墜衞第二			

花蓮港										
花蓮	銅門	烏帽脚	瀧見	パトラン	曲水	萬雨休				
天長	四萊溪	朝日	聯帶							
玉里	大仙	山風	佳心	黄麻	桃林	清流	馬里旺			
	三四溪	石洞	イホホル	サトン	シンカン	館水	ワバノ			
	トミリ	抱崖	ルルン	レボス	ハハピ	マスボル				
	ターフン	ラクラトーカツ	タタフン	エシラボンコ						
	トマス	ササラピ	マザブ	ミヤサン	大水窟					
研海	タツキリ	ハロク臺	サカダン	ブセガン	突角	ロチエン	シロバク			
	清水	カナガン	グークツ	キネボー	アヨ	シラガン	コノホン			
	トモワン	溪畔	ブロワン	バタガン	斷崖	錐麓	ボアカン	タバ溪		
	ラウシ	パチガン	合流	ドヨン	タピトプラ		石壁頭	網網口		
	シーパウ	シキリヤン	カルギ	ロサオ	萩坂	見晴				
	クバヤン	セラオカ	カラバオ	ルツピ	トボコ	梅園				
山里	川向	ソワサル	タウサイ	シラック						

（ロ）昭和七年六月六日内閣告示第三號

恩給法第九十二條第一項ノ規定ニ依ル理蕃加算ノ地域及期間左ノ通勅裁ヲ經タリ

理蕃加算ニ關スル件(a)

昭和五年十月二十七日以後臺灣臺中州能高郡「イナゴ」、「櫻」、「バーラン」、「霧社」及「ロードフ」ノ各駐在所ノ管轄地域ニ於テ理蕃ニ從事スル公務員、昭和六年三月一日以後同郡「スーク」、「ブカサン」、「富士見」、「松原」、「見晴」及「梅木」ノ各駐在所ノ管轄地域ニ於テ理蕃ニ從事スル公務員竝ニ昭和五年十月二十七日ヨリ同年十二月二十日ニ至ル期間ニ同郡「獅仔頭」及「眉溪」ノ各駐在所ノ管轄地域ニ於テ理蕃ニ從事シタル公務員ニ對シ夫々恩給法第九十二條第一項ニ規定スル理蕃加算ヲ爲ス

(a) 本件は昭和五年一〇月二七日から同年一二月二〇日に亘り臺灣臺中州能高郡霧社駐在所を中心として發生した蕃人騷擾事件に關し理蕃に從事した公務員及同事件後同地方に新設せられた駐在所の管轄する危險地域内で理蕃に從事する公務員に理蕃加算を爲すものであつて告示中の各駐在所の内イナゴ、バーラン、霧社、獅仔頭及眉溪以外の各駐在所の管轄地域は從來指定されてゐるホーゴー駐在所の管轄地域内に設けたものであるが之に依てホーゴーの管轄地域を變更し其の新管轄地域外に新に駐在所の管轄地域を設けられることになつたので新に指定されたのである。尚本告示の適用を受ける公務員は警察官及軍人が大部分である。

第九十三條　（海軍警吏補の通算要件）

海軍警吏補ヨリ海軍巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡査ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

海軍警吏補、海軍巡査、南洋廳巡査の關係は

大正八年勅令第一七三號（同年五月六日施行）を以て大正八年勅令第二六七號時局中臨時特設ノ海軍部隊ニ職員ヲ置クノ件中を改正し海軍警吏補を置き（判任官待遇月給二五圓以上四五圓）、

大正一〇年勅令第三二一號（同年七月一三日施行）で右中改正を改正を爲し海軍警吏補を廢し海軍巡査を置き、

大正一一年勅令第一〇七號（同年四月一日施行）南洋廳官制で南洋廳巡査を置き（判任官待遇）其の附則に

海軍巡査ハ南洋廳巡査ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

と規定した

本條は第九四條、第九五條と異り恩給法施行の際在職して居るべき官職を限定し南洋廳巡査の職に在らねばならぬことになつてゐる點に注意を要する。

【例說】　大正一〇、一、二〇　海軍警吏補

同　一〇、七、一四　海軍巡査

同　一一、四、一　南洋廳巡査

同　一一、七、二〇　南洋廳警部補

同　一二、三、六　南洋廳屬

右の場合に恩給法施行當時南洋廳巡査として在職してゐないから本條の適用なく海軍警吏補在職年月數は恩給年限に通算し得ぬ。

第九十四條（統監府巡査補、朝鮮總督府巡査補の通算要件）**朝鮮總督府巡査補ヨリ朝鮮總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡査補及朝鮮總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス**

統監府巡査補、朝鮮總督府巡査補、朝鮮總督府巡査の關係は左の規定に依り明かであらう。

統監府令第三十二號（明治四三年七月）

統監府警察官署官制施行ノ際現ニ韓國巡査ノ職ニ在ル韓國人ハ同俸給ヲ以テ統監府警察官署巡査補ニ採用セラレタルモノトス（明治四三年勅令第二九六號（同年七月一日ヨリ施行）統監府警察官署官制

第十六條　警察官署ニ巡査及巡査補ヲ置ク

巡査ハ判任官ノ待遇トシ巡査補ノ取扱ハ憲兵補助員ニ　ム

巡査及巡査補ニ關スル規定ハ統監之ヲ定ム

朝鮮總督府令第十六號（明治四三年）

朝鮮總督府警察官署官制施行ノ際統監府巡査及統監府巡査補ノ職ニ在ル朝鮮人ハ現ニ受クル俸給額ヲ以テ朝鮮總督府巡査又ハ巡査補ニ採用セラレタルモノトス（明治四三年勅令第三五八號（同年一〇月一日ヨリ施行）朝鮮總督府警察官署官制

朝鮮總督府巡査採用及給與令（大正八年朝鮮總督府令第一三四號、同年八月二〇日ヨリ施行）

（附則）本令施行ノ際現ニ朝鮮總督府巡査又ハ朝鮮總督府巡査補ノ職ニ在ル者ハ同俸給ヲ以テ朝鮮總督府道巡査ニ採用セラレタルモノトス

大正八年勅令第三九一號（同年八月二〇日ヨリ施行）

第十條ノ四　各道ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡査ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

本法施行ノ際迄引續キ在職とは恩給法施行後迄朝鮮總督府巡査として引續き在職してゐることを要するのではなく朝鮮總督府巡査となつて後引續き恩給法施行の日迄巡査として引續き在職した場合の外他の公務員になつて引續き在職した場合も含包するのである。

本條の立法趣旨は從來巡査補は通算せられなかつたが勤務の實質に於て巡査と大差がないから引續き巡査となり且つ公務員として恩給法施行の際迄在職してゐる場合に限り特に巡査と看做して通算するといふに在るのである。

〔例說一〕　恩給法第九四條の巡査補から巡査となつた者恩給法施行前通譯生に轉じ後警部補となり施行後に至つた者も引續き在職したものであるから巡査補、巡査、通譯生及警部の全在職年を通算する（第九〇條第一項但書も適用がある）。

〔例題二〕

光武三（明治三二）、八、三一　命警務廳巡査

同　七、九、一〇　病氣辭職

同　八、五、七　命警衞院巡査

同　一〇、一、二三　命權任

同　一〇、二、一　統監府設置の際權任として勤續す

隆熙二(明治四一)、一、一　命警務總巡查
明治四三、七、一　統監府令第三二號に依り朝鮮總督府巡查となる
大正　三、一〇、五　任朝鮮總督府警部
同　一三、九、一〇　依願免本官（病氣）

右の履歴の朝鮮人の場合には明治四三年七月一日以降の在職年は第九四條に依り通算される。其の前の大正七年法律第三〇號第四條の舊韓國政府の權任又は巡檢の明治三九年二月一日以降の在職月數も通算されるが之に付ては第九〇條說明(5)註三參照。

〔例說三〕　朝鮮總督府巡查補から大正七年九月二五日外務省巡查となり恩給法施行の際迄引續き間島地方に在職した者に限り第九四條の規定を（皆自然轉任であるから）類推適用し兩者の在職年を通算する例である。

第九十五條　（臺灣總督府巡查補の通算要件）

臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

本條も前條と同趣の規定である。

臺灣總督府巡查補は明治三四年勅令第八七號（同年五月一日官報）を以て臺灣總督府地方官官制（明治三一年勅令第一〇八號）中に加へられ明治三四年五月二一日勅令第一〇八號を以て「臺灣總督府巡查補ハ判任官ノ待遇トス」と規定したが大正九年（九月一日より施行）勅令第二一八號臺灣總督府地方官官制令の際除かれた。

第九十六條（大正九年七月三一日以前より休職、待命中の者の恩給額）

大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合(1)**ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令**(2)**ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス**

(1) 大正九年の增俸に伴ひ同年法律第一〇號及同年勅令第二七八號を以て同年七月三一日現在の恩給扶助料等の增額を行ひ右法律第一〇號施行（同年八月一日）の際休職、非職、待命中の者又は其の遺族が將來同法施行前の俸給に基き國庫より恩給退隱料又は扶助料を受くべき場合には其の金額算出の基礎たる俸給年額又は月俸額は其の額に右勅令第二七八號第二條の表の金額を加へた額とする旨規定し（同法第一條第二項）此の規定を大正二年法律第七號に依り休職を命ぜられた判事及檢事竝大正二年法律第一二號に依り休職を命ぜられた會計檢査院及行政裁判所の高等官の休職給に付準用した（同法第四條）から是等の者にして、其の後恩給法施行前に退職したもの又は其の遺族は右規定に依り休職給、待命給を增額せられたであらうが恩給法施行後迄休職、待命中のもの（右大正二年法律第七號、第一二號の者以外は大正九年八月一日から大正一二年一〇月一日迄は三年以上であるから恩給法施行前に退職した者）又は其の遺族に付ては恩給法施行後は更に右大正九年法律第一〇號第一條第二項のやうな規定を設けて恩給額の衡平を期する必要があるので本條の規定を設けたもので從て勅令卽恩給法施行令別表第四號表の金額も右大正九年勅令第二七八號第二條の表の金額と

同樣のものである。

（參考）

大正二年法律第七號（**判事及檢事ノ休職竝判事ノ轉所ニ關スル法律**）

第一條 裁判所構成法中改正法律竝裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律ノ施行ニ際シ司法大臣ハ判事及檢事中二百三十二人ヲ限リ休職ヲ命スルコトヲ得但シ判事ニ休職ヲ命スルニハ顧ニ依ル場合ヲ除クノ外大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル判事及檢事ニハ現俸三分ノ一ヲ支給スルコトヲ得

第三條 第一條ニ揭ケタル法律施行ノ際ニ限リ裁判所構成法中判事ノ轉所ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（大正二年勅令第五四號を以て同年四月二一日より施行）

大正二年法律第一二號（**會計檢査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律**）

第一條 會計檢査院法中改正法律ノ施行ニ際シ會計檢査官五人ヲ限リ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

第二條 本法ノ施行ニ際シ行政裁判所高等官八人ヲ限リ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

第三條 前二條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ現俸三分ノ一ヲ支給ス但シ在職二十五年以上ノ者ニハ二分ノ一迄ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（大正二年勅令第一〇五號を以て同年六月一三日より施行）

(2) **恩給法施行令第三三條、即**

第三十三條 恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終ノ俸給年額ニ增加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

（別表）

第四號表

在職最終俸給年額	增加スヘキ金額
五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額	六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ
	五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ
	三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ
千五百圓	
	千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ
在職最終俸給年額ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額ニ二百圓ヲ加ヘタル額	
	三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ
在職最終俸給年額ノ五割ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額	
三百圓	三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ
	三百圓以下ノモノ
在職最終俸給年額十割ニ相當スル金額	

第九十七條 （第四六條第二項第三項、第五四條第一項第三號第二項及第五十四條第一項第三號第二項ノ遡及適用）

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

恩給法は恩給法施行後に退職した者に適用されるのが原則であるが本條は特に例外的に爾後重症の規定を恩給法施行前に退職した公務員準公務員に付ても遡及適用しようといふのであつて恩給法施行前の退職から五年内は第四六條第二項又は第五四條第一項第三號の規定に依り五年を經過した後は第四六條第三項又は第五四條第二項の規定に依り律するのである。而して從前の規定では**軍人恩給法**第一一條に

第十一條 戰闘及戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ恩給ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケスシテ現役ヲ離レタル後重症ニ趨キタル者左ノ期限内ニ檢査ヲ願出ルトキハ裁定ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

一 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ之ニ準スヘキ者ハ現役ヲ離レタル日ヨリ二個年

二 一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒ若クハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡スルニ至リタル者若クハ之ニ準スヘキ者ハ現役ヲ離レタル日ヨリ三個年

とあり、又巡査看守退隱料及遺族扶助料法に

第四條　退隱又ハ看守職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ者ト爲リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退隱料ヲ給ス

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ノ月俸三箇月分乃至六箇月分トス

第一條及第三條ニ依リ退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者本條第一項ニ當ルトキハ其ノ退隱料年額ニ退職當時ノ月俸四箇月分以内ヲ增加ス

第二項ニ依ル退隱料年額及增加金額ハ傷痍疾病ノ輕重ニ依リ之ヲ定ム

第五條　前條ノ規定ハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷痍疾病ニ起因シ前條第一項ニ當ルニ至リタル者ニ之ヲ準用ス

とあり、且つ是等の年數經過後は絶對に爾後增進を認めなかつたのであるから本條に依り恩給法施行前退職の傷病者は非常な利益を得るわけである。

本條の適用を受ける者は主として日清日露等の過去の戰役に傷病を得た者である。

本條適用に方り第四六條第四項の準用ありと解すべきことは條理上當然である。」

第九十八條　（第四八條は本法施行前の傷病罹患者に適用せず）

第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具廢疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第四八條の規定は恩給法施行後に給與事由が生じても傷病の原因が恩給法施行前に生じた者には適用せぬといふのである。

第九十九條　削除

本條は恩給法を施行して各公務員の在職年を一樣に通算し再任の場合には全額停止のことに改正するの原則を採つた際の唯一の例外規定として教育職員在職年は教育文官等特殊の者を除き他種公務員との通算を依然として從前通り認めぬことにし停止關係其の他も從前通りにすることにしたのである、其の理由は恩給法制定當時文部當局が急激な る恩給停止を苦痛とすること及教育職員と他種公務員に轉職せんとするに至るの虞あるを理由として舊規定の存置を主張した結果であるが併し今日に於ては恩給法施行後既に一〇年の星霜を閲し教育職員に對してのみ恩給法の原則を適用せぬ狀態の儘久しく存置すべきでないと共に教育職員中に本條廢止希望の聲高く文部當局も寧ろ廢止に贊同するに至つたので昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で削除するに至つたのである。

併し乍ら本條削除の際に現に本條の特殊關係で律せられてゐる在職者に付ては其の在職を終る迄はなるべく其の關係を尊重する方が却て妥當であるので右法律第五〇號附則第一七條乃至第一九條に經過的規定を設けたから本條は今猶其の範圍で適用されることであるし尙右法律附則第二條は同法律施行前に給與事由の生じた恩給に付ては仍從前の規定に依る旨を規定した結果としても當分本條の適用があるから左に解說する。

第九十九條　（教育職員に關する停止、通算及恩給權發生の特則）

第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官(1)ニ付テハ當分ノ內之ヲ適用セス其ノ退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス(2)

前項ノ規定ノ施行セラルル期間內ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ揭クル在職年ノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(3)

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間內ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス(4)

教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス(5)

(1)　教育事務に從事する文官の範圍は恩給法施行令附則第六條（改正前第三四條）の定むる所である、卽

第六條　改正法律附則第十七條以下ノ規定ニ依リ同法施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ依ルヘキ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員(a)

二　文部省官吏(b)

三　教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳ノ官吏(c)

四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ(d)

五　教育事務從事ノ從前ノ區、統監府又ハ關東都督府ノ官吏(e)

(a)　從て官立大學附屬醫院醫局長、藥劑師等は敎育文官である、公立大學附屬醫院のそれは敎育職員（二二條—二頁）である。

【例說一】　大正一二年勅令第三八二號で設置された朝鮮總督府感化院職員は施行令第三四條一項一號の官立學校職員に該當せぬ。

【例說二】　朝鮮總督府濟惠院敎官は第九九條の敎官に該當せぬ。

(b)　「文部省官吏」中には文部本省直屬官吏の外左に揭ぐるものを包含する。

東京博物館の官吏　　醫師試驗委員會の官吏
敎員檢定委員會の官吏　　測地學委員會の官吏
維新史料編纂事務局の官吏　　傳染病研究所の官吏
東京天文臺の官吏　　金屬材料研究所の官吏
氣象臺綠度觀測所の官吏
學術研究會議の官吏
體育研究所の官吏
航空研究所の官吏

(c)　【例說一】　朝鮮總督府屬にして學務局學務課兼務の者は敎育事務に從事する文官と謂ふことを得るも敎育文官兼官の場合は兼官は恩給法上價値なきが故に其の兼官在職年は敎育職員の在職年に通算されぬ。

【例說二】　臺灣總督府編修官は內務局に屬し敎科用圖書の編修及檢定に關する事務を掌る文官であるから敎育事務に從事する文官と認める。

【例說三】　室蘭支廳在勤北海道廳屬にして第一課敎育係兼兵事係は敎育文官である。

【例說四】　臺灣の郡屬たる郡庶務課長は恩給法上敎育文官と認める。

【例說五】　府縣學務部社會課勤務の文官（社會敎育事務に從事）は敎育事務に從事する文官とは認められぬものである從て恩給法附則第一七條に該當する限り敎育職員在職年とは通算し得ぬ（參考：社會敎育主事：同主事補と敎育職員との間にも右附則第一七條に該當する限り通算關係を認められぬのである）。學務課長は敎育文官であるが昔の郡長も今の學務部長も然らずと解する。

【例說六】　海軍敎員は敎育事務に從事する南洋廳官吏と看做す。

(d)　【例說七】　臺灣公立實業學校敎諭は敎育文官にして敎育職員ではない。

(e)　北海道の區。

(2)　卽敎育職員に付ては恩給法第五八條の停止規定を當分の間適用せずに恩給法施行前の規定に依り停止關係を律するといふのである、之に伴つて第二項に通算上の特則があり又第三項第四項にも特則があつて大體從前の規定に依る恩給權發生關係を保存してゐる、當分ノ內といふのは本條が廢止せられる迄である、然るに本條は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で削除されたから結果から見れば昭和八年九月三〇日迄といふことになつた、併し經過的には同日後も第九九條を適用すること右法律第五〇號附則第一七乃至一九條規定の通りである。尙第一項本文は敎育職員又は敎育文官として恩給を受けてゐる者敎育職員又は敎育文官に再就職した場合のみを規定するが如く見えるかも知れぬが本條と相關關係にある第二項に敎育職員在職年と敎育文官以外の公務員の在職年とは互に之を通算せぬことを規定する點から考ふれば敎育職員又は敎育文官として恩給を受けてゐる者敎育職員及敎育文官以外の公務員に就職した場合の外敎育職員及敎育文官以外の公務員としての恩給を受けてゐる者敎育職員又は敎育文官に就職した場合を

（ハ）之は教文＋文を通算したので全部通算のやうであるが教をも含むものとして考へ一部通算とすれば、その方が教文や教になつても差額停止の場合も全く同様である。

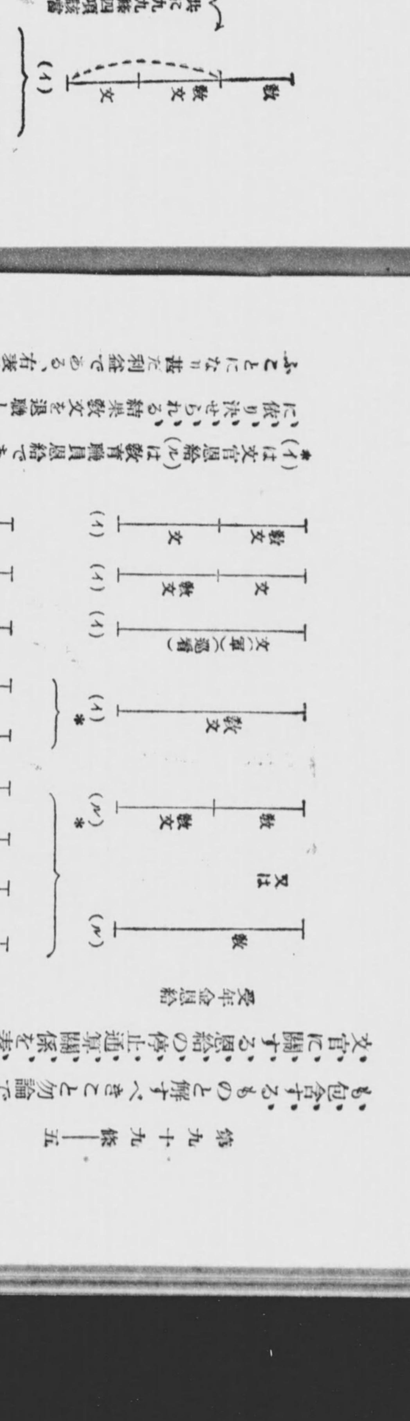
教
教文
文
（ハ）
共に九條四項該當
教
教文
文
（イ）
教
教文
文
（ハ）
教
教文
文
（イ）
教
教
教
教
教文
文
教
教文
文
教
教
教
教文
文
教
教文
文
教
教
教
教文
文
教
教文
文

樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料法は之を準用す)、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第七條第一號は在職年を通算し得べき官職に就き受ける給料と退隱料とを合した金額が退職當時の俸給額を超過するときは其の超過額に限り支給を停止する旨規定し明治三八年法律第六四號在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號又ハ本法ニ依リ退隱料ヲ受クル者在外指定學校ノ職員トナリ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ俸給ヲ受クルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス」と規定してゐる(第二二條說明中從前の規定參照)。

〔例說〕 警察監獄職員として恩給を受けた者第九九條適用時代に教育職員に再就職するときは從前の巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一四條第二項の規定に依り恩給の差額停止を受ける。

學習院の職員は恩給法施行前は專ら宮內官の恩給令に據つたものであつて教育職員、教育文官の在職年とも通算せられなかつたのであるが恩給法施行後は第九九條第一項及第二項に依り教育職員、教育文官の在職年と通算せられ又教育職員、教育文官が學習院の職員に爲ると全額停止をされることになつたのである。

(3) 從來も教育職員の在職年と教官其の他教育事務に從事する文官即教育文官以外の公務員の在職年とは通算されず其の代り教育職員や教育文官が他の公務員になつても退隱料又は恩給は停止されなかつた、卽通算なくんば停止なし、將來通算を期待せらるる場合に初めて停止するといふ原則であつたが此の原則は恩給法に於ても同樣であるから第一項で停止は當分從前の規定に依ることとした以上其の當分の間は通算も矢張り從前の例に依るのを當然としたのである、從て又第四二條第一項各號の在職年も新法に依り特に通算を認めたものであつて從前の規定に依れば教育職員と通算上の交涉がなかつたものであるから右各號の在職年と通算せぬことを規定したのも當然である、教育職員又は教育文官が學習院の職員になると停止せられることは第一項に規定したから第二項で通算性あることを規定した、これも右の原則上尤もなことである。

〔例說一〕 教育職員と待遇職員と併任の者退職するときは第九九條第二項の趣旨に依り各別の恩給を併給する(俸給合算の點に關しては第四四條說明(3)の例說を見よ)。

(第三項の各場合)

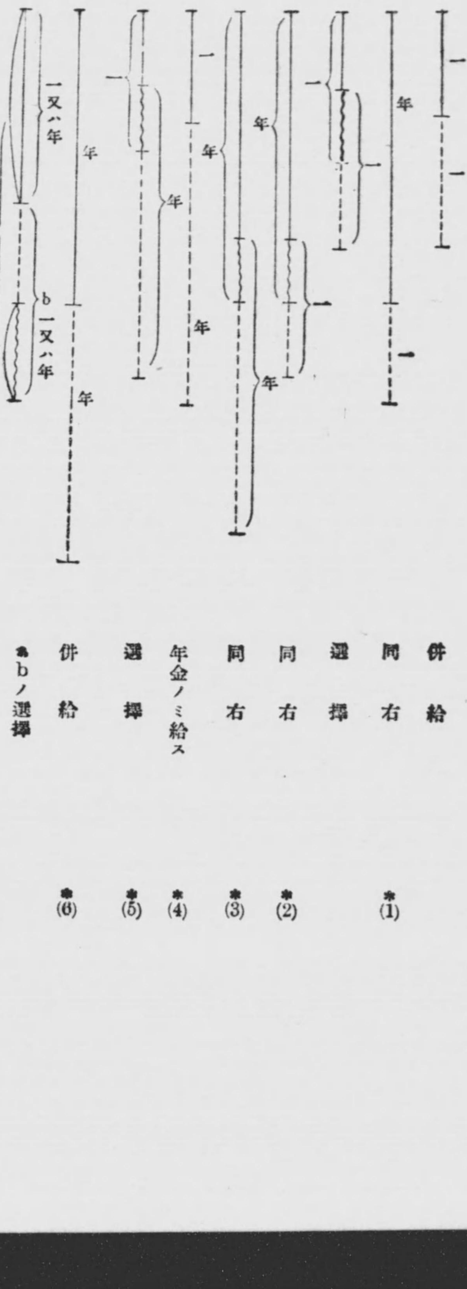

(4)　第三項の適用を受ける場合を公式的に圖示すると右の如くならう（┬──┬は文官、〰〰は教育文官、┄┄┄は教育職員、一は一時恩給、年は年金たる恩給（普通恩給）を示す）。

＊(1)　此の場合に「文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス」といふ規定其の儘に解すれば文官在職年に對し年金は愚か其の在職年數中普通恩給年限未滿の年數に對する一時恩給さへも給し得ざることとなるも第四項に關し　の場合に併給することにする以上之との權衡上併給するを妥當とするのである、即法文は一時恩給のみに付規定したるも之は年金恩給を排斥するものでなく年金恩給生じたるときは常に之を尊重して給するとの趣旨と解する。文官の在職年數に應じ恩給を給するといふのは文官として退職したものと看做すといふことである。

＊(2)(3)　此の場合に付ては教文より教への轉任を退職と看做し從て恩給給與事由を生ぜしむることに書いてはないが(1)でも述べた如く年金恩給生ぜるときは總て尊重するの理論であり又教文も文官の一種であるからして教文として年金恩給權が生ずると解する。尙本條は第八條の選擇の規定の適用を排除するものでないから選擇の場合に該當するときは勿論選擇として何れを選んでも自由である。

＊(4)　教として年金恩給を生ずるから文官としての一時恩給を給せぬ、之れ法文上當然の歸結である、而して又舊退官賜金令末項に文官の退官賜金を給すべき場合に同時に退隱料（教として）が生ずるときには賜金を給せざる旨の規定があつたから沿革上の理由もある。

＊(5)　教として年金恩給が生ずるから(4)の場合と同樣文として一時恩給を給し得ざる如くであるが兩者は選擇の關係にあるから文として一時恩給權を認めて差支ないと解する。

＊(6)　第四項に關する　┬┄┄┬年　年┬┄┄┬　との權衡上、又年金恩給を生じたときは之を尊重する理由より併給する。

何れの場合に於ても轉任は恩給法施行前にあつても施行後に退職すれば其の引續いた全在職に付て本條の適用がある（第八五條第一項の裏、第九〇條第一項但書）。

(5)　第四項の「文官ニ轉シタル者」の「文官」は其の次に「教育其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ」といふ語のあるのを以て觀れば結局教育其の他教育事務に從事する文官即所謂教育文官を包含するものと解せねば不可解である。從て第四項の適用を受ける場合を公式的に圖示すると左の如くなる。（記號同前）

（第四項の場合）

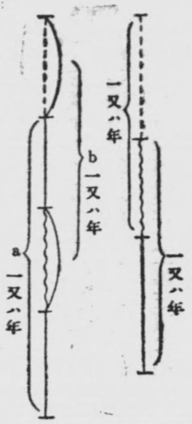

選擇

ab ノ選擇

（第四項の準用の場合）

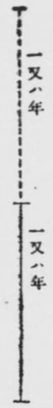

併給＊

＊第四項は元來相互に通算性なき在職年は各別に分離して考ふべきものなりとの思想を根柢と爲すと解し此の場合には第四項を準用すべしとするものである。

教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給スといふのは教育文官として退職ありたるも

のと看做すといふことである。

要之第四項は舊法たる明治二九年法律第一三號公立學校職員退隱料等ニ關スル法律第四條ノ二（第二二條の說明中從前の規定の部二七一頁參照）と同趣の規定である。

恩給法施行前に轉任しても施行後に退職すれば本條の適用があること(4)の終に述べたのに同じである。

【例說】

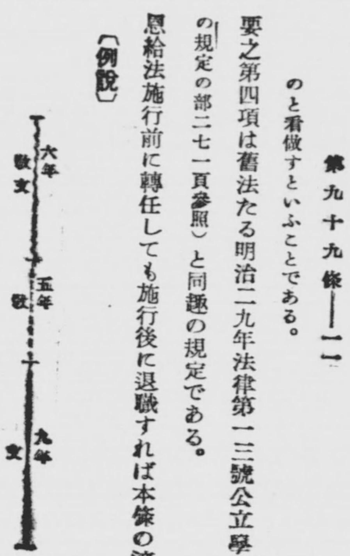

右の場合には一五年の文官普通恩給（恩給法改正前の年限の場合）と一一年の教育職員一時恩給との選擇である。

教育職員から待遇職員に轉任出來るのでよく轉任する例がある、從前の規定にも明治二九年法律第一三號公立學校職員退隱料ニ關スル法律第四條ノ二第三項に「學校長圖書館長正教員司書保姆幹事學生寮舍監助手又ハ書記ニシテ他ノ待遇文官ト爲リタルトキ」とは同條第二項を準用して學校長圖書館長……又は書記としての在職最終の俸給額に基き退隱料又は扶助料、扶助金を給する旨の規定があつた、即通算性があるから第二項（前法の掛り恩給法第九九條第四項と同趣の規定）を準用することにしたのである、仍て恩給法施行後第九九條適用の場合に教育職員から待遇職員に轉じ又は待遇職員から教育職員に轉じた場合には第九九條第四項又は第三項の趣旨に依り其の轉任を退職と看做して取扱ふべきである。

【例說】

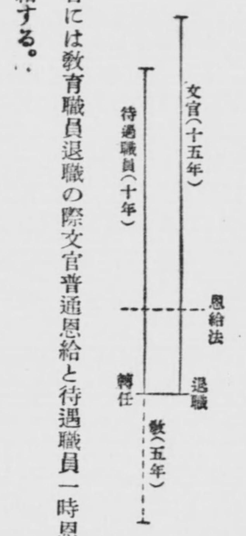

右の場合には教育職員退職の際文官普通恩給と待遇職員一時恩給の何れか一を選擇に依り給する外に教育職員一時恩給を併給する。

（恩給法改正が教育文官就職の日の翌日以降の場合、附則第一七、一八、一九條參照）

右の場合には軍人との關係に於ては教文は文官在職とみてよいのであるから即　と同視して軍＋教文の改定普通恩給と教文＋教の恩給との選擇である。反對に教から教文に轉任した場合であるなら軍＋教文と教＋教文との選擇となる。何れの場合にも後者を選擇すれば軍人普通恩給と教文＋教又は教＋教文とを併給される。

第百條　（從前からの扶助料に對する本法施行後の處置）

本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノ(1)ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスル(2)ノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ(3)

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ(4)

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ(5)

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ增額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ增額セラレタルモノト看做ス(6)

(1)　本法施行後轉給セラルヘキモノといふのは此處では第二項に「本法施行ノ際現ニ」云々といふのに對して本法施行前から受けて居る扶助料の施行後に給せらるべき部分の意に解する、卽第一項は大正一二年一〇月一日からすぐ從前の規定に依る恩給額を標準とするの外恩給法に依り扶助料を給するといふことになる。

(2)　從前ノ恩給額ヲ標準トスルといふのは恩給法施行後に恩給から轉化した扶助料は恩給法の普通恩給を基礎として算出する（第七五條）が本項のやうに恩給法施行前に從前の恩給を恩給法の普通恩給といふことは出來ぬ（第八五條）から當然從前の恩給額を標準とすることに規定したものと解する、卽恩給法の普通恩給を標準として扶助料を算出するなら「本法ニ依ル」のであるが從前の恩給額を標準とするのは「本法ニ依ル」のでないと考へて「……ノ外」と規定したのである、勿論從前の恩給又は扶助料は皆第一〇一條、第一〇二條に依り更正增額されるのであるから玆に「從來ノ恩給額ヲ標準トス」と云つても其の儘の額の一〇分の五等を扶助料とするのでなく從前の恩給額を更正したものの一〇分の五等を扶助料として給するのである。

(3)　前項に本法施行後轉給せらるべき扶助料は本法に依る旨規定したのに對する例外規定である、卽從前の規定に依る權利者と本法に依る權利者とに付て新舊規定の異る場合に本項のやうな規定を置かねば前項の規定に依り從前の權利者が權利者でなくなることがあるのでそれは本法施行の際の狀態を成るべく尊重する方が適當であると認められるので此の規定を設けたと解する、例之從前の官吏恩給法、軍人恩給法等では成年の子には恩給法第七四條のやうな一定の要件を充たしてゐる場合でも年金たる扶助料は給しなかつたが本法では右第七四條の通り給せられるし順位も祖父母より先順位であるので祖母が本法施行前から扶助料を貰つてゐたとすると本項の規定がなければ右のやうな成年の子は本法施行と同時に祖母に代つて扶助料權者になるがこれは適當でないから祖母の扶助料權はそのまま存續せしめるといふのである、祖母の失權後の成年の子の權利に付ては第四項が規定してゐる、卽右の如き成年の子は永久に權利を取得せぬと解し度い。

(4) 第三項も第一項の本法ニ依リ之ヲ給スの制限で、新舊法の恩給權に關する規定に寬嚴の差があつて舊法で失つた權利が本法に依れば恩給を復活して給し得られさうに見える場合でも復活せしめぬといふのである。例之(a)舊法時代に分家した爲に扶助料權を失つた公務員の妻は新法では妻は分家しても扶助料權を失はぬ(第八〇條)ことに改正されたに拘らず扶助料を復活されぬ。(b)巡査看守退隱料及遺族扶助料法第二一條に依り三年の請求期間内に請求せざりし爲退隱料權を失つた者は新法で請求期間が七年になつた(第五條)からと云つて權利を恢復することは許さぬ。其の他舊法より新法の方が嚴な場合でも同樣であるがこんな場合には新法では尙更受けられぬことは規定を俟つまでもなく明瞭なことである。

(5) 第四項は本法に依れば先順位たるべき成年の子又は軍人の妻が從前の規定では其の順位がなかつた爲又は軍人現役中より引續き同一戸籍内に在らざりし爲若くは兵籍簿に登記されなかつた爲(軍人恩給法第三五條)に舊法時代に扶助料を受け得なかつたので、本法に依れば後順位である祖父母が舊法時代に扶助料權を得たといふ場合には本法施行後と雖其の成年の子又は妻は永久に扶助料を取得することは許さぬといふのである、此の場合に祖父母が本法施行に依り權利を失はぬといふことは第二項の規定する所と解する。

增加恩給受給者が擬兵院に入院すると擬兵院法(明治三九年法律第二九號)第三條に依り其の妻等の親族は軍人恩給法(恩給法施行後は恩給法)を準用して扶助料(擬兵親族扶助料)を給せらるるが此の場合には公務員は死亡したのでないから第三項に所謂「第一項ノ場合ニ於テ」といふのに該當せぬ、從て恩給法施行前に增加恩給受給者たる擬兵が擬兵院に入院し妻が擬兵現役中より引續き同一戸籍内に在らず又は在りたりとするも兵籍簿に登記せられざりし爲軍人恩給法第三五條に依り扶助料權が無く後順位者たる受給者の祖父母が扶助料を受けたとしても後に擬兵が退院し更に恩給法施行後入院したとせば扶助料給與事由が恩給法施行後に發生したものとして其の妻は恩給法の準用に依り扶助料を給せられる(昭和九年に擬兵院法は傷兵院法に擬兵親族は傷兵親族に改正された。)

新法に依り後順位に在る者が先に扶助料を受けなかつた場合には本項の適用外であるから別である、例之母が舊法時代から扶助料權者たり得る(此の場合に此の成年の子は本法施行前に成年失權をしてゐるから本條第三項に該當し成年の子としても本法に依り扶助料權を取得出來ぬといふことは出來ぬ、それは同一人であつても扶助料權を得る資格從て順位も異るからである。第三項は同一資格者に付ての規定であると解する)。同樣に父が舊法時代から扶助料を受けて來てゐるならば夫は新法で扶助料權者たり得ることはないが妻が受けて來て新法施行後死亡したときは夫は舊法では順位なかりしに拘らず新法で扶助料權者たり得るのである。

(6) 第五項は大正六年七月二一日法律第六號附則は軍人恩給法に依る恩給、扶助料を增額したのであるがそれは同法施行の日(大正七年一月一日)より七年内に請求せねば增額しなかつた(同附則第一二、一三項)ので扶助料も爾後請求したものと未だしてゐないものとに依て額を異にしてゐたのであるが本條第一項に依り扶助料額を算出する場合には軍人恩給法の恩給を請求しなかつた者でも請求し增額せられた者と看做して其の增額せられた恩給額を第一項に所謂「從前ノ規定ニ依ル恩給額」として之を標準として第一〇一條、第一〇二條の更正をするといふことである、卽本法施行前の分に付ては請求したとしないとに依り額の相違があつても遡てその少い方、換言すれば請求しなかつた者の扶助料を增額することはしないが(但し本法施行後でも前記附則に依り七年内に請求すれば同附則に依り遡て增額すること勿論である)本法施行後の分は恰も前記附則の請求に關する規定の存せざりし如く扱はうといふのである、因に第一〇一

條、第一〇二條に依る增額更正は請求を俟たずして更正することになつてゐる。

本項にも轉給といふ語があるが之も第一項と同樣に解し「本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合」とは本法施行前に恩給から轉化した扶助料にして本法施行後に引續き給せられる場合にはと解する、實際の扱ひとしても本法施行前から受けて居る軍人の遺族の扶助料は本法施行の日たる大正一二年一〇月一日から右の增額せられた額を標準として第一〇一條、第一〇二條の更正をして給してゐるのである。

第百一條（從前の年金たる恩給の更正）

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル(5)恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者(1)ニシテ本法所定(2)ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令(3)ノ定ムル所ニ依リ增給ス(4)(6)

(1) 本條は恩給法施行前に給與事由生じ第八五條第一項に依り從前の規定に依り官吏恩給、巡査退隱料等の年金たる恩給權を取得した者の其の恩給退隱料等を假に恩給法施行後に給與事由を生じたとすれば是等の者の受くべき年金額（但し此の額は(2)に述ぶる更正の性質に從ひ從前の在職年數を基礎とする額である）と比較し（如何なる種類の年金恩給に相當するかは第八五條第二、三項で決定する）其の差額だけ增額しようといふのであつて恩給法施行の日以後其の增額されたものを第八五條第二項に依り恩給法に依り受け又は受くべき恩給と看做すのである。

受ケ又ハ受クヘキ者といふのは恩給法施行の際迄に既に裁定を經てゐる者又は裁定は未だ經ないが恩給權の生じてゐる者といふ意である、第一條で說明した「恩給權」に重きを置くと受くるの權利ある者と謂つても同じことである。

(2) 本法所定と謂ふと如何にも恩給法施行前の在職事實に對し新に恩給法を適用して恩給を給するやうにも見えるが事實は決して左樣でない、元來恩給額の更正といふことは裁定官廳に依る一の處分なることは明かであるが裁定處分とは全然性質を異にするものである。裁定は或在職事實に對し新に法規を適用して基礎在職年數及其礎俸給額を決

定し之に依り恩給額を算出することであるが更正は再裁定でなく既に前に裁定の際確定した基礎在職年數及基礎俸給額等の基礎事實を依然として其の儘基礎として之に觸れず之を動かすことなく唯其の基礎の上に立ち一定の標準方法に準據して年額の增加又は減少を爲す處分である（但し從來は減少の爲の更正なし）。之は更正の本質的意義及實際の沿革上疑のない所である、又若し更正が一々從前の基礎在職年や基礎俸給に觸れ新に之を決定し直すやうなことになれば總ての證據を提出するを要し事實上の裁定となり裁定で確定したことが更正の行はれる每に不安定となり行政處分の安定を期し得ぬに至るであらう。

右の如くであるから更正增加の方法を定めた恩給法施行令第三六條第一項第一號中に恩給法第六十條、第六十二條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依りといふのも第六〇條等を直接適用するの意でなく第六〇條等を更正の目的範圍內に於て更正額算出の計算方法として用ふるの意である。三四の點に付具體的に述べると、

イ、裁定せられた年數を變改せぬ、舊法では例へば軍人在職十一年八ケ月にして退職恩給を受け更に四年八ケ月再服役したときは軍人恩給法第八條に依り一五年の退職恩給に再任增加したのであるが同樣の場合を恩給法に依り裁定すると前後の端月數も算入して一六年の軍人恩給に再任改定せられる、併し更正は裁定でないから矢張り一五年を基礎在職年として更正する（第八五條參照）。又舊法に依り除算された自己便宜退職に係る在職年を恩給法に依り合算する等のことはせぬ。

ロ、在職年數に對する恩給率、加給率は恩給法に依る、例へば文官は在職一五年に對し俸給年額の二四〇分の六〇であつたのを一五〇分の五〇に增加し、又市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條では一五年以上官公立小學校に勤續した場合には別表を適用し、一五年以上勤續せずして退隱料年限に達した場合には官吏恩給法第五條を準用したが恩給法に依り更正するには第六二條に依り勤續一五年を超ゆる一年每に一五〇分の一を加給する。尙巡査看守退隱料及遺族扶助料法では勤續加給なるものがないが恩給法第六三條第三項に該當するならば勤續加給を附すべきである。外國勤續加給は附さぬことを恩給施行令第三六條第二項で定めてゐる。

ハ、裁定の際基礎となつた俸給に依り更正する、故に恩給法第四四條第二項の俸給額合算の新規定を用ひて基礎俸給を變改することはせぬ。巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條に依ると退隱料を受けた者再任し勤續一年以上で退職すると後の勤續一年每に後の退職當時の月俸額一〇分の一を退隱料年額に增加する旨の規定があるが其の退隱料額を更正するに恩給法第六三條に依り在職最終の俸給年額のみを基礎としても兎も角裁定の際の俸給を基礎としてゐるものと謂へるから差支ない。

【判例一】 大正一四年一〇月二四日宣告行政裁判所大正一四年第九七號事件——判決理由中に曰く「同條（恩給法第一〇一條）ニ依ル增給額算出ノ方法ニ付テハ同法施行令第三十六條ニ於テ之カ規定ヲ設ケアリ同條第一號ニ依レハ軍人以外ノ公務員ニ對スル增給額ノ算出ニハ本人カ現ニ受ケ又ハ受クヘキ普通恩給又ハ遺族扶助料ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給ヲ基礎ト爲スヘキコトヲ規定シ同法第四十四條第二項ニ依ルヘキ旨ヲ規定セサルヲ以テ右第四十四條第二項ハ同法第百一條ニ依ル右增給額算定ニ付テハ其ノ適用ナキモノト解セサルヲ得ス然レハ被告（內閣恩給局長）カ從前ノ規定ニ依リ恩給又ハ遺族扶助料等ノ算出ノ基礎トナラサリシ道路主事トシテノ原告ノ俸給ヲ其ノ山梨縣屬トシテノ俸給ニ合算セスシテ增給額ヲ算定シタルハ當然ニシテ違法ニ非ス云々」

【判例二】 大正一五年三月九日宣告行政裁判所大正一四年第一五六號事件——判決理由に曰く「更正處分ハ恩給、退隱料等ヲ受クルノ權利ヲ確認スル裁定處分トハ全ク其ノ性質ヲ異ニシ單ニ恩給法施行ノ際現ニ受タル恩給、退隱料等ノ金額ヲ既ニ從前ノ裁定處分ニ依

リ確定セラレタル在職年數等ヲ基礎トシ恩給法ニ依リ算出セラレタル金額迄增額更正ヲ爲スノ法意ニシテ該處分ニ於テハ既ニ確定セラレタル在職年ニ關スル退職原因等（註、原告は前に大正一〇年中退隱料の裁定を受けた際明治二九年以前の調査在職年を自己便宜に因り退職したものとして除算して裁定されたのであるが更正處分を機として該退職は自己便宜退職にあらずと主張したのである）ニ付更ニ審査ヲ爲スヘキモノニ非ス然ルニ本件原告ノ被告ニ對スル具申ハ既ニ大正十年中東京府知事ノ爲シタル退隱料裁定處分ニ依リ確定セラレタル在職年ノ算定ニ關シ不服ヲ申立テ更ニ審査ヲ求ムルモノナルカ故ニ被告カ原告ノ具申ヲ採用セサリシハ結局相當ニシテ原告ノ請求ハ理由ナシ」

【例說】前揭行政裁判所大正十四年第九七號事件の裁判宣告書中「事實」の部に被告（內閣恩給局）の主張の一部として次の如く引用されてゐる——「之ヲ要スルニ恩給法第百一條第一項ハ原告ノ如ク同法施行前ニ退職シタル者即恩給裁定ノ生シタル者ニ付適用アリ其ノ更正ニ付テハ同法第八十五條第一項ニ依リ從前ノ規定ニ依リ定マリタル恩給ノ種類、基礎在職年數、基礎俸給年額ヲ動カスコトナク之ヲ基礎トシテ恩給法施行令第三十六條ヲ適用シ恩給法第八十五條第二項以下ノ規定ニ依リ定メラルル恩給法ニ於ケル相當恩給ハ種類ニ應シ恩給法施行令第三十六條ニ基キ恩給法第六十條乃至第六十三條、第六十五條及第七十五條中ノ相當條項ニ準據シテ算出シタル金額迄增額スヘキモノニシテ原告ノ如キ恩給法施行前ニ退職シタル者ニ付改正恩給法ヲ適用シ從テ同法第四十四條第二項ニ依リ更正金額ヲ算出スヘキモノニ非サルコトハ恩給法第八十四條、第八十五條、第九十條及第百一條等ノ規定ヨリ容易ニ理解シ得ヘキ所ナリ」

尙大正六年法律第六號に依る軍人の恩給扶助料の更正の場合には同法附則第一二項、第一三項を以て同法施行の日から七年內に更正を請求せねば增額請求の權利を拋棄したものと看做したのであるが恩給法第一〇一條、第一〇二條に依る更正に付ては左樣の規定がないし又更正の請求は恩給の新規裁定を求める請求でないから第五條の時效規定を適用することも出來ぬから何時でも更正證書を請求し得るのである。殊に大正一二年閣令第五號「更正手續」第一條には「受給權者ノ請求ヲ俟タス之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス」と明示されてゐるのである。但し更正證書の交付を受けるには右閣令に依れば交付請求書を提出することを要する。以下恩給局及植民地管掌の恩給の更正手續規定を揭げる。

更正手續（大正一二年八月二二日閣令第五號）

恩給法第百一條乃至第百三條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム

更正手續

第一條　恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年九月三十日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給スルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

前項ノ新證書ヲ交付スル迄ハ更正年額ヲ表示シタル支給額票（第一號樣式）ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ更正額ヲ支給ス

第二條　恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年十月一日以後裁定スヘキモノニ付テハ更正年額及從前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第三條　支給額票ハ受給權者ノ請求ヲ俟タス內閣恩給局ニ於テ之ヲ調製シ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第四條　第一條ノ新證書ハ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第五條　第一條ノ新證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書（第二號樣式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ內閣恩給局ニ差出スヘシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明ヲ受クヘシ

受給權者ハ內閣恩給局又ハ支給郵便局ヨリ前項ノ交付請求書ノ用紙ヲ受クルコトヲ得

第六條 前條ノ交付請求書提出後現住地ヲ變更シタルトキハ其ノ現住地ノ警察官署、領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第七條 第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ從前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得サル事由ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得サルトキハ內閣恩給局ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケムトスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得サル事由ヲ詳記シタル書面ヲ內閣恩給局ニ差出スヘシ

第八條 支給額票ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ貯金局ヲ經テ內閣恩給局ニ其ノ再交付ヲ請求スヘシ

第九條 大正九年七月三十一日以前ノ日附アル證書ハ大正十二年十月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十條 大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄ノ間ニ於ケル日附アル證書及之ニ貼附シタル支給額票ハ大正十四年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 恩給法第百三條ノ規定ニ依リ新ニ恩給又ハ扶助料ヲ請求スル者ハ恩給給與規則第一條及第二條又ハ第七條及第八條ノ規定ニ依ルノ外尙第七師團長及陸軍大臣ヲ經テ其ノ請求書ヲ差出スヘシ

第十二條 從前ノ規定ニ依リ給スル恩給又ハ扶助料ヲ恩給法第百一條乃至第百三條ノ規定ニ依リ先ツ同法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依ル更正增額ヲ爲シ更ニ受給權者ノ請求ヲ俟ツテ同法第百三條ノ規定ニ依ル更正增額ヲ爲ス

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ更正請求書(第三號樣式)ヲ第七師團長及陸軍大臣ヲ經テ內閣恩給局長ニ差出スヘシ

第十三條 陸軍大臣前條ノ更正請求書ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書ヲ添附シ其ノ他恩給給與規則ノ例ニ依リ之ヲ內閣恩給局長ニ通達スヘシ

第十四條 恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

降以渡月一年三十正大
表額給支正更

額年正更	圓	號番號記證書正更
額期一正更	圓	號番號記證書現
名氏及書屑		

(局給恩閣內)

注意(一)本票ハ證書表面金額ノ上部ニ貼附スヘシ
(二)更正額ニ對スル新證書ハ追テ交付スヘキニ付其ノ際現證書ハ之ヲ還納スヘシ

第二號樣式（裏面）

交付請求書

證書記號番號	受給者肩書	氏名	支給郵便局名	現住地府縣
			局	

恩給法ニ依ル更正證書及請求候也

現住地

受給者
氏名印

右現住者タルコトヲ證明ス

大正　年　月　日

警察（署長／分署長）
町村長

（表面）

Carte Postale

郵便切手貼附ノ事

東京市丸之内

内閣恩給局

御中

（第三號樣式）

更正請求書

退職當時ノ官職

氏名

年　月　日生

一　退職年月日　年　月　日

一　證書ノ記號番號　第　號

一　證書ノ日附　年　月　日

一　現恩給又ハ扶助料年額　金　圓

一　支給郵便局（又ハ新ニ支給ヲ受ケムトスル郵便局名）

恩給法第百三條ノ規定ニ依リ前記恩給扶助料年額更正相成度此段請求候

本籍地

現住地

請求者　氏　名　印

年　月　日

内閣恩給局長氏名殿

（注意）

一　請求書ハ第七師團司令部ニ差出スヘシ

二　請求書提出後本籍地又ハ現住地ヲ變更シタルトキハ速ニ内閣恩給局ニ届出ツヘシ支給郵便局ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

恩給法附則ニ依ル增額恩給更正規則（大正一二年九月一日遞信省令第五一七號）

恩給法附則ニ依ル增額恩給更正規則左ノ通定ム

恩給法附則ニ依ル增額恩給更正規則

第一條 貯金局ニ於テ大正十二年閣令第五號其ノ他恩給法第百一條乃至第百三條ノ施行ニ關スル規定ニ依リ從前ノ恩給、扶助料等ノ證書ニ支給額票貼附ノ手續ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨ヲ受給者ニ通知ス

第二條 受給者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ從前ノ恩給、扶助料等ノ證書ヲ支給郵便局ニ差出シ支給額票ノ貼附ヲ請求スヘシ

支給郵便局ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ當該證書ノ表面上部欄外ニ支給額票ヲ貼附シ日附印ヲ以テ契印シタル上之ヲ受給者ニ返付スヘシ

第三條 受給者現ニ年金恩給支給規則第十條ニ依リ從前ノ恩給、扶助料等ノ證書ヲ貯金局ニ寄託セルモノナルトキハ貯金局ニ於テ前條ニ準シ當該證書ニ對スル支給額票貼附ノ手續ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テハ新ニ保管證書ヲ作成シ支給郵便局ヲ經テ舊保管證書ト引換ニ之ヲ受給者ニ交付ス

第四條 受給者新證書交付ノ通知ヲ受ケタルトキハ支給額票ヲ貼附シタル從前ノ證書又ハ裁定官廳ノ承認書表面餘白ニ新證書ニ對スル受領證印ヲ爲シ之ヲ指定ノ郵便局ニ差出シ引換ニ新證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ同時ニ支給郵便局ヲ改訂スルモノナルトキハ郵便局ノ交付スル用紙ニ依リ印鑑屆ヲ作成シ之ヲ新支給郵便局ニ差出スヘシ

第五條 第三條ノ支給額票ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ對スル新證書ハ貯金局ニ於テ之ヲ引換ヘ保管ス

第六條 恩給ノ更正ニ關シ本規則ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ年金恩給支給規則ヲ準用ス

附則

本規則ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮納稅署又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續（大正一二年九月二九日朝鮮總督府令第一一〇號）

恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム

第一條 大正十二年閣令第五號ハ第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ除クノ外恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ取扱ニ付之ヲ準用ス

第二條 前條ノ閣令中內閣恩給局トアルハ恩給、扶助料等ニシテ朝鮮總督ノ管掌ニ係ルモノニ付テハ朝鮮總督府、道知事ノ管掌ニ係ルモノニ付テハ道トス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ恩給或定及改定手續（大正一二年九月二九日朝鮮總督府令第一一一號）

恩給法第百三條ノ規定ニ依リ裁定又ハ改定スヘキ恩給中朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ裁定又ハ改定ノ手續左ノ通定ム

第一條 恩給法第百三條ノ規定ニ依リ新ニ恩給又ハ扶助料ヲ請求スル者ハ恩給給與規則第一條及第二條又ハ第七條及第八條ノ規定ニ依リ恩給法施行令第三條ノ區分ニ依リ朝鮮總督又ハ道知事ニ其ノ請求書ヲ差出スヘシ

第二條 從前ノ規定ニ依リ給スル恩給又ハ扶助料ヲ恩給法第百一條乃至第百三條ノ規定ニ依リ更正增額スル場合ニ於テハ大正十二年閣令第五號第一條乃至第七條ノ規定ニ依リ先ツ同法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依ル更正增額ヲ爲シ更ニ受給權者ノ請求ヲ俟ツテ同法第百三條ノ規定ニ依ル更正增額ヲ爲ス

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ別紙樣式ニ依ル更正請求書ニ屯田兵ノ現役ニ就キタル年月日及現役ヲ離レタル年月日ヲ記載シタル履歷書竝請求ノ戶籍謄本ヲ添ヘ恩給法施行令第三條ノ區分ニ依リ朝鮮總督又ハ道知事ニ差出スヘシ

第三條 朝鮮總督又ハ道知事前二條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ヲ陸軍大臣ニ就キ調査スヘシ

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（請求書樣式）

更正請求書

退職當時ノ官職

氏名

一 退職年月日　年　月　日

一 證書ノ記號番號　第　號

一 證書ノ日附　年　月　日

一 現恩給又ハ扶助料年額　金　圓

一 支給郵便局所名（又ハ新ニ支給ヲ受ケムトスル郵便局所名）

恩給法第百三條ノ規定ニ依リ前記恩給扶助料年額更正相成度此段請求候

年　月　日

本籍地

現住地

請求者　氏　名　㊞

朝鮮總督（又ハ道知事）氏名殿

（注意）

請求書提出後本籍地又ハ現住地ヲ變更シタルトキハ遠ニ朝鮮總督（又ハ道知事）ニ届出ツヘシ、支給郵便局所ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續（大正一二年九月二八日 臺灣總督府令第六九號）

第一條 恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通相定ム

リ支給スルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

前項ノ新證書ヲ交付スル迄ハ更正年額ヲ表示シタル支給額票（第一號樣式）ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ更正額ヲ支給ス

第二條 恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年十月一日以後裁定スヘキモノニ付テハ更正年額及從前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第三條 支給額票ハ受給權者ノ請求ヲ俟タス裁定官廳ニ於テ之ヲ調製シ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第四條 第一條ノ新證書ハ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第五條 第一條ノ新證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書（第二號樣式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ街庄役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明ヲ受クルコトヲ得

受給權者ハ裁定官廳又ハ支給郵便局ヨリ前項ノ交付請求書ノ用紙ヲ受クルコトヲ得

第六條 前條ノ交付請求書提出後現住地ヲ變更シタルトキハ其ノ現住地ノ警察官署、領事館又ハ街庄役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明書ヲ添ヘ遠ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第七條 第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ從前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得サル事由ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得サルトキハ裁定官廳ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケムトスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得サル事由ヲ詳記シタル書面ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ

第八條　支給額票ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ貯金局ヲ經テ裁定官廳ニ其ノ再交付ヲ請求スヘシ

第九條　第三條、第四條、第七條及前條ノ規定ニ依ル交付、通知又ハ請求ニシテ國庫負擔ニ屬セサル恩給、扶助料等ニ關スル場合ニ於テハ貯金局ヲ經由セサルモノトス

第十條　大正九年七月三十一日以前ノ日附アル證書ハ大正十二年十月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十一條　大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄ノ間ニ於ケル日附アル證書及之ニ貼附シタル支給額票ハ大正十四年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十二條　恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式略ス）

關東長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續（大正一二年一〇月二二日關東廳令第五四號）

恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中關東長官ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年九月三十日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給スルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

前項ノ新證書ヲ交付スル迄ハ更正年額ヲ表示シタル支給額票（第一號樣式）ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ更正額ヲ支給ス

第二條　恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年十月一日以後裁定スヘキモノニ付テハ更正年額及從前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第三條　支給額票ハ受給權者ノ請求ヲ俟タス關東廳ニ於テ之ヲ調製シ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第四條　第一條ノ新證書ハ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第五條　第一條ノ新證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書（第二號樣式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ關東廳ニ差出スヘシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明ヲ受クヘシ

第六條　前條ノ交付請求書提出後現住地ヲ變更シタルトキハ其ノ現住地ノ警察官署、領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明書ヲ添ヘ遽ニ其ノ旨屬出ツヘシ

第七條　第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ從前ノ證書ニ新證書受領ノ證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得サルトキハ關東廳ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケムトスル者ハ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得サル事由ヲ詳記シタル書面ヲ關東廳ニ差出スヘシ

第八條　支給額票ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ貯金局ヲ經テ關東廳ニ其ノ再交付ヲ請求スヘシ

第九條　大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄ノ間ニ於ケル日附アル證書及之ニ貼附シタル支給額票ハ大正十四年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十條　恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式略ス）

樺太廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續（大正一二年一〇月四日樺太廳令第四八號）

恩給法第百一條及第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中樺太廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム

更正手續

第一條 恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ大正十二年九月三十日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給スルモノニ付テハ受給權者ノ請求ヲ俟タス之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

前項ノ新證書ヲ交付スル迄ハ更正年額ヲ表示シタル支給額票（第一號樣式）ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ更正額ヲ支給ス

第二條 恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給扶助料等ニシテ大正十二年十月一日以後裁定スヘキモノニ付テハ更正年額及從前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第三條 支給額票ハ受給權者ノ請求ヲ俟タス樺太廳ニ於テ之ヲ調製シ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第四條 第一條ノ新證書ハ貯金局ヲ經テ之ヲ受給權者ニ交付ス

第五條 第一條ノ新證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ交付請求書（第二號樣式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ樺太廳ニ差出スヘシ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明ヲ受クルコトヲ得

受給權者ハ樺太廳又ハ郵便官署ヨリ前項ノ交付請求書ノ用紙ヲ受クルコトヲ得

第六條 前條ノ交付請求書提出後現住地ヲ變更シタルトキハ其ノ現住地ノ警察官署領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準スヘキモノノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ屆出ツヘシ

第七條 第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給權者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ從前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得サル事由ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得サルトキハ樺太廳ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケムトスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得サル事由ヲ詳記シタル書面ヲ樺太廳ニ差出スヘシ

第八條 支給額票ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ貯金局ヲ經テ樺太廳ニ其ノ再交付ヲ請求スヘシ

第九條 大正九年七月三十一日以前ノ日附アル證書ハ大正十二年十月三十一日ヲ限リ其ノ效力ヲ失フ

第十條 大正九年八月一日以後大正十二年九月三十日迄ノ間ニ於ケル日附アル證書及之ニ貼付シタル支給額票ハ大正十四年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フ

第十一條 恩給ノ更正ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

（樣式略ス）

南洋廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續（大正一二年一二月一〇日南洋廳令第二二號）

恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給中南洋廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續左ノ通定ム

第一條 大正十二年閣令第五號ハ第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ除クノ外恩給法第百一條又ハ第百二條ノ規定ニ依リ增額スヘキ恩給、扶助料等ニシテ南洋廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續ニ付之ヲ準用ス

第二條 前條ノ閣令中內閣恩給局トアルハ南洋廳トス

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 勅令とは**恩給法施行令**第三六條である、即

第三十六條 恩給法第百一條ノ規定ニ依ル增額ハ左ノ區分ニ依ル

一 軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十一條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

二 軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表(i)ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三 增加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等竝別表第六號表(e)ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ增加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ增加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四 執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス(f)

前項ノ增額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤續ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

(a) 大正九年法律第一〇號及同年勅令第二七八號に依り大正九年七月三一日現在の受給權者に付同月一日以後の分より恩給、退隱料、扶助料等の增額があつたのであるから大正九年七月三一日以前の俸給令に依る俸給（俸給令の改正は大正九年勅令第二五七號で明治四三年勅令第一三三號一三四號の俸給を增したもので同年八月分より適用）を基礎として恩給扶助料等を受けてゐる者換言すれば右法律第一〇條及勅令第二七八號に依る更正を受けて居らぬ者又は大正一〇年度に退職して增俸されなかつた者（大正九年勅令第二五七號附則第四項）は右勅令第二七八號の基礎俸給增額方法に依り增額したものを基礎俸給と假定してから恩給法第六〇條以下の方法に依り年額を算出する必要があるのである。であるから別表第四號表に依る增額は恰も有勅令第二七八號の假定俸給算出の增額と同樣の內容のものである。假定俸給は九年更正の基礎と同じで算出率等の異る更正である。

（參考）恩給扶助料等ノ增額ニ關スル法律（大正九年七月三一日法律第一〇號）

改正　大正一〇年第七二號

歐帝國議會ノ協賛ヲ經タル恩給扶助料等ノ增額ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム（總理、海軍、外務、大藏、陸軍、內務、文部、司法大臣副官、）

第一條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ國庫ヨリ軍人恩給以外ノ恩給、退隱料又ハ扶助料ノ年額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年額ニ其ノ十割以內ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス但シ七千五百圓以上ノ年俸ニ基ク恩給又ハ扶助料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本法施行ノ際休職、非職、待命中ノ者又ハ其ノ遺族本法施行前ノ俸給ニ基キ國庫ヨリ軍人恩給以外ノ恩給、隱退料又ハ扶助料ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額又ハ月俸額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第二條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ軍人恩給（給助金及賑恤金ヲ除ク）ヲ受ケ若ハ受クヘキ者又ハ本法施行後軍人恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル者ノ恩給金額ハ軍人恩給法第一號表乃至第四號表ノ金額ニ左ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ加ヘ

タルモノトス

官等	將官及相當官		佐尉官及相當官							准士官	下士及卒
	高等官									判任官一等	判任官二等以下
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等			
加給割合	二、割	三、割	四、七割	五、三割	五、七割	六、四割	七、割	七、割		七、割	一〇、割

第三條 前二條ノ規定ハ恩給、軍人恩給、退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

第四條 第一條ノ規定ハ大正二年法律第七號ニ依リ休職ヲ命セラレタル判事及檢事竝大正二年法律第十二號ニ依リ休職ヲ命セラレタル會計檢査院及行政裁判所ノ高等官ノ休職給ニ付之ヲ準用ス

第五條 第一條及第三條ノ規定ハ大正九年七月三十一日現在ニ於テ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、巡査看守給助例、巡査看守退隱料及遺族扶助料法又ハ明治四十三年法律第三十號ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ヨリ退隱料扶助料又ハ之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第五條ノ二 本法ニ依リ退隱料ノ增額ヲ受クル者公務ニ就キ又ハ在外指定學校ノ職員ト爲リ退隱料ノ支給ヲ停止セラルル場合ニ於テハ其ノ增額ノ基礎ト爲リタル俸給額ヲ以テ退職當時ノ俸給額トス

第六條 本法ニ依ル加給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

附則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年七月三十一日現在ニ於テ恩給、軍人恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニ付テハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス

名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人又ハ其ノ遺族ニシテ大正九年七月三十一日現在ニ於テ進級前ノ階等ニ應スル恩給（給助金及賑恤金ヲ除ク）又ハ之ニ基ク扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ハ大正九年七月一日ヨリ名譽進級ニ因ル階等ニ應スル恩給又ハ之ニ基ク扶助料ヲ受クル權ノヲ有スルモノトス

恩給扶助料等及休職給ノ增額ニ關スル件（大正九年八月一九日勅令第二七八號）

朕大正九年法律第十號ニ依ル恩給扶助料等ノ增額及明治二十三年勅令第二百五十四號ニ依ル休職給ノ增額ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム（總理、海軍、外務、大藏、陸軍、內務、文部、司法大臣副署）

第一條 大正九年法律第十號第一條第一項、第三條及第五條ノ規定ニ依リ恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノノ年額ヲ增額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給年額ニ付左ノ區分ニ依リ增額シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ之ヲ基礎トシテ算出シタル年額ヲ以テ其ノ恩給、退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノノ年額トス

基礎俸給年額	增額俸給年額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	基礎年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額但シ七千五百圓ヲ超ユルトキハ七千五百圓トス
五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ	七千圓
三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ	基礎年額ニ千五百圓ヲ加ヘタル額
千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサルモノ	基礎年額ニ其ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額及二百圓ヲ加ヘタル額
三百六十圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサルモノ	基礎年額ニ其ノ五割ニ相當スル金額及百二十圓ヲ加ヘタル額
三百圓ヲ超エ三百六十圓ヲ超エサルモノ	基礎年額ニ三百圓ヲ加ヘタル額
三百圓以下ノモノ	基礎年額ニ其ノ十割ニ相當スル金額ヲ加ヘタル額

退隱料、扶助料又ハ之ニ準スヘキモノニシテ月俸額ヲ其ノ年額算出ノ基礎トナスモノニ付テハ前項ノ基礎俸給年額及增額俸給年額ヲ十二等分シ前項ノ規定ヲ準用ス

退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノニシテ俸給額ヲ其ノ年額算出ノ基礎ト爲ササルモノニ付テハ前項ノ規定ニ準シ算出シタル金

額ヲ以テ其ノ退隱料又ハ扶助料ニ準スヘキモノノ年額トス

第二條 大正九年法律第十號第一條第二項ノ規定ニ依リ加算スヘキ金額ハ左ノ區分ニ依ル

在職最終俸給年額	加算金額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額トス
五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ	千五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額
三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ	千二百圓但シ在職最終俸給年額ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百六十圓ヲ超エ三千二百圓ヲ超エサルモノ	三百圓但シ在職最終俸給年額ノ五割ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百圓以下ノモノ	在職最終俸給年額十割ニ相當スル金額

退隱料又ハ扶助料ニシテ月俸額ヲ其ノ年額算出ノ基礎ト爲スモノニ付テハ前項ノ加算金額ヲ十二等分シ前項ノ規定ヲ準用ス

第三條 第一條第一項ノ規定ハ大正九年法律第十號第四條ノ休職給ニ付之ヲ準用ス

第四條 大正九年七月三十一日現在ニ於テ明治二十三年勅令第二百五十四號ニ依ル休職列事ノ受クル休職給ハ第一條ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ休職給トス

附 則

本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス但シ第三條及第四條ノ規定ハ大正九年八月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス

執達吏に付ては大正九年勅令第三二三號で特例を設け「執達吏規則第二十一條ノ規定ニ依リ手數年額四百五十圓ヲ俸給額ト看做シ算出シタル恩給ヲ大正九年法律第十號第一條第一項ノ規定ニ依リ增額スル場合ニ於テハ大正九年勅令第二百七十八號ニ拘

ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ算出シタル金額ヲ以テ其ノ恩給年額トス（本令ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ之ヲ適用ス）とした。

(b)

（別表）第四號表

在職最終俸給年額	加算金額
六千五百圓ヲ超エ七千五百圓未滿ノモノ	五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千五百圓トノ差額
五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサルモノ	千五百圓但シ在職最終俸給年額ニ五百圓ヲ加ヘタル額カ七千五百圓ヲ超ユルトキハ在職最終俸給年額ト七千圓トノ差額
三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサルモノ	千二百圓但シ在職最終俸給年額ノ三十分ノ十三ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百六十圓ヲ超エ三千二百圓ヲ超エサルモノ	三百圓但シ在職最終俸給年額ノ五割ニ相當スル金額ニ百二十圓ヲ加ヘタル額
三百圓以下ノモノ	在職最終俸給年額十割ニ相當スル金額

(c) 在職最終といふのは更正の性質より稽へて從前の恩給年額算出の基礎となつた在職最終の意である、次の例を見よ、尙第一〇二條說明中判例二參照。

〔例說一〕 小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四條ノ二の規定に依り前後の在職年を通算した後職に對する退隱料額が前の退隱料額より少かつた爲前の退隱料を給した場合には恩給法第一〇一條の更正の基礎たるべき俸給額及在職年數は前退職當時のそれである。

〔例說二〕 軍人恩給を受くる者文官に再任し恩給法施行前に退職した場合現に受くる軍人恩給額が文官退職に因る再任改定恩給額より多額なるときは從前の規定（官吏恩給法第一一條）では軍人恩給を其の儘軍人恩給と

して給したから此の受給者の更正すべき恩給は現に受くる軍人恩給である。」

(d)

(別表) 第五號表

恩給法	従前ノ法令	階等	
軍人恩給法	高等官	親任官	一等
			二等
		判任官	一等
			二等
			三等
			四等
	判任官	海軍一等兵	陸軍上等兵
		海軍二等兵	陸軍一等兵
		海軍三等兵	陸軍二等兵
		海軍四等兵	
陸軍恩給令	高等官	大將	
		中將	
		少將	
		大佐	
		中佐	
		少佐	
		大尉	
		中尉	
		少尉	
		准士官	
	判任官	曹長	
		軍曹	
		伍長	
		上等兵	
		憲兵看護長	
		憲兵看護卒	
海軍恩給令	高等官	大將	
		中將	
		少將	
		大佐	
		中佐	
		少佐	
		大尉	
		中尉	
		少尉	
		准士官	
	判任官	曹長	
		軍曹	
		伍長	
		一等兵	
		二等兵	
		三等兵	
		一等卒	
		二等卒	
		三等卒	
		四等卒	
		五等卒	
陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則	高等官	大將	
		中將	
		少將	
		大佐	
		中佐	
		少佐	
		大尉	
		中尉	
		少尉	
		准士官	
	判任官	曹長	
		軍曹	
		伍長	
		上等兵	
		憲兵看護長	
		憲兵看護卒	

備考

一 大正九年三月三十一日以前ニ海軍兵曹長同相當官タリシ者ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トシ其ノ他ノモノハ高等官七等トス

一 大正十年三月三十一日以前ニ退職シタル陸軍一等樂長ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トス

一 名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

一 本表ニ該當セサルモノハ陸海軍武官官階及兵等級ノ例ニ依ル

海軍退隱令	海軍恩給令
大將	大將
中將	中將
少將	少將
大佐	大佐
中佐	中佐
少佐	少佐
大尉	大尉
中尉	中尉
少尉	少尉
准士官	准士官
機關士	曹長
水兵長	軍曹
火夫長	伍長
一等水兵	一等兵曹
二等水兵	二等兵曹
三等水兵	三等兵曹
四等水兵	大端舟長
一等水夫	機關長
二等水夫	火夫長
三等水夫	一等水兵
四等水夫	二等水兵
五等水夫	三等水兵
	四等水兵
	一等若水夫
	二等若水夫

(e)

(別表) 第六號

恩給法	傷病原因 / 症狀等差	従前ノ法令
甲號	特別項	官吏恩給法第十四條第二項
	第一項	
	第二項	
	第三項	
	第四項	
	第五項	
	第六項	
乙號	特別項	
	第一項	
	第二項	
	第三項	
	第四項	
	第五項	
	第六項	

症項ヲ査定ス

| | | |

のある分を更正增額する必要があるのであるから一時金たる性質を有する諸給與金は假令裁定が恩給法施行後に延びても其の受くべき權利は恩給法施行前に一時的に生じ施行後に及ばぬから更正增額すべき理由がない。

(6) 雜例

〔例說一〕 巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條第一項但書の規定に依り後の在職年のみに依り算出せられた恩給を給せられた場合でも觀念上は前後の全在職年に對し給與する法意と併すべきであるから更正の際は全在職年を更正額算出の基礎在職年とする(2)參照)。

〔例說二〕 本條に依り巡査看守退隱料及遺族扶助料法第四條第二項に依る增加恩給を更正する場合には普通恩給竝に增加恩給を給すべきものである(第八五條第三項參照)。

〔例說三〕 巡査看守給助例に依る死亡給助は公務死亡者の遺族扶助料と看做すべきものであるから恩給法第七五條第二號の規定に依り更正すべきものである。

第百二條 (明治四三年、四四年俸給令改正前退職者の恩給額更正)

明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄(1)ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍聲査、海軍聲査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令(3)ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ增額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前(2)ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

(1)(2) 本條の設けられた所以は第一項に付ては明治四三年四月に文官の俸給が一般に增額せられた(明治四三年勅令第一三四號高等官官等俸給令、同年勅令第一三五號勅任官俸給令)が之に關聯して既得恩給の更正を行はなかつた結果同種の官吏にして俸給令の改正前退官又は死亡した者と改正後に退官又は死亡した者との間には其の恩給額に著しい差異を生ずることとなつたから勅令の定める所に依り恩給を增額して此の間の不平等を平均せんとするに存し、第二項に付ては規定の趣旨は前項と同樣なるも同項に揭ぐる巡査其の他の者は右の改正が明治四四年四月に行はれたから項を別にしたものである。

(3) **恩給法施行令第三七條** 恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ增額スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表(a)ニ依ル假定俸給年額ニ增加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

(a)

(別　表)

第七號表

高等官及同待遇				判任官及同待遇			
退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額	退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額	退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額	退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	假定俸給年額
九、六〇〇	一二、〇〇〇	二、六〇〇	三、二〇〇	一、二〇〇	一、四四〇	二百二十八圓以下	四十八圓ヲ加ヘタル額
六、〇〇〇 五、〇〇〇	八、〇〇〇 六、〇〇〇	二、五〇〇 二、四〇〇	三、〇〇〇	九〇〇 七二〇	一、一四〇 九〇〇	百八十圓以下	三十六圓ヲ加ヘタル額
四、五〇〇	五、五〇〇	二、二〇〇	二、七〇〇	六〇〇	七八〇	百三十二圓以下	二十四圓ヲ加ヘタル額
四、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	五四〇	六六〇		
三、六〇〇	四、五〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇	四八〇	六〇〇		
三、五〇〇	四、二〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	四二〇	五一六		
三、三〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	三百六十四圓以下	八十四圓ヲ加ヘタル額		
三、〇〇〇	三、七〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	三百二十四圓以下	七十二圓ヲ加ヘタル額		
二、八〇〇	三、五〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	二百七十六圓以下	六十圓ヲ加ヘタル額		
二、七〇〇	三、四〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇				
二、六〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇				
二、五〇〇	三、二〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇				
二、四〇〇	三、一〇〇	九〇〇	一、二〇〇				
二、三〇〇	三、〇〇〇	八〇〇	一、一〇〇				
二、二〇〇	二、九〇〇	七〇〇	一、〇〇〇				
二、一〇〇	二、八〇〇						
二、〇〇〇	二、七〇〇						
一、九〇〇	二、六〇〇						
一、八〇〇	二、五〇〇						
一、七〇〇	二、四〇〇						
一、六〇〇	二、三〇〇						
一、五〇〇	二、二〇〇						
一、四〇〇	二、一〇〇						
一、三〇〇	二、〇〇〇						
一、二〇〇	一、九〇〇						
一、一〇〇	一、八〇〇						
一、〇〇〇	一、七〇〇						
九〇〇	一、六〇〇						
八〇〇	一、五〇〇						
七〇〇	一、四〇〇						
	一、三〇〇						
	一、二〇〇						
	一、一〇〇						
	一、〇〇〇						
	八五〇						

備考

一　本表ノ俸給年額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル

一　本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ニ止ム

第七號表の退職又は死亡當時の俸給年額と假定俸給年額との割合は恰度明治四三年又は四四年の增俸の際の在職者の增俸前の俸給と增俸後の俸給との割合に當るのである、例へば當時五〇〇〇圓の俸給を受けた者は六〇〇〇圓の俸給を受けたことに假定して更に第四號表を通じて增俸し又は之停前に退職して五〇〇〇圓を基礎として恩給を受けた者は六〇〇〇圓を受けたことに假定して更に第四號表を通じて增俸し又は之を爲さずして恩給法第六〇條以下の規定に依り更正しようといふのである。

大正九年の更正を受けた者には第一〇二條を適用するの必要がないやうに思はれるかも知れぬが、九年更正前の恩給扶助料の年額算出の基礎になつた俸給年額に大正九年勅令第二七八號に依り一定率の額を添加したのであつて明治四三年三月前又は四四年三月前の俸給を基礎とする恩給扶助料でもその儘四三年前又は四四年前の俸給に一定率を添加

したに過ぎぬから九年更正を受けた者にも矢張り第一〇二條を適用する必要があるのである（現に九年更正の場合には第七號表に相當する表を用ひぬのである）。

又軍人に關する大正六年の更正と九年更正及兩更正と第一〇〇條第五項との關係に付一言するに、九年更正は請求を俟たずして更正した（大九、閣九）が六年更正は請求を要件としたのであつて（從て七年内に請求せぬと更正權を失ふと規定した）六年更正を受けずに九年更正を受けた者は六年更正前の恩給額（第一號表乃至第四號表）を大正九年法律第一〇號第二條の表の割合で增加し、此の後に至つて六年更正を請求した者には六年更正額を基礎とし更に九年更正をやり直したのである、而して六年更正を受けずに九年更正のみを受けた者には第一〇〇條第五項に依り六年更正を受けた者と同樣に增額し、六年更正も九年更正も受けなかつた者には六年更正の分に付ては第一〇〇條第五項を九年更正の分に付ては第一〇一條を適用する。

六年更正の内容は明治四四年法律第五九號を以て軍人恩給法第一號表乃至第三號表を改正し增額（同年四月一日施行）したる退職恩給、免除恩給、增加恩給竝之に對應する扶助料の額を明治四四年三月三一日迄に退職したる爲受けざりし者に其の額を給するに在り（免除恩給は明治三七年法律第一九號にて改正せられ其の他の恩給は軍人恩給法を施行後改正なかりしものである）。

（六年更正は大正六年法律第六號附則に基き翌年一月一日より施行）

〔判例一〕　大正一四年六月二〇日宣告行政裁判所大正一四年第三四號事件——で明治二九年一二月八日勤續一七年にして兵庫縣明石郡書記を退官し（判任五級俸年四二〇圓）恩給年額一〇九圓（九年更正にて一九四圓となる）を受けた原告は自分は明治四三年三月以前に退官し明治二四年勅令第八三號俸給令に依る俸給を受けた者であつて而して明治四三年勅令第一三五號判任官俸給令は一部改正にあらずして國庫の支辨に屬するものと地方稅の支辨に屬するものとの別なく明治四三年前の俸給令全體の改正なることは其の勅令に判任官俸給令改正の件と謂ひ俸給令中改正の件と謂はざるに徵して明かであり其の附則に地方稅ノ支辨ニ屬スル判任文官ノ俸給ハ從前ノ例ニ依ルと規定し從前の俸給を据置かれたる爲他と比較上結局減額に改正されたものであり改正を受けたことは明かであるから恩給法第一〇二條の要件を充たすが故に第一〇一條の外同條を適用し三一〇圓を給すべしと請求したのに對し裁判所は本書第一〇二條の說明(1)(2)で述べた通の立法理由を肯定し「同條ハ明治四十三年四月改正ノ俸給令ニ依リ增額セラレタル官吏ト同種ノ官吏ニシテ其ノ改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシテ恩給ヲ受ケ居ル者ニ對シテノミ增額給與シ以テ其ノ公平ヲ得シムル趣旨ノ規定ナリト解セサルヲ得ス而シテ原告ノ如ク地方稅ノ支辨ニ屬スル判任文官ニ付テハ明治四十三年勅令第百三十五號判任官俸給令附則第九項ニ於テ地方稅ノ支辨ニ屬スル判任文官ノ俸給ハ從前ノ例ニ依ルト規定シ其ノ俸給改正ナカリシモノナルヲ以テ原告ハ恩給法第百二條ニ所謂明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシテ恩給ヲ受クル者ニ該當セス」と謂ひ内閣恩給局が單に第一〇一條のみを適用して算出した二六〇圓を正當とし原告の請求を棄却した。

（右判決の場合と同樣の事案に屬するものに元長野縣東筑摩郡書記某に係る行政裁判所大正一四年第七二號事件があり、又大正一四年中内閣總理大臣は元和歌山縣東牟婁郡書記某に係る訴願に對し同旨の裁決をした。）

〔判例二〕　大正一四年一二月二六日宣告行政裁判所大正一四年第六三號事件——で原告は明治三七年一二月八日月俸一五圓勤續一三年五月にして靜岡縣巡査を退職し巡査看守退隱料及遺族扶助料法第一條に依り退隱料五〇圓を給せられ次で明治四四年五月二六日月俸一四圓在職加算年共九年六月にして臺南廳巡査を退職右法律第三條第一項本文に依り第一次在職年に於ける俸給を基礎とした退隱料に後の在職年に於ける俸給を基礎とした增加額を合算し年額六三圓た改定せられたものであるから今回の更正に當つては第一次退職は明治四三年三月以前にして同年四月改正前の俸給令に依る俸給を基礎として恩給を受けたのであるから第二次在職年に對し恩給法第一〇一條を適用するの外第一次在職年に對しては第一〇二條をも適用し兩者を合計すべきものであると主張したに對し裁判所は恩給法施行令第三六條第一項第一號には「其年額算出ノ基礎トナリタル俸給」とあり恩給法第六三條は恩給額算出の基礎たるべき全在職年と其の

在職最終の俸給（第四號表に在職最終俸給年額とあり）とを標準として恩給年額を計算する趣旨を規定するが故に同條の規定に依り更正恩給年額を算出すべきものと定められた以上數次の就職者に付ては最後の在職の最終俸給年額を標準として計算する趣旨であつて右施行令の「其ノ年額算出ノ基礎トナリタル俸給」とは最後の在職の最終俸給にして恩給年額算出の基礎となつたものを指すの法意であると斷じ又原告が大正九年の退隱料更正の際は第一次退職迄の分を第二次退職の分とを區分し各其の當時の月俸を標準として計算したるが故に本件の場合にも同一方法に依るべきものであると主張したに對しては大正九年に於ける巡査の退隱料更正に付ては同年法律第一〇號及勅令第二七八號に依り唯其の年額算出の標準たる俸給額を增加するに止まり退隱料算出方法は巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條其の儘を用ひたるも本件の場合には前示の如き恩給法第六三條の方法に依るべきものであるから彼是同一視せる原告の所論は理由なしとし原告の請求を棄却した。

（參考） 文官等は現實の俸給額を恩給の基礎とするに對し軍人の大部分は假定俸給を基礎とするので文武恩給額の均衡問題が常に論ぜられるから左に文官及武官の恩給額改正年次每の額を表示して參考に供する、而して之は恩給額更正の參考にもなることであると思ふ。尙序に巡査看守の恩給額に付ても同樣比較に便な表を作つた。

明治一六年陸軍恩給令海軍恩給令制定當時は武官は各官等に於ける文官の俸給年額の四分の一を基準として恩給額を定められ文武官の恩給は各官等に付て同額であつた（但し武官の文官と同官等の俸給は文官の俸給よりも少額であつた）が明治二三年の軍人恩給は之を襲用したに對し明治二四年に文官は職給制に定められ其の俸給を削減せられた爲文官恩給は軍人恩給よりも不利となつた、其の後文官は明治三一年に多少の增俸あり明治四三年四月に相當の增俸があつたので明治四三年四月に於ては武官恩給よりも稍多額となつたが明治四四年に武官恩給の二割の增額があつたので文官恩給は再武官恩給よりも稍惡くなつた、武官は大正六年に更正があつたが之は明治四四年の增額を受けなかつた者に增加額を給したに過ぎぬ。次で大正九年に至つて文武官とも略同率の率の多い增俸があつた、之に伴つて恩給も同樣に增額された、それから大正一二年の恩給法改正に依り恩給率等の變更の爲文武恩給何れも三割餘の增額となつた。俸給の關係に付ては武官の階等に相當する文官の官等に於て受ける俸給の最高額は概して稍高いが文官の實際に受ける俸給級俸は官等に副はぬ隨分低いものを給せられてゐる者も多い。併し一方には進級年數や軍人退職後の不融通性の問題もある。何れにしても在職中の俸給と退職後の恩給の關係に於ける文武の均衡關係は仲仲むづかしいことである。

軍人恩給年額改正表

官職名＼法令	明治八年海軍退隱令	同九年陸軍恩給令	同一六年同令	同二三年軍人恩給法	同三七年改正增加	同上割合	同四四年改正增加	同上割合	大正九年改正增加	同上割合	同一二年恩給法	同上割合
大將	一、〇四〇（一、六〇〇）圓	（一、二〇〇）圓	一、五〇〇（一、八五〇）圓	一、五〇〇（一、八五〇）圓	— 圓	— 圓	一、八〇〇 圓	二・〇 圓	一、八〇〇 圓	— 圓	二、五〇〇 圓	三・九 圓
大佐	五八〇（八八〇）	（六〇〇）	七五〇（九二五）	七五〇（九二五）	—	—	九〇〇	二・〇	一、三二三	四・七	一、五三四	一・六
大尉	二四五（三〇八）	（二八四）	三〇〇（三七〇）	三〇〇（三七〇）	—	—	三六〇	二・〇	五九一	六・四	七八四	三・三
准士官		（一二八）	一五〇（一八五）	一五〇（一八五）	—	—	一八〇	二・〇	三〇六	七・〇	四〇〇	三・一
伍長		（四九）	四八（九〇）	四八（七六）	七〇（一〇五）	四・六	八四	二・〇	一六八	一〇・〇	二二五	三・四
上等兵		—	—	四（六二）	五五（八三）	三・八	六六	二・〇	一三二	一〇・〇	一八〇	三・六
一等卒		（四五）	三六（五四）	三六（五六）	五〇（七八）	三・九	六〇	二・〇	一二〇	一〇・〇	一六五	三・八

（備考）在職一一年の額を各其の前額と比較した。

但し海軍退隱令に於ては原則として在職二五年（定限年令により差異あり）の額を掲げ以下在職一一年を減ずる毎に在職一年迄一定率にて遞減した。

又明治九年陸軍恩給令に於ては准士官以上は在職二五年下士以下は在職一五年を恩給判達年とし以上一年を增す毎に一定率を遞加し在職四五年にて止んだ。

明治一六年海軍恩給令の額は同年陸軍恩給令の額と殆ど同じである。

右表中括弧内は在職二五年の額である（一六年陸軍恩給令伍長及一等卒の額は二三乃至二八年の額）。

文官恩給年額改正表

判任官

級俸	明治二四年	同三一年	同上增加割合	同四三年	同上增加割合	大正九年	同上增加割合	大正一二年	同上增加割合
一	一八〇(五)	二二五(四)	二・五(四)	二八五(四)	二・三	四八〇(四)	二・七	六四〇(四)	三・三
二	一五〇	一八〇	二・〇	二二五	二・三	四〇五	二・五	五四〇	三・三
三	一三五	一五〇	一・一	一九五	二・三	三四五	三・〇	四六〇	三・三
四	一二〇	一三五	一・三	一六五	二・三	三〇〇	二・二	四〇〇	三・三
五	一〇五	一二〇	一・四	一五〇	二・三	二五五	二・九	三四〇	三・三
六	九〇	一〇五	一・七	一三五	二・三	二二五	三・三	三〇〇	三・三
七	七五	九〇	一・二	一二〇	二・五	一九五	四・〇	二六〇	三・三
八	六〇	七五	二・五	一〇五	三・三	一六五	五・〇	二二〇	三・三
九	四五	六〇	三・三	九〇	四・〇	一五〇	六・七	二〇〇	三・三
一〇	三六	四五	二・五	七五	五・〇	一三五	六・七	一八〇	三・三

（備考）在職一五年の額を示す、大正一二年の恩給法施行前は俸給年額の二四〇分の六〇、同法施行後は一五〇分の五〇の割合にて算出した。

軍人恩給基礎假定俸給（恩給法別表第一號表）ト實俸給トノ比較

	假定俸給（年額）	減俸後實俸給（年額）	一等級俸給（年額）
大將	七、五〇〇（減俸前實俸給 同）	六、六〇〇	五、八〇〇
中將	六、五〇〇（同）	五、八〇〇	五、〇〇〇
少將	五、六〇〇（同）	五、〇〇〇	四、一五〇
大佐	四、六〇〇（同）	四、一五〇	三、二二〇
中佐	三、九五〇（三、六〇〇）	三、二二〇	二、三三〇
少佐	三、二五〇（二、六〇〇）	二、三三〇	一、九〇〇
大尉	二、三五〇（一、八〇〇 一、六〇〇）	一、九〇〇	一、一三〇
中尉	一、七〇〇（一、二〇〇 一、〇二〇）	一、一三〇	八五〇
少尉	一、四〇〇（八五〇）	八五〇	九六〇（一、一二〇）
曹長（一等下士官）	八五五（七六二 七二〇）	八〇四（六六四、八〇）	
准士官	一、二〇〇（九六〇 九〇〇）	九六〇（一、一二〇）	
軍曹（二等下士官）	七六五（六六六 六三六 六〇〇 五八二）	六六六 六三六 六〇〇 五八二（三四六、八〇）	

伍長（三等下士官）	六七五（五四六／五二八）	五四六㊂五二八（二七八、四〇）
海軍一等兵	六〇〇（二一三、六〇／一九二）	（假定）五二一、四〇（特二一三、六〇／一九二）
陸軍上等兵（海軍二等兵）	五四〇（五〇八、八〇）	五〇八、八〇（一五七、二〇）
陸軍一等兵（海軍三等兵）	四九五（六六）	六六（一三九、二〇）
陸軍二等兵（海軍四等兵）	四五〇（六六）	六六（七四、四〇）

文武官恩給比較表（恩給法改正前）

文官	俸給	恩給（慣年五十）（慣年十四）	恩給ノ差額	武官	俸給（定給）（非俸）	恩給（慣年五十）（慣年十四）
臣大理總	三、〇〇〇	四、〇〇〇				
臣大	八、〇〇〇	二、六六七				
任親	七、五〇〇	二、五〇〇	二〇〇	二、七〇〇	大將 七、五〇〇	二、七〇〇
任勅	六、五〇〇	二、一六七	一七四	二、三四一	中將 六、五〇〇	二、三四一
任勅	五、七〇〇	一、九〇〇	一一七	二、〇七七	少將 五、六〇〇	二、〇七七
級一（任奏）	四、五〇〇	一、五〇〇	一五六	一、六六六	大佐 四、六〇〇	一、六六六
級三	三、八〇〇	一、二六七	一五六	一、八五三	中佐 三、六〇〇	一、八五三
級六	二、七〇〇	九〇〇	二七〇	二、五七〇	少佐 二、六〇〇	二、五七〇
級八	二、〇〇〇	六六七	一七九	一、二三三	大尉 二、一〇〇	一、二三三
級二十	一、二〇〇	四〇〇	二一三	六一三	中尉 一、二〇〇	六一三
級六（任判）	九〇〇	三〇〇	二〇五	五〇五	少尉 八五〇	五〇五
級五	一、〇二〇	三四〇	九二	四三二	准官士 九六〇	四三二
級七	七八〇	二六〇	五三	三一三	一等士下 七五六	三一三
級九	六〇〇	二〇〇	八三	二六三	二等士下 六二三	二六三
級一十	四八〇	一六〇	九三	二五三	三等士下 四六八	二五三

（大尉以下各一等給）

巡査看守退隱料年額改正調（恩給法改正前）

俸給額 ＼ 法令	退隱料法 四三年三月迄			退隱料法 平均二割五分增 四三年四月以降（俸給令改正）						同法 俸給年額三百圓未滿ハ十割增 大正九年七月以降（俸給令改正及更正）						恩給法 大正一二年一〇月以降（更正）					
	年一〇	年一一	年一五	年一〇	割增加	年一一	割增加	年一五	割增加	年一〇	割增加	年一一	割增加	年一五	割增加	年一〇	割增加	年一一	割增加	年一五	割增加
月俸一〇圓	三〇圓	三一圓	三五圓	三八圓	二・七	三九圓	二・六	四四圓	二・六	七五圓	一〇・〇	七八圓	一〇・〇	八八圓	一〇・〇	九六圓	二・八	一〇二圓	三・一	一一〇圓	二・五
〃 一二圓	三六	三八	四二	四五	二・五	四七	二・四	五三	二・六	九〇	一〇・〇	九三	九・八	一〇五	九・八	一二〇	三・三	一二三	三・二	一三二	二・五
〃 一三圓	三九	四一	四六	四九	二・六	五一	二・四	五七	二・四	九八	一〇・〇	一〇一	九・八	一一四	一〇・〇	一二八	三・〇二	一三三	三・二	一四三	二・五
〃 一六圓	四八	五〇	五六	六〇	二・五	六二	二・四	七〇	二・五	一二〇	一〇・〇	一二四	一〇・〇	一四〇	一〇・〇	一六〇	三・三	一六四	三・三	一七五	二・五
〃 二五圓	七五	七八	八八	九四	二・五	九七	二・四	一一〇	二・五	一六九	八・〇	一七五	八・〇	一九七	七・九	二二六	三・三七	二三〇	三・一	二四八	二・六

（備考）退隱料法に於ては恩給年限一〇年にして以上一年を增す毎に月俸額一〇分の一（即年額の一二〇分の一）を遞加し在職三〇年で止めた、恩給法に於ては他の一般公務員と同樣の計算方法に依り、別に勤續者に對しては一〇年を超える一年毎に三〇〇分の一の割合で加給する但し本表では加給を加へずに算出した。

本表は軍人、文官恩給額と比較の便宜上一一年及一五年の額をも掲げた。

第百三條（屯田兵現役期間の遡及通算）

北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員(1)**ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ普通恩給ヲ給ス**(3)

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス(4)

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

(1) 本條の設けられた趣旨は屯田兵は軍人恩給法制定當時は一般軍人とは別異の取扱を受け其の從軍期間のみ在職年を認められ次で大正六年法律第六號に依り從軍期間の外平時に於ても屯田兵村監視若は屯田兵部隊附として軍隊の常務に服した期間に限り軍人在職年として認められてゐた（軍人恩給法第一八條第七號）が屯田兵の現役は一般軍人の現役と區別せぬのを妥當と認め屯田兵の現役期間にして從來通算を認められなかつた期間をも一般軍人の現役期間と同樣軍人在職年として遡つて恩給權の基礎たらしむるに存する、法文に軍人恩給法に於けると同樣年月日數と謂ふのも其の爲である。故に本條の規定に依り新に附與される利益は屯田兵現役期間を恩給法施行前の軍人在職年と假定した場合に受ける利益（此の利益の範圍は(3)に述べる）を超えしむる理は存しないのである、從て法文に「公務員ノ在職年ニ通算シ」とあつて一見廣く恩給法に規定する各種公務員の如何なる在職年をも通算し得るかのやうに思はれても之は右の趣旨の範圍内で解すべきものである。又恩給與事由の發生時期の一般的原則は退職の時にあるのであつて本條は特に此の原則を破るものとは解せられず第一項後段は給與事由の發生時期は退職時であることを是認しつつ唯給與すべき恩給の種類の限定及給與の始期に付特別の規定を爲したに過ぎぬと解すべきである、故に給與事由の發生が恩給法施行前であるならば第八五條及第一〇一條、第一〇二條で更正した額を本條第一項後段に所謂「改定」し又は「新ニ」「給ス」る普通恩給として給與し給與事由の發生が恩給法施行後（屯田兵現役期間が恩給法施行前に存在しても之と通算され年金恩給權を構成する他の在職年が恩給法施行後に終るならば恩給法施行後に給與事由が發生する、後述參照）であるならば其の恩給法施行後の退職の時から給與される。

(2) 年金たる恩給を生ずる場合に限り本條の適用あり、通算の結果一時金を生ずるやうな場合には適用がない。

(3) 「年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス」とは如何なる範圍で指稱するか、之に付ては(1)で述べた如く屯田兵通算の利益は屯田兵現役期間を恩給法施行前の軍人在職年なりと假定した場合に受ける利益を超えしめる理由はないのであるから其の範圍内で考へればよいのである、卽

(イ) 恩給法施行前に軍人恩給又は文官恩給を有する場合に其の基礎在職年の前又は後の屯田兵現役期間を加へて在職年數が增す場合には改定する（此の規定は特別の規定であるから屯田兵現役期間が前在職の後たると前たるとを問はず又一年以上たるを要せぬ）。

(ロ) 屯田兵現役期間と恩給法施行前又は後の文官、軍人の在職年を合して初めて普通恩給年限に達するときは新に普通恩給を給する、但し屯田兵現役期間と第九〇條第一項但書の繼續關係あるときは文官、軍人以外の各種公務員の在職年とも通算せられる。

(4)〔例說〕本條第二項に依り扶助料を給すべき場合に公務員の死亡が恩給法施行前なるときは該扶助料の給與事由は公務員死亡の時發生したものであるから第八五條第一項に依り受給資格は軍人恩給法第三五條に規定する制限を受ける。

(參考)**屯田兵制の沿革**

屯田兵制度の初めて設けられたのは明治八年であつて最初は開拓使内に屯田兵事務局を置き屯田兵に關する一切の事務を審理せしめ其の後明治一五年に陸軍の直屬としたが明治二九年第七師團の置かるると共に屯田兵に關する事務を同師團司令部に移され明治三六年の屯田兵廢止に至つたのである。而して屯田兵の服役狀態は明治二三年八月勅令第一八一號で服務期間の定められる迄は無制限に服役すべき制であつたが同令に依り全服役期間を二〇箇年とし現役三年豫備役四年後備役一三年とし次で明治二七年勅令第九四號で現役八年後備役一二年とし豫備役期間を廢した。

第百四條（本法施行事項の勅令委任）

第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

恩給法の施行に關しては各條に「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」「勅令ノ定ムル所ニ依リ」等と規定し恩給法施行令に其の内容を規定するの外恩給法第八五條乃至第一〇三條に規定したが此の外にも何か施行に關する事項があるかも知れず或は將來そんな事項が生ずるかも知れぬので本條を置いたのであるが現に之に該當する勅令規定事項は恩給法施行令第三五條である（同條に付ては第五二條(3)參照）。

附則（昭和八年法律第五〇號）

第一條（昭和八年法律第五〇號施行期日）

本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(1)但シ第四十六條ノ二(2)、第五十八條第一項第四號(3)及第六十九條(4)ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(1) 大正一二年一〇月一日の恩給法施行日から恰度一〇年の記念日に施行せらるることは在職年計算や階級の統計上にも便利であらう。

但書で三條文の施行期日を遲らせた理由は後に述べる通りである。施行期日が條文に依て二樣になつた結果附則第二條以下に「本法施行」云々と謂ふ其の施行の期日は關係條文が第四六條ノ二、第五八條第一項第四號又は第五九條である場合には昭和九年四月一日であり其の他の條文である場合には昭和八年一〇月一日といふことになる。

(2) 傷病年金の前身とも謂ふべき傷痍軍人特別扶助金（昭和七年勅令第二〇五號）を昭和八年度迄は給することに豫算が決定してゐたから傷病年金に關する第四六條ノ二は昭和八年度から施行することになつた。

(3) 多額の所得ある恩給權者の恩給停止に關する第五八條第一項第四號は此の規定適用の前提たる恩給外の所得の決定等の爲餘り早く適用出來なかつた爲四月一日より施行のことになつた。恩給法施行令第二四條ノ七第一項及第二項に依れば一月一日から一二月三一日迄の恩給の停止は其の年七月一日から翌年六月三〇日迄の期間の分の恩給に付て爲すのであるから、四月一日から施行せらるる結果として實施の第一年に於ては昭和九年一〇月一日から昭和一〇年六月三〇日に至る期間の分の恩給に付て停止が行はれることになる。

(4) 恩給納金に關する第五九條の規定は法律案では昭和八年一〇月一日より施行することになつてゐたが貴族院で同日から施行しては附則第九條に依り本條は「本法施行後……昇給若ハ增額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用」せらるるが故に施行直後の一二月に定期異動の行はれる海軍軍人に先に適用され翌年八月に定期異動の行はれる陸軍軍人には遲く適用されて公平を得ないと論ぜられ議會の修正に依り昭和九年四月一日より施行のことになつた。

本則に付て濁點なきに附則に於て法文に濁點を打つは改正法律公布當時に於ける法文の用字例が濁點を打つの例に變り居り、而して既に不濁點時代に公布せられたる本則に濁點を混用するは不統一なるを以て本則の改正は依然不濁點とし附則は全部を新に規定するものなるを以て新用字例に從ひ濁點を附したるに依る。本文の改正では「雖」を用ひ附則では「雖モ」を用ふるも同理に依る。

第二條　（改正法不遡及の原則、例外）

本法施行前給與事由(1)ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル(2)但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス(3)

(1)　給與事由の意義に付ては本則第三條—一頁參照。

(2)　本文は改正法律施行前昭和八年九月三一日以前に退職死亡等に依り權利の發生した各種の恩給は同年一〇月一日以後に請求し裁定される場合と雖も改正前の恩給法の規定に依り律し改正法を遡及適用せぬといふ原則を示したもので恩給法の施行に關する恩給法第八五條第一項と同類の規定である。

此の原則に對する例外は本條但書の外、第七條（施行前賑恤金、傷病賜金を受くべき事由の生じた者の傷病年金、給與は不遡及）第一四條（加給扶助料）（加給要件のみ遡及、給與は不遡及）、第一五條第一項及第三項（警察監獄職員恩給の文官恩給への特別改定）（要件のみ遡及、給與は不遡及）、第一九條第一項及第三項（教育職員在職年の遡及通算）等があり、又本條と反對に改正法施行後或る時期迄改正法を適用せぬ規定としては第三條（改正當時繰延中の休職等の期間の不半減）、第八條第一項後段（改正當時在職者の年齢停止）、第九條（個人納體納金）第六條（改正當時進行中の休職等の期間の不半減）、第八條第一項後段（改正當時在職者の植民地加算要件）、第一七條（改正當時差額停止者の停止）、第一一條（最短恩給年限のみ）、第一六條（改正當時在職者の植民地加算要件）、第四條（圍金）、第一一條（最短恩給年限のみ）、第一六條（改正當時在職者の植民地加算要件）、第一七條（改正當時差額停止者の停止）、第一八條（同上の者の通算）の諸規定がある。尚本條の原則の顯れた規定に第八條第一項前段（改正前發權の普通恩給は年齡に依る停止を爲さず）及第二項（改正後改定の恩給中改正前發權の普通恩給の分に付年齡に依る停止を爲さず）あり、又第五條（改正後發權の恩給と雖も改正前の在職年に加算及減算の規定を遡及せしめず）は本條の裏（改正法施行後發權の恩給の基礎在職年は改正法に依り計算す）の例外的規定と謂ひ得るであらう。

(3)　多額所得者の恩給停止に關する規定を改正法不遡及原則の例外として擧げたのは注意的例示規定と解すべきである、蓋し恩給法第八五條第一項の規定に依れば恩給法施行前の軍人免除恩給受給者の軍人在職年は巡査在職年と通算し得ざるに拘らず同法施行後は同條第二項の規定に依り軍人免除恩給は普通恩給と看做さるる結果同法施行後の巡査在職年と第五四條第一項第一號の規定に依り通算さるるに至るのと同樣に改正法施行前給與事由發生の恩給と雖も普通恩給である以上能ふ限り改正法を適用して差支ない、現に此の但書が原則に對する唯一の例外でないことは(2)に述べた如く例外規定として第七條、第一四條、第一五條等を數へ得ることでも明かである。さればこそ恩給受給權調査の規定（第九條ノ二）や事實上の婚姻者の扶助料權喪失に關する規定（第八〇條第二項）も年金たる恩給であり又は扶助料である限り特に規定を須ひずして改正法施行前給與事由發生の恩給に付適用し得るものと解せられるであらう。

又年金たる恩給權は二年を超ゆる懲役禁錮以上の刑に處せられたり在職中の職務に關する犯罪で禁錮以上の刑に處せられたりすると失權するといふ改正規定（第九條第一項第二號、第二項）も同樣に適用し得ると解せられるであらう。

尚但書に於ける「本法施行前」とは昭和九年三月三一日前なること第一條(1)で述べた通りである。

第三條（施行當時繫屬中の傷病の程度に關する行政訴訟）

第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

恩給法中改正法律は第一三條第一項に「但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス」といふ但書を追加改正し昭和八年一〇月一日から施行することにした（附則第一條）がそれでは同日前即九月三〇日以前から一〇月一日現在迄行政裁判所に繫屬中の訴訟が中絶して困るから斯かる事件に付て裁判が確定する迄適用しないことにしたのである。

第四條（國體納金は個人納金と同時に增率す）

第十八條第一項ノ規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員カ第五十九條（改正前又ハ改正後）及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第一八條第一項の所謂國體納金は同條で說明した如く國庫から恩給を給するが俸給を給せぬ公務員即中等教員に俸給を給する者即府縣は斯の如き自らが俸給を給する公務員に付ては俸給の延長たる分子を有する恩給をも自ら給するのが道理であるが種々の關係よりして自ら之を給し得ぬが故に自らに代つて恩給を給して呉れる國庫に對して納める中等教員の俸給の一〇〇分の二即中等教員各個人の個人納金（第五九條第三項本文）と同額の金額の合計額である。然るに此の一〇〇分の二といふのは恩給法中改正法律で改正された率で改正前即昭和八年九月三〇日迄は一〇〇分の一であつたのであつて之を增率した理由は此の率と同率たるべき中等教員の個人納金率が改正法施行の昭和八年一〇月一日から一〇〇分の一を一〇〇分の二に增率されたからである。であるから此の增率した個人納金の納付始期を第五九條の適用に關する附則第九條に依り個人毎に遲速あらしめた以上は之に伴つて國體納金の增率も個人毎の增率した個人納金の納付始期に步調を合せるのを當然として「附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス」と規定した次第である。

右の次第であるから「附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル」時期は中等教員全體が一人殘らず附則第九條の適用を受け終つた時期ではなくて中等教員の各個人毎に觀察して例之甲某に付ては昇給して附則第九條の適用を受け終つてもはや同條の必要のなくなつた昭和九年一二月二五日、乙某に付ては同じく昇給して同條の必要のなくなつた昭和一〇年三月三一日といふが如個人毎に異る時期である。又「第五十九條（改正前又は改正後）」としたのは附則第九條の規定の結果改正法施行後と雖も就職、昇給、增俸のない限り改正前の第五九條の一〇〇分の一を納金せしめる規定が適用されるから「改正前の第五十九條又は改正後の第五十九條」の代りに規定したのである。

第五條（改正法施行前の在職年の計算）

本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

改正法律施行後に給與事由の生じた恩給に付ては其の恩給の基礎たる在職年は改正前のものと雖も改正法律に依るべきである（附則第二條の裏）から其の恩給の基礎を成す在職年の計算も一般的には改正法律の適用を受くべきであるが改正法律第三九條第一項の改正遠洋航海加算、第九一條第二項の植民地加算の要件に關する規定、第四〇條ノ二の休職等現實に職務を執るを要せざる期間の在職年半減の規定は從來の規定より不利なるが故に、又第三九條第一項の艦隊準戰訓練加算は新に設けられ且つ財政上の關係もあるが故に第九〇條第一項但書の規定に倣ひ適用せず仍改正前の規定に依り律することにした。尤も艦隊準戰訓練加算の要件たる「一年」は改正法律施行前から起算して差支ない（第九一條(4)例說二參照）。

第六條　（第四〇條ノ二ノ經過的不適用）

第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

改正法施行後に給與事由の生じた恩給と雖も休職等現實に職務を執るを要せぬ期間の半減に關する第四〇條ノ二の規定は改正法施行前の在職年の計算に付適用せぬこと前條に規定する所の如くであるが改正法施行の際是等の期間の進行中の者は將來其の期間の終了に依り普通恩給年限に達せしむべきことを改正法施行前から目的として休職等を命じたに因る者が多からうから第四〇條ノ二の規定は更に改正法施行後の其の期間終了迄適用せぬことにしたのである、而して此の規定は普通恩給最短年限を特に從前通りとすることに關する附則第一二條と相俟つて完全に其の休職等を命じたる目的を達せしめんとするものである。「終了」の意義に付ては附則第一二條(2)參照。

第七條　（昭和九年三月三一日以前に賑恤金、傷病賜金給與事由發生の者に傷病年金を給す）

傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス(1)但シ本法施行前賑恤金（之ニ準スルモノ(3)ヲ含ム）又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ(2)勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向テ之ヲ給ス

(1)　「本法施行」の期日は附則第一條で述べた如く傷病年金に付ては昭和九年四月一日である。本法施行後傷疾を受け又は疾病に罹つた者の給與事由の完成する退職の時期は謂ふ迄もなく亦本法施行後である。

(2)　但書に於て附則第二條の改正法不遡及原則に對する例外を認めたのは傷病年金を新設した理由が第四六條ノ二(1)で述べた如く主として過去の戰役に於ける傷痍軍人を救濟するに在るからである。卽大正一二年一〇月一日（恩給法施行）前の軍人恩給法第一四條、陸軍恩給令第四九條、海軍恩給令第四九條に依る賑恤金、之に準ずるもの(3)參照）、昭和八年一〇月一日（恩給法中改正法律施行）前の恩給法第六六條に依る傷病賜金を客觀的に受け得られる要件を具へて且つ之を現實に受けた者及之を現實には受けなかつたが客觀的に其の要件を具へてゐて受け得べかりし者（軍醫が戰時多忙の爲之を受くべき程度に達せずと誤認し、或は公務起因にあらずと誤認し、或は全然審査を爲さずして請求期間が經過したりして現實に受け得ざりし者、此の意味に於て所謂無償凝兵を含む）には夫等の者の傷病年金の請求に基き傷病の程度を査定して其の程度が傷病年金を給すべき程度（第四九條第二項及恩給法施行令第二四條ノ二）に達してゐれば其の程度に應じて

第一款乃至第四款の傷病年金を傷痍軍人特別扶助金（附則第一條(2)參照）に引續いて「將來ニ向テ」即昭和九年四月一日以後（前に傷病賜金を受けたものなる場合には勅令（恩給法施行令中改正勅令附則第三條）で給與始期が遲れることがある）給與するのである。此の査定の結果が增加恩給の程度に達するならそれは第四六條第二項又は第三項に依り增加恩給を給せられるのであつて此の場合には固より傷病年金を給すべきでない、又査定の結果が前に受けた又は受くべかりし賑恤金、之に準ずるもの又は傷病賜金の程度より重症に趨いてゐる場合には同時に第四六條ノ二第二項（爾後重症）の規定の適用がある筈であるが特に本條を設けた點から觀て本條の場合には五年の期間經過後と雖も恩給審査會に付議するを要しないと解し度い、更に査定の結果が傷病年金の程度に達しない場合には以前は其の程度以上であつたにせよ傷病年金を給するを得ぬ、但し此の者でも後に重病に趨けば第四六條ノ二第二項又は第四六條第二、三項で傷病年金又は增加恩給を給し得る。

本條に依る傷病年金の請求も恩給の請求であるから昭和九年四月一日即「之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日」より七年間内に請求せぬと時效に罹る（第五條）、但し時效に罹つた後でも第四六條ノ二第二項で請求すれば恩給審査會に付議し得る。

(3)　明治九年太政官達第九九號陸軍恩給令第一一條第四の傷病一時金、明治八年太政官達第一四八號海軍退隱令第

「本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ」と規定するが之は賑恤金は改正法施行前のものであること勿論で又傷病賜金も改正法施行前のものを傷病年金に直してやるのは定まりきつた話であるから其の規定は當然のことで殆ど意味を有しない、ただ本文に對して但書たることの對照を明瞭にする爲の口調に過ぎぬ。

三四條の一時賑恤金、明治八年太政官達第四八號陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢竝ニ其家族扶助概則第一條第四項の一時扶助料等。

(4)　勅令とは昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正ノ件附則第三條である、即

第三條　昭和八年法律第五十號附則（以下單ニ改正法律附則ト稱ス）第七條但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給法別表第三號表ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ給セズ(a)

前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ(b)

(a)　傷病年金を給するに方つては前に給した賑恤金や傷病賜金を假に傷病年金と同年額の年金に改めてみて其の給與期間と新に給する傷病年金の給與期間とが重複しては利得し過ぎると考へられるから重複せしめぬやうに第一項の規定を設けた次第である。（本條の經過的の場合ならずとも傷病賜金から增進して傷病年金に昇るときにも同樣の問題起るべしと雖右のやうな規定がない、尤も其の場合は裁定の際給與始期の認定を手加減する等の方法に依り重複を避け得ることが多いであらう）。傷病賜金は額も少いし年數も經てゐるから重複する虞がないから之に付ては規定しなかつたのである。舊傷病賜金の第一款乃至第四款は傷病年金最低年額に對し甲號は八年分乃至一一年六ケ月分乙號は七年七ケ月分乃至一〇年一〇ケ月分に當る。

(b)　前に受けた傷病賜金額を新に給すべき傷病年金額で除して得る整數が年數、小數點以下の數に12を乘じて得る整數が月數で月數の少數點以下は切捨てるといふ意味である、今此の方法に依り甲號乙號別に舊傷病賜金第

一款乃至第四款の額を夫々傷病年金第一款乃至第四款の額で除し傷病賜金を受けてより傷病年金を受くる迄に經過するを要する年月數を算出するに左の如くなる（兵、下士共に同年月數である）。」

款別＼號別	甲號	乙號
第一款	五年九月	五年八月
第二款	六年九月	六年九月
第三款	七年六月	七年四月
第四款	八年	七年七月

此の場合には恩給局では恩給證書の年金額の次に「昭和八年法律第五十號附則第七條但書ニ依リ昭和　年　月ヨリ給ス」の記載をすることになつてゐる。

第八條（年齢停止規定の適用特則）

第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ(1)

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル增額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス(2)

(1)　前段は附則第二條の改正法不遡及原則を守り、後段に付ては昭和八年一〇月一日現在に在職の者に適用するは不測の苦痛を蒙らしめざる爲である。

(2)　改正法律施行後に第一項の者が就職した場合にも改正法施行前に權利の生じた普通恩給の額に相當する額に付ては不遡及の原則を遵守し改定に依て其の額よりも增した額だけに付て改正法を適用するのである。

本項に依る停止額は內閣恩給局では恩給證書の普通恩給年額の次に「但シ昭和八年法律第五十號附則第八條第二項ニ依リ　自昭和　年　月　至昭和　年　月（改定增額分ノ八分ノ一ヲ停止ス）支給年額金　圓　錢」（年齢三五歳以下の場合には六分の一、八分の一の二段に分つ）の記載をする。

第九條（恩給納金の改正規定の適用）

第五十九條ノ改正規定ハ勅令(2)ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給（又ハ給料）ガ昇給若ハ増額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス(1)

(1) 第五九條の改正規定は昭和九年四月一日より施行される（附則第一條）が適用時期は本條に依り個々の公務員毎異ることになる。是は本法施行前からの在職者に付ては一齊に時期を定めて適用すると事實上の減俸になり苦痛であるから俸給増加の機會を捕へて積極的苦痛を避ける爲である。併し乍ら本條は經過的規定であるから法文に「本法施行後就職シ」といふのは改正法施行前から在職して居る公務員が施行後に退職し退職の即日又は翌日他の公務員に就職した場合即事實上の轉任の場合のことであつて（恩給法施行令第三五條の勤續と看做される場合は勤續となるから「就職シ」の問題は起らぬ）改正法施行後初めて公務員になつたり改正法施行前よりの在職者でも退職の翌々日以後に就職した場合即事實上の轉任とも觀られない場合には本條の適用はないといふことに解すべきである。即事實上の轉任の場合には就職の月は從來通り一〇〇分の一の納金又は無納金、其の翌月から第五九條の改正規定を適用し一〇〇分の二又は一〇〇分の一の納金となり全然新就職の場合や事實上の轉任と觀られない場合には就職の月から直に一〇〇分の二又は一〇〇分の一の納金をすることになる。施行前から引續き勤續せる者に付ては昇給、増額の翌月から適用し昇給、増額の月は舊率に依るべく何等の問題がない。事實上の轉任の場合に於て再就職の官職に對する俸給が前退職時の俸給より少額なる場合に於ても翌月より新率に依るのである、蓋し兎も角一應退職があつて一度零になつた俸給が再就職に依て更に新に給せられるのであつて一種の昇給とも考へられるから再就職後の俸給の多寡に拘らず就職したならば本條を適用することにしたのである。「増額」は(2)の恩給法施行令中改正勅令附則第四條第三號の場合、「昇給」は其の他の通常の場合の俸給の増給である。

昇給、増額のあつた時期は其の辭令の日附に依て決定するのであつて實際の金錢の給與は翌日からであつても之に關しないのである、故に昭和九年三月三一日附で昇給の辭令が出たなら會計上の給與は翌日からであつても三一日に昇給といふことになるから四月以降更に昇給又は増額ある迄は本條の適用なく舊規定に從ふのである。

昭和九年四月から本條が施行され舊五九條は廢止されたことになるから改正法施行前からの在職者で舊五九條で納金してゐた者は將來昇給又は増額があつて本條を適用される迄は據るべき納金法がない理窟であるが、本條改正の趣旨に稽ふれば改正法施行に依り從前より納金率を輕くする理由は全然ないからそれ迄は矢張り舊規定の率に從ふべきである。

〔例說一〕 昭和八年の恩給法中改正法律施行前から在職の警部補が施行後俸給を昇給せられずに警部に轉じた場合には警部の俸給の百分の一を納金せしめる。

〔例說二〕 昭和八年の恩給法中改正法律施行前から在職の恩給法第五九條第三項但書に掲ぐる教育職員が施行後俸給を昇給せられずに同條同項本文の教育職員に轉じた場合には其の俸給の百分の一を納金せしめる。

(2) 昭和八年勅令第二三六號**恩給法施行令**中改正勅令**附則第四條**である、**即**

第四條　改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

一　轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セラルルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス(a)

二　本俸ト之ニ準ズベキモノトヲ併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ增額アリタルトキハ改正法律附則第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準ズベキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス(b)

三　俸給ノ法令ニ依ル增額アル場合ニ於テ其ノ增額分ガ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ增加シ又ハ新ニ納付スベキニ至リタル額以上ナルトキニ限リ俸給ハ增額セラレタルモノトシ之ニ及バザルトキハ其ノ增額ナカリシモノトシテ取扱フ(c)

(a)　判任官（又は判任官待遇）から高等官（又は高等官待遇）となつた場合等に前者の俸給年額よりも後者の俸給年額が多いときのことである。轉官職に依る俸給の增額を昇給と看做したのは恩給法第五九條ノ二第二項の規定との權衡上當然のことであらう。

〔例說一〕　警部補より技手（文官）に轉じ俸給一圓を受け轉任の同日地方警察技手（待遇職員）に併任した場合には技手に對しては轉任の月より百分の一、待遇職員に對しては併任の月より百分の二を納金せしめる、此の場合技手と地方警察技手との俸給の合算額を警部補の俸給と比較して合算額の百分の幾つと決めることをせず右の如く俸給各別に考へて決定するのである、蓋し納金は各公務員毎に考ふべきものであるが故である。

(b)　本號の規定に依ると加俸額の僅少の昇給の結果納金の增加部分の方が其の昇給額より多額となる場合が生じ得る、又本俸のみの場合でも同樣のことが生ずるかも知れぬ。斯の如き場合に於ても改正規定に依る納金を徵されるのであつて之を防ぐには俸給給與廳が餘り小刻みの昇給を行はず昇給期を延ばして一度に多額の昇給を行ふ等の手段を採るの外ない。本俸に準ずべきものは恩給法第四四條及同法施行令第二〇條の規定する所である。改正法律附則とは昭和八年法律第五〇號附則なること恩給法施行令中改正勅令附則第三條の示す通りである。

〔例說二〕　大學教授が學部長になつて分擔講座俸を減ぜられ職務俸を增されたが併し加俸全額としては前後同額であるといふ場合には第四條第二號の適用なきものと解する。

〔例說三〕　恩給法中改正法律施行前から僻陬地特別加俸（四四條—五頁七行目）を受けてゐた小學校教員が施行後非僻陬地に轉校して右加俸を失ひ本俸を增加した場合に前の本俸加俸の合計額と同額又は之より少額ならば本條を適用せぬ、俸給とは本俸準本俸の總稱であるからである、併し施行後僻陬地加俸を得て一度本條の適用を受けて納金の新徵があつた以上は後に他地に轉校し右加俸を失つた場合と雖決して舊に復せず依然本條を適用される。此のことは總ての場合に共通で例之昇給して本條の適用を受けて百分の二を納金する文官が承諾に依り減俸された場合でも百分の一の納金に立戻ることは絕對にない。

(c)　本號は一般的增俸（減俸復活等）及部分的又は地方的增俸（在外指定學校の俸給の增額等）の場合の規定で前號の場合と異つた規定を置いたのは前號の場合には俸給給與廳の匙加減で納金の增加よりも昇給額を多くし得るが本號の場合は法令に依るので如何とも出來ぬ場合もあらうからである。增加シ……タル額とは昇給前の納金額と昇給後

の納金額との差額たる増加部分のことである。

第十條（基礎俸給に關する特例）

第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ(1)其ノ公務員カ同一種類ノ公務員(2)トシテ實在職年二十年以上勤續(3)シタル者ニシテ特殊ノ事情(4)アルモノニ付テハ當分ノ內(5)同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス(6)

(1) 「但書ノ場合ニ於テ」といふのであるから、單に同一種類の公務員として二〇年以上勤續し特殊の事情を認められるだけの要件では足りぬのであつて、此の外に同一俸給を二年以上据置かれて後退職前一年內に昇給があつたこと又は公務傷病の爲の退職死亡の際に昇給があつたことを要件とするのである。

第五九條第一項、本文の恩給の基礎俸給算出の原則に對し同項但書第一號が第一の例外、第二號が第二の例外であり本條は第三の例外である。

(2) 同一種類の公務員であるか否かは第二〇條乃至第二四條の夫々同一條に該るか否かで定まる。

(3) 勤續であるから退職があつては勤續といへない。又實在職年二〇年以上であるから加算年月數を除外した在職年が二〇年以上でなくてはならない。

(4) 特殊の事情とは立法當時に於て豫見せられた所は俸給が低く退職當時に於て異常の昇給を認められてゐた公務員には第五九條ノ二の改正規定は特に影響が大きいから當分の間は特に寬大に扱ふべきだといふことで此の事情を認

められるのは小、中學校程度の學校の教育職員である、詳言すれば小學校程度及中等學校程度の諸學校の教育職員は在職中俸給が低くその代りに退職時に於て（他種公務員は概ね一級の昇給であるのに）三級又は四級の昇給をして恩給の基礎を增額されるといふのが通常であつたのであつて此の退職時の三、四級の昇給といふことは恩給給與上制限せざるべからざる點であるから第五九條ノ二の改正規定で大に此の弊を矯正することになつたのであるが此の矯正を急激に且極端に行ふと各種公務員の內では右小、中學校程度の學校の職員が一時に最も多くの打擊を受けることになるから當分の間は之を緩和することとし是等の職員が第五九條ノ二第一項但書各號の要件の外に小、中學校程度の學校の職員として比較的に低い俸給に甘じて二〇年以上實勤續したことを要件として右但書各號の恩給基礎制限の二倍まで制限を緩和し從來退職時に恩給基礎が平均三、四級上昇したのに對し二級又は三割迄の範圍內の上昇を認めようといふのである。故に「同一種類ノ公務員トシテ」と規定し如何なる公務員にでも本條の適用があるやうに見えても實際に於ては當分の內は『小學校程度又は中學校程度の學校の教育職員として』といふのと同じことになる次第であつて其の他の公務員には適用なしといふことになる（小學校程度の學校の職員と中學校程度の學校の職員との相互間の轉任は同一種類たることを妨げぬ）、從て例之小學校教員から視學に轉じ更に中學校や女學校の教諭に轉じ全實在職二〇年以上にして退職したやうな場合には文官たる視學が混在し同一種類の公務員として二〇年以上勤續したのでないから本條の適用なしと謂はざるを得ぬ、小、中學校の教諭として二〇年勤續して他の公務員に轉じ退職した場合に於て小、中學校の教諭としてのみの二〇年に對し本條の適用ありやといふに此の場合にも適用なしと謂はざるを得ぬ、俸給の低い種類の公務員をして連綿として、二〇年以上甘じ且つ其の俸給の低い種類の公務員として退職した場合に特に同情するのが規定の趣旨であるからである。準教育職員は公務員でないから本條の適用がない。

(5) 當分の內とは將來本條が削除せらるる時期迄のことであつて今から的確に豫定することを得ぬ。

(6) 二級以上又は一〇〇分の三〇以上とは昇給した俸給額の內恩給額の基礎として認める最高限度を示したものであること第五九條ノ二第一項但書各號の場合と同樣であるから昇給が二級以上又は一〇〇分の三〇以上の場合にも二級又は一〇〇分の三〇に止めるべきであると共に昇給が二級又は一〇〇分の三〇に達せぬ場合には其の昇給の限度迄を基礎として認めるべきであつて例之昇給が一〇〇分の二〇であるのに三〇を基礎とするのでないこと勿論である。

〔例說〕本條に依り二級の昇給を認める場合に昇給前の俸給が當分俸給であるときは、恩給法施行令第二四條ノ一〇が一級昇給の場合に給與級俸の直近に一級上位の級俸の額に給與級俸に對し當分は俸給が有する割合を乘じたるものを一級上位の俸給額とするのと同樣に、直接に給與級俸の二級上位の級俸の額に給與級俸に對し當分俸給の有する割合を乘じたものを二級上位の俸給額とすべきである（第二四條ノ一〇の一級上位の額を算出する方法を二度用ひて算出すべきでない）。

小、中學校程度の學校の教育職員でも植民地に在て文官の俸給令の適用を受け俸給上文官と大差なき者は特殊の事情ありと認められぬのであつて從て斯かる者の在職と內地の小、中學校程度の學校の教育職員の勤續二〇年未滿の實在職とを合して二〇年以上に達するのでは本條は適用出來ぬ譯である。尙實在職年二〇年とは四〇條ノ二で半減すべきものは半減した在職年月から加算年月だけを差引いたものが二〇年以上の意である。

第十一條（改正法施行前年限到達者の普通恩給）

本法施行ノ際(1)**從前ノ規定**(2)**ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短年限ニ達シタル者ニハ其ノ者カ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス**(3)**但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス**(4)

(1) 本法施行の際云々とは昭和八年九月三〇日現在に於て從前の規定に依る普通恩給最短年限又はそれ以上に達し同年一〇月一日以後に退職する場合のことである。故に九月三〇日現在では在職一四年一一ケ月の文官は一〇月一日には一五年に達するが之では本條の適用がなく在職一七年に至らねば普通恩給を給せぬのである。九月三〇日迄に從前の年限に達し普通恩給權を得て退職した者には普通恩給年限の延長に拘らず其の普通恩給に變更を加へぬこと附則第二條に規定する如くである。尙前に九月三〇日現在といつたが在職年は月計算（第二八條第一項）であるから結局九月一日現在と謂ふことになる卽昭和八年九月一日又は其の前に恩給年限に達したことを要する。

(2) 從前の規定とは謂ふ迄もなく改正恩給法施行前の恩給法である。從前の規定と改正恩給法との普通恩給最短年限の相違は左の通り

	從前	改正法（六〇、六二、六四各條）
文官、敎育職員、待遇職員	一五年	一七年（一一年）
軍人准士官以上	一一年	一三年（六一條）
下士官以下	一一年	一二年（六一條ノ二）
警察監獄職員	一〇年	一二年（六三條）

(3)(4) 理論から謂へば改正法施行後退職した者の恩給は改正法に依り律すべきであるが改正法施行前に從前の最短普通恩給年限に達してゐた者には普通恩給權に對する期待的利益が特に重大であるから之を尊重して改正法の最短通恩給年限に達せずして改正法施行後退職（死亡した場合も同樣に解す）した場合でも特に普通恩給權の發生だけは認めることになつたのである、但し金額は恩給權發生不發生の問題の重大なるに比すべきでないから改正法との權衡上改正法の恩給率及基礎俸給を基準とすることになつた。卽率は例へば文官の在職一六年ならば一七年に對する改正法の一五〇分の五〇から一を減じた一五〇分の四九であり（下士官、兵に付ても同樣に解する）、基礎俸給は在職最終の俸給年額を基礎とせず退職前（又は死亡前）一年內の俸給（第五九條ノ二）を基礎とする。

〔例說一〕

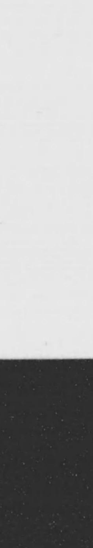

(イ)の場合には敎育職員退職當時は待遇職員に併任して居た爲第五二條第一項に依り普通恩給を受け得なかつたのであるが待遇職員退職と同時に敎育職員恩給と敎育職員在職年を通算した（附則第一九條）待遇職員恩給とが同時に發生し

兩恩給が選擇關係に立つのであるが教育職員恩給を選擇する場合には教育職員を改正法施行前に現實に退職し潛在的ではあるが給與事由が一應發生した點に重きを置き總て從前の規定により律し在職一五年に對し最終俸給の一五〇分の五〇の普通恩給を給することに解する（一時恩給に關する第六七條(3)例說一と同類）。（ロ）の場合にも同理で警部補恩給を選擇したときは改正前の第六三條で算出した普通恩給年額に基き扶助料を給する。

〔例說二〕

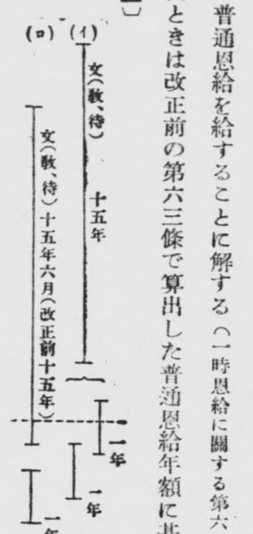

右の場合には再任在職を以て前の普通恩給を改定する要件を備へて居る（第五四條）が、前後合算して改正法に依る最短普通恩給年限たる一七年に達せぬから適用の結果事實上改定不能であり從て改定恩給を給せぬものと解する。（ロ）の場合には一五年の普通恩給（率一五〇分の四九）に改定すべきであるとする論もあるかも知れぬが附則第一一條は改正法施行前から引續き在職して施行後に退職する者に普通恩給權を確保してやるのが重點であり且つ一度普通恩給權の發生した以上再任後は第五四條に依り改定し得べき場合でなくては改定すべきでないから此の論は採らぬ。

〔例說三〕 準教育職員より引續き教育職員となり準教育職員勤務年月數の二分の一と教育職員在職年とを合すれば恩給法中改正法律施行前に一五年に達した者同法施行後在職一七年未滿にして退職した場合には本條の適用を認めず在職一七年に達せねば普通恩給を給さぬ。蓋し準教育職員勤務年月數が在職年として通算を認められるのは改正法施行後であつて施行前には之と教育職員在職年とを通算した在職年に對する普通恩給の期待的利益は有しないからである。

本條は在職年數のみを理由とする普通恩給の額に關する規定であるから改正法施行前に從前の規定に依る普通恩給最短年限に達し改正法施行後改正規定に依る普通恩給年限に達せずして退職又は死亡しても其の退職又は死亡が公務に因るものである場合には本條の適用なく直に第六〇條第五項第六一條第七項、第六二條第六項又は第六三條第四項に依り改正規定の普通恩給年限の者に給すべき普通恩給額を給すること勿論である。

第十二條（改正當時休職、再服役中の者等の普通恩給）

前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者(1)ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了(2)ニ因リ従前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ準用ス(3)

(1)　改正法施行前から休職待命停職等を命ぜられ昭和八年一〇月一日現に繼續中の者に付ては是等の期限の終了に依り普通恩給を給することを目的として命じた場合が多いことを想像して第六條に半減計算をせぬことを規定したが本條は同樣の趣旨を普通恩給最短年限に付て認めたものである、卽例之文官に付て謂へば休職等の終了に依り一五年以上に達することを目標として休職等を命じたのに中途に於て急に恩給年限を一七年に變更しては普通恩給を給し得ざるに至るから依然として是等の者に付ては一五年にしてをくのである。而して普通恩給年限到達を目的として在職する者には右の外再服役中の者などがあるから之をも加へた。再服役は海軍の場合には再現役といふ、「其ノ他」に包含される。期限ノ定アル地位ニ在ル者」といふと地位の語が目立つて不可解の感もするが要するに現に休職中、再服役中等の者といふことである。

(2)　期間の終了は滿了と滿了に依らざる終結を含む、例へば休職に付て謂へば休職滿期の場合及休職滿期前の依願退職を含む、併し復職に依る終了の場合は含まぬと解し度い。死亡に依る終了は含む。

(3)　準用の內容は普通恩給を給するには從前の年限で足りる點、在職年數の不足一年に付恩給率一五〇分の一を減ずる點及基礎俸給は退職前一年內の俸給に依る點である、而して第一の點では改正法施行前でなく施行後に年限に達すれば足りる點が前條の場合よりも一層有利である。

〔例說〕　恩給法中改正法律施行前に準教育職員から引續き教育職員に任じ休職となり同法施行後準教育職員勤務年月數の二分の一と教育職員在職年とを合し在職一五年以上一七年未滿にして休職滿期に依り或は休職中退職した場合には本條の適用を認めず在職一七年に達した場合の外普通恩給を給さぬ。蓋し前條(3)(4)例說三の場合に第一一條の適用を認めぬ以上當然のことである。

第十三條（第六四條ノ二の規定の不遡及）

第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前ニケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六四條ノ二の一時恩給の再任に因る返還又は普通恩給額控除の規定は改正法施行前に退職して卽施行前に給與事由が生じて受給權の生じた一時恩給（故に改正法施行後に至つて請求すると否とに關せず）に付て遡及適用するは酷であるから之を適用せず專ら改正法施行後に退職して卽施行後に給與事由が生じて受給權の生じた一時恩給のみに適用するといふのである。「受ケタル」とは支給されたるの意でなく受くるの權利を生じたるの意である。

第十四條（加給扶助料に關する規定の遡及適用）

第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス(1)但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間(2)ニ付テノミ之ヲ爲ス(3)

(1) 遡及適用するのは主として改正法施行前から勃發した支那事變の戰死者の遺族を救濟せんが爲であると解せられる。

(2) 第七五條第二項の說明で述べた如く三割の加給は公務員死亡の翌月から月計算で數へて五年間卽六〇ケ月間給するのであるから昭和三年一〇月以後の死亡者の遺族に本條の適用がある譯である、卽昭和三年一〇月に死亡した公務員の遺族は改正法施行後の昭和八年一〇月分だけ加給があり例へば昭和五年四月に死亡した公務員の遺族は昭和八年一〇月分から昭和一〇年四月分迄の扶助料に加給される譯である。

(3) 改正法施行前に死亡した公務員の遺族の加給すべき扶助料でも改正法施行後に裁定された扶助料卽昭和八年一〇月一日以後の日附ある扶助料證書には證書發付の際加給年額及之を給する期間を表示する（其の表示樣式は第七五條說明(3)參照）が改正法施行前に裁定された扶助料卽昭和八年九月三〇日以前の日附ある扶助料證書には改正法に依る加給年額及之を給する期間を表示してある筈がないのであるから此の既發付の證書には受給者に之を提出せしめて一〇月一日以後の日附ある證書と同樣に本條に依る加給年額を一定期間給する旨記入せねばならぬ次第である。而して之は

換言すれば其の期間に對する扶助料額の更正增額をすることである、仍て此の更正手續を命令を以て規定する必要があるのであつて內閣恩給局長の管掌に係る扶助料の更正手續は左揭閣令第一條乃至第四條の通りである。

昭和八年閣令第三號

昭和八年法律第五十號附則第十四條ノ規定ニ依リ更正スベキ扶助料中內閣恩給局長ノ管掌ニ依ルモノノ更正手續及同法附則第十五條ノ規定ニ依リ改定スベキ普通恩給ノ請求手續左ノ通定ム

昭和八年九月十一日

內閣總理大臣　子爵　齋　藤　實

昭和八年法律第五十號附則ニ依ル恩給更正及請求手續

第一條　昭和八年法律第五十號附則第十四條ノ規定ニ依リ加給スベキ扶助料ニシテ昭和八年九月三十日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給セラルルモノニ付テハ其ノ金額ヲ更正シ其ノ證書ニ更正年額(a)及之ヲ給スル期間ヲ表示ス

第二條　扶助料證書ニ前條ノ表示ヲ受ケントスル者ハ更正額表示請求書（別記第一號樣式）ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ扶助料證書ト共ニ之ヲ內閣恩給局ニ差出スベシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場又ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明ヲ受クベシ

受給權者ハ內閣恩給局ヨリ前項ノ更正額表示請求書ノ用紙ヲ受クルコトヲ得

第三條　前條ノ請求書提出後住所地ヲ變更シタルトキハ現住地ノ警察官署、領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明書ヲ添ヘ遠ニ其ノ旨ヲ屆出ヅベシ

第四條　內閣恩給局ニ於テ第一條ノ更正額ノ表示ヲ爲シタルトキハ恩給證書ハ之ヲ受給權者ニ送付ス(b)

第二條第一項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得ザル事由ニ因リ從前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得ザルトキハ內閣恩給局ノ承認書ヲ以テ從前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケントスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得ザル事由ヲ詳記シタル書面ヲ內閣恩給局ニ差出スベシ

第五條　（昭和八年法律第五〇號附則第一五條の規定に依る普通恩給の改定請求手續）

（別　記）

第一號樣式

（裏面）

更正額表示請求書

記號番號	
名	
月年生	
郵便局名	
備考	

昭和八年法律第　號附則第十四條ニ依ル更正額表示相成度扶助料證書添附及請求候也

現住地

受給者
氏名印

右現住者タルコトヲ證明ス

年　月　日

警察署長
警察官吏派出所員
町村長

（表面）

貼附スベキ印紙ノ手數料	

宛名

京都市
內閣
恩給局
御中

（五頁に揭げた）

第二號樣式（第五條の改定請求の書式）

(a)　更正年額は前述した如く換言すれば加給した年額である。更正を請求すべき期間を規定しないのであるから、七年の請求時效（恩給法第五條）等の規定の適用なく裁定廳は更正の請求を俟たずして適んで更正すべきであり第二條の表示請求書の提出あり次第何時でも加給年額を表示せねばならぬのである。大正一二年の更正の場合の如く新證書を發行しないのは更正額を給する期間が限定されてゐて其の期間を經過すると更正前の額即不加給額に復するからである。

(b)　大正一二年の更正の場合には扶助料證書は貯金局を經て支給郵便局で舊證書と引換に交付したのであるが昭和八年の更正では裁定廳から直接に受給者に送付することにしたのである、勿論第二條の更正額表示請求書の提出があつた後送付するのである。

第十五條　（警察監獄職員退隱料標者に關する第八五條第一項に對する特則）

恩給法施行前同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテ普通恩給（退隱料）ヲ受ケ(1)引續キ(2)文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項(4)ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ(3)其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通日ヨリ(5)本法施行前ノ規定ニ依リ(6)其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス(7)但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令(9)ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ增額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス(8)(10)

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ(11)

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテノ普通恩給（退隱料）ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス(12)

(10)　本條の立法理由に付述ぶるに、恩給法施行前に年金たる恩給を受くるの權利の發生した者は再任後其の恩給の停止關係が第八五條第一項に依り從前の規定に依り律せられ（八五條＝二頁參照）而して通算關係は停止關係と相表裏するの原則であるから、從て恩給法施行前に年金たる恩給を受くるの權利を生じた者恩給法施行前に再任した場合には

前後の在職は第九〇條第一項に依り從前の通算規定に依らしめることになつてゐる（恩給法施行後に再任し一年以上在職した場合には第五四條の規定に依り改定通算せられる）のであつて假令前後の在職が繼續の關係にあつても第九〇條第一項但書の規定を適用せぬのであるが、唯巡査、警部補、看守等に付ては巡査看守退隱料及遺族扶助法（二一八八頁）で文官との通算を認めざるに拘らず同法第一四條第二項に「退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ判任官待遇以上ノ官職ニ就キタル場合ニ於テハ其ノ俸給月額ニ退隱料月割額ヲ合シ退職當時ニ於ケル俸給月額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對スル退隱料ノ支給ヲ停止ス」とある爲警部等の文官に昇進すると同法第六條及警部補退隱料及遺族扶助料等に關する法律（二三條—一二頁）に依り巡査警部補の退隱料權發生するに拘らず事實上退隱料全額を停止されたのである、之が爲例へば巡査警部補在職九年にして警部に昇進し六年在職の後退職すると九年に對する一時金の外全在職一五年に對する多額の文官恩給を給せらるるに偶々巡査警部補一〇年に達した後警部に昇進し五年在職の後退職すると少額の巡査警部補退隱料と五年に對する文官一時恩給を給せらるるに過ぎず兩者等しく警察官吏として一五年間在職したるに拘らず前者に厚く後者に薄いとの不平が久しい以前から起り兩者を平等に遇すべしとの請願等が盛に議會に持出されてゐた、改正恩給法は之を認めて兩者を平等に遇する爲右の如き場合に限り第八五條第一項の適用を排除し第九〇條第一項但書を適用して巡査警部補及警部の在職年を通算することにしたのである。

(1)　普通恩給とあるが「受ケ」は恩給法施行前の事實であるから正確に謂へば退隱料を受けたことを指す。ただ後出の「普通恩給」は此の退隱料を更正した普通恩給を指稱するから全部が實質上は同じものであることを示す爲總て「普通恩給（退隱料）」として表示した。恩給法施行前の職員を公務員と指稱することに付ては一九一頁參照。

(2)　「引續キ」とは本來は退職のない在職の狀態を指稱するのであるが本條では立法理由が(10)に述べた如くであるから轉任の場合の外警察監獄官吏として前後一貫した連絡の下に事實上の轉官職を爲した場合をも包含することに解するの要があるのである、而して第九〇條第一項但書の「繼續」は同條で說明した如く在職が(イ)無退職（本來の「引續」に同じ轉任を含む）又は(ロ)退職の當日又は翌日他官職に轉職（前後兩官職間に連絡の有無を問はぬ）の關係に在るのを總稱するのであるから前述の意に解すべき本條の「引續キ」の場合に第九〇條第一項但書を適用し得るのである。

仍て本條の「引續キ文官ニ任ジ」の場合を詳說すれば次の如くなるであらう。

(一)　轉任の場合

本來の意義に於ける轉任の場合は警部補から警部や屬等になつた如き場合である。

(二)　轉任し得るも特殊の事情に依り一應前官を退職し退職の當日又は翌日後官に任命の場合、但し退職任命間に連絡なく偶然のものを除外する。

警部補から警部には前述の如く轉任し得るも府縣の經濟上の都合等に依り甲乙兩縣間の諒解の下に一應甲縣警部補を退職し即日又は翌日乙縣警部に任命した場合の如きは引續キと解する。

(三)　本來轉任し得ざるもの

(イ)　職務が同系統(a)であつて後官任命に依り前職を失ふ(b)場合

(ロ)　前職を退職した當日又は翌日之と同系統(a)の後官に任命の場合

但し右何れの場合に於ても退職任命間に聯絡なく偶然のものを除外する。

(a) 前後同系統と認められる官職を列擧するに左の如くである。

○巡査↓警部　○看守↓看守長　○消防手↓消防士又は消防機關士

○貴、衆議院守衞↓守衞副長　○陸、海軍監獄看守↓看守長

(b) 看守を免じて後看守長に任ずるを正式とするに拘らず看守を直に看守長に任ずる辭令形式を執つた如き場合。

警察監獄職員から引續き文官に任じた後は退職迄に他の系統の文官に轉任しても差支なく本條の適用がある。

〔例說〕 恩給法施行前に看守として一〇年以上在職して退職し卽日裁判所書記に就職した者看守在職と合し在職一五年以上にして改正恩給法施行前又は後に退職しても看守と書記との間に聯絡性を認められぬから本條第一項又は第三項の適用なく看守普通恩給の外に文官の（一時又は普通）恩給を併給する。」

(3) 適用ニ依リハ改定セラレザリシニ懸かる。

(4) 第一項とあつても第一項但書の部分に適用の實益あること前述の如くである。

(5) 本法施行ノ日ヨリ……改定スで、昭和八年一〇月一日以後に受給者の請求を俟つて改正前の恩給法の規定で改定し同日以後改定恩給を給するのである、卽改正前の恩給法の規定を基準として改定するが給與は昭和八年一月分からである。第一〇三條に類する。

(6) 改正前の恩給法の規定に依り改定するのである、故に文官普通恩給最短年限は一五年、之に對する恩給率を一五〇分の五〇とし基礎俸給も退職當時のものである。

(7) 改定であつて更正でないから受給者の改定恩給の請求を要する。本施行ノ日ヨリとあるから昭和八年一〇月一日から七年內（第五條）に請求せねば時效に罹る。

改定請求の手續は昭和八年閣令第三號第五條及別記第二號樣式に規定した。」

閣令第三號

昭和八年法律第五十號附則第十四條ノ規定ニ依リ更正スベキ扶助料中內閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續及同法附則第十五條ノ規定ニ依リ改定スベキ普通恩給ノ請求手續左ノ通定ム

昭和八年九月十一日

內閣總理大臣　子爵　齋藤　實

昭和八年法律第五十號施行ニ依ル恩給更正及請求手續

（第一條乃至第四條及別記第一號樣式は加給扶助料更正の規定であるから附則一四條—二頁に掲げた）

第五條　昭和八年法律第五十號附則第十五條ノ規定ニ依リ普通恩給ノ改定ヲ請求スル者ハ恩給給與規則第一條及第二條ノ規定ニ依ル外改定請求書（別記第二號樣式）ヲ內閣恩給局長ニ提出スベシ

第二號樣式

改定請求書

一、普通恩給證書記號番號
一、普通恩給證書目附
一、普通恩給年額

昭和八年法律第五十號附則第十五條ノ規定ニ依リ前記普通恩給ヲ文官普通恩給ニ改定相成度此段請求候也

本籍地
現住所
文官退職年月日
年　月　日

請求者氏　名　㊞

内閣恩給局長　氏　名　殿

支給郵便局　〇〇郵便局

本條の改定は形式上は改定であるが實質的には恰も前に年金恩給權が發生せざりしかの如くに第九〇條第一項但書を適用して前後の在職年を通算するに在るから文官としての在職一年以上ならずとも警察監獄職員在職年と合して一五年以上に達すれば特に本條の場合に限り第五四條第一項第一號に依らず文官恩給に改定して然るべきである。

文官退職後に付ては何等規定がないから改正恩給法施行前に他の在職があつても改正恩給法施行前に警察監獄職員恩給が改定されなければ差支ない、前に在職があつても第一項の適用を受くべき場合は

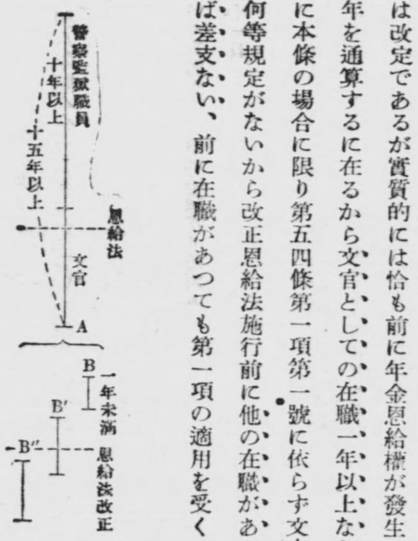

警察監獄職員在職の前に上記文官在職と合するも普通恩給年限に達せぬ年數の文官、軍人の在職があれば之をも合算して改定すること勿論である。

の各場合で(1)Bが一年以上あると改正恩給法施行前に警察監獄職員、文官及B在職を通算した改定普通恩給が生じ第一項に該當せぬ（第二項に該る）から適用がない（Bが教育職員なら通算されぬから適用がある）(2)B′の場合にはA改定恩給を更にB′で改定した普通恩給から警察監獄職員恩給とA改定恩給との差額を第一項但書に依り毎年控除する(3)B″の場合にもB″退職後はA改定恩給を更にB″に依り改定した恩給額から差額を毎年控除する。

(8)　文官として一時恩給を受けてゐた場合には警察監獄職員在職年を文官在職年は其の同一退職に依り一時恩給及普通恩給の兩恩給の基礎となることになり過大の利益を受けて不合理であるから一時恩給を返還せしめる次第であつて其の方法は改定恩給支給の際控除することにしたのである。文官一時恩給權が七年の請求時效に罹つたことの證明ある場合及其の權利を有效に拋棄した場合には控除を爲すべきでないと解せられる。控除する場合の改定普通恩給證書には普通恩給年額の次に「但シ昭和八年法律第五十號附則第十五條第一項但書ニ依リ控除總額金　圓ニ達スル迄年額金　圓ヲ控除ス、控除期間中支給年額金　圓」の記載を爲す。

(9)　勅令とは**恩給法施行令**中改正勅令（昭和八年九月勅令第二三六號）**附則第五條**である。

第五條　改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨリ增額スル金額ノ一年分ト同額トス(a)

控除ハ控除金額ノ總額ガ一時恩給金額ニ達シタルトキヲ以テ之ヲ止ム(b)

(a)　例へば警部補退隱料三〇〇圓（在職一〇年、退職當時俸給年額九〇〇圓）警部として受けた一時恩給五〇〇圓（在職五年、退職當時俸給一二〇〇圓）改定警部普通恩給四〇〇圓とすれば四〇〇圓と三〇〇圓の差一〇〇圓宛毎年控除して(b)五〇〇圓に達し

た月即昭和一三年九月を以て控除を止め同年一〇月分から年額四〇〇圓の改定恩給を支給するといふのである。

(11) 既に年金恩給權の基礎となつた在職に變改を加ふることは(10)に述べた立法理由からも不必要であり又却て不利益に既得權を變改することになる場合もあるので避けたのである。此の趣旨から謂へば警察監獄職員恩給を改定して文官以外の普通恩給を受けた場合にも適用せぬことに解すべきである。

文官として普通恩給を受けた者には文官として一五年以上に達してゐた者と文官として一五年に達せず文官退職後文官再就職一年以上に及び前の文官を通算し警察監獄職員普通恩給を文官普通恩給に改定せられた者とがあらう。

(12) 第九〇條第一項を過去に文官を退職した者にさへ適用するのであるから引續き在職して改正法施行後に文官を退職する者にも適用しようといふのである。但し此の第三項の場合には第一項の如く「本法施行前ノ規定ニ依リ」改定するのでなく附則第一條の原則に依り改正恩給法に依り改定するのであるから一七年が文官恩給最短年限であり此の年數に對する恩給率が一五〇分の五〇であり基礎俸給も退職前一年内の俸給年額に依るべきことに注意を要する。又特別の規定がないから文官のみで一七年以上に達する場合でも通算改定するのであつて警察監獄職員普通恩給の外に文官恩給を併給せぬ。尚本條は改定を強行するのでなく改定恩給と警察監獄職員恩給との選擇を認めるのである。

〔例說〕 第三項の場合に文官のみの在職年が改正恩給法施行前に一五年以上に達し又は一五年以上に達せざるも改正恩給法施行前に休職を命ぜられ休職の終了に因り一五年に達する場合には附則第一一條又は第一二條の適用に依り本條を排除し警察監獄職員恩給の外に文官恩給を併給すべきかの如く見えるが本條は改定の場合の特別規定であるから此の場合に於ても本條第三項を適用し文官恩給に改定する。

第十六條（植民地加算要件たる在勤年數改正規定適用の經過的特則）

第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ノ一ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

(1) 從前の第九一條第二項に規定する期間とは軍人六ケ月、警察監獄職員二年、其の他の公務員の三年である。

第十七條　（全額再任停止の經過的例外）

本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者(1)ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者カ引續キ其ノ官職(2)ニ在職スル期間ニ限リ仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

(1)　第九九條第一項の適用で第五八條の全額停止の規定の適用を受けぬ者は第九九條の說明(2)で述べた如く教育職員及教育文官に限るものでなく右(2)の圖表中停止關係が全額停止でない各場合の「再任」の欄の公務員卽教育職員及教育文官の外非教育文官、軍人、警察監獄職員及待遇職員を包含するのである。

(2)　「其ノ官職」の意義に付ては元來本條は改正恩給法施行の際現に全額停止を受けず從て比較的低い俸給で奉職の便を得てゐる者に急に改正法を適用しては本屬廳は恩給の代りに俸給を增すのが苦痛で本人を退職せしめなくてはならぬこともあり在職者は恩給の全額停止を受けて收入が急減するの不利益があり斯の如きことは俸給給與廳が變らぬ間はなるべく避ける爲に設けられたのであるから、極端に謂へば或る町立の小學校の教員が隣の町の維持に係る小學校の教員に轉じても俸給經濟が變るのであるから其の轉じた時から第五八條を適用しても差支ないやうに思はれるが併し同一の官職の者に付て斯の如き扱を爲すことは本條の適用最多き教育關係職員に付ては一面に於て教育行政上支障を來すことにもなるであらうから此の俸給經濟の變動と教育行政とを出來るだけよく調和せしめるやうな分類方法に依り「其ノ官職」を定めるを要する、然るときは次に揭げる各號への分類は恩給法及恩給法施行令の分類法に根據を有し自ら俸給經濟に依る分類及教育行政上の區分を調和してゐるから次の各號の中同一號に屬する官職間では轉任轉補しても「其ノ官職ニ在職」するものと解すべきである。例へば小學校訓導から中學校教諭になると「其ノ官職ニ在職」せぬことになり第五八條の全額停止に移行するが東京市立の小學校訓導から大阪市立の小學校訓導に轉じても「其ノ官職ニ在職」するものとして停止關係は依然第九九條第一項の規定に依る。

一　公立學校職員制に依る職員、但し次號に入るものを除く。
二　恩給法第一六條第三號に規定する公立の小學校、幼稚園等及小學校に類する各種學校の教育職員
三　公立圖書館職員
四　教育文官
五　非教育文官
六　軍人
七　警察監獄職員にして恩給法第二三條第一號に揭ぐるもの
八　警察監獄職員にして恩給法第二三條第二號に揭ぐるもの
九　警察監獄職員にして恩給法第二三條第三號に揭ぐるもの
一〇　待遇職員にして恩給法第二四條第一號に揭ぐるもの
一一　待遇職員にして恩給法第二四條第二號に揭ぐるもの

一二乃至三〇　待遇職員にして恩給法施行令第一〇條第一號乃至第一七號に掲ぐるもの

三一乃至三七　待遇職員にして恩給法施行令第一一條第一號乃至第七號に掲ぐるもの

在外指定學校の小學校程度のものの職員と中等學校程度のものの職員との關係は前記一號と二號との關係と同視する。

第十八條（非全額停止在職年の通算關係）

本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

恩給法に於ても其の前の舊法に於ても全額停止の關係ある異種兩在職年は通算し全額停止の關係なき異種兩在職年は通算せぬ（同種在職年相互なら差額停止の場合であつても通算すること勿論である）といふ大原則（之を停止と通算とは相表裏する又は停止なければ通算なし等の語で表すこともある、第九〇條第九九條說明參照）を採つたのであるから恩給法施行後改正法施行前に於て全額停止の關係になかつた在職年と改正法施行前及後の在職年との間及前條に述べたやうに現に改正法施行當時在職してゐる者でも其の在職に付全額停止の關係がない場合の其の在職年と改正法施行前及後の在職年との間の通算關係は改正法で削除した第九九條を生かして從前の例に依て律しようといふのが本條の趣意である。

改正法は第九九條を削除して將來は教育職員在職年と他種在職年との間にも相互に通算を認めるの方針を示し而も本條及次條を觀て判る如く恩給法施行後改正法施行前の在職年に遡つて（尙恩給法施行前の在職年でも施行後の在職に繼續してゐればそれ迄も遡及すること次條第三項の規定の如くである）一定の條件（改正法施行前から施行後に亙つて在職して退職したこと又は改正法施行前に退職した場合には更に改正法施行後に再就職して退職死亡したことの條件）の下に此の方針を及ぼすことに

したのであるが全額停止をされずに全額給與又は漸額給與の利益を得た在職年を其の儘異種在職年に通算するのは餘りに利益を與へ過ぎるから斯の如き在職年だけは止むを得ず從前の規定に依り他種在職年との通算を律することにしたのである（前述全額停止關係ある在職年は通算し此の關係なき在職年は通算せぬといふ原則は畢竟此の過大の利益を與へぬ爲の原則である）。

本條の通算關係を各公務員に付示すと

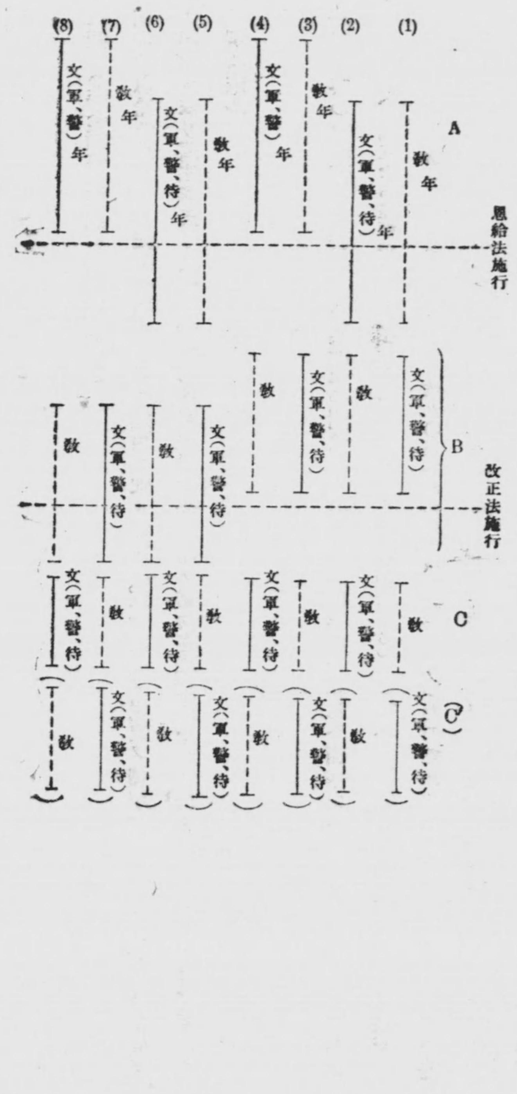

（――は教育職員、年は年金恩給受給を示す）

右ABC(C')の場合に於てBに在職中Aの恩給は全額停止でないからBとC(C')及BとAとの通算關係は從前の例に依るといふのである。仍て

(イ) ABの場合にはABの併給といふことになり

(ロ) ABCの場合にはAをCで改定した普通恩給とB恩給との併給といふことになり

(ハ) ABC'の場合にはAの內1256は次條第一項及第三項に依り律せられBはC'と通算せられるからA1256とBとC'と全在職年を通算して改定し

Aの中3478は第五四條の適用に依り（從來は教育職員在職年は教育職員以外の他種公務員の在職年とは絕對に通算しなかつたから恩給法施行前に年金たる恩給を得た者恩給法施行後に再就職しても兩者の間に第五四條を適用しなかつた（第五四條說明(2)參照）が改正法施行後は第九九條を削除して第九九條第一項に規定する者が改正法施行後に退職死亡せば他種在職年でも恩給法施行以後の在職年とは通算することになつたから第五四條を適用する）AをC'に通算し改定する此の點注意を要する、又BとC'は前と同樣で通算されるから結局ABC'の全在職年を通算して改定する。

本條の裏として恩給法施行後の在職年で其の在職中前に受けた普通恩給の全額停止を受けなかつた在職年は次條第一項の一定の條件（改正法施行前から施行後に亙つて在職して退職したことと又は改正法施行前に退職した場合には更に改正法施行後に再就職して退職、死亡したことの條件）の下に恩給法施行後改正法施行前に退職した在職年又は改正法施行後に在職年と通算するといふことになる、之は次條第一項で圖示する。」

〔例說〕

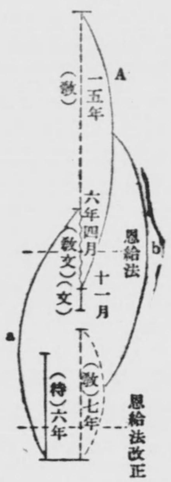

右の場合にはa（數文＋文＋待）の待遇職員恩給とb（A＋數（七年））の教育職員恩給とは教文を共通の在職年とし且つ教と待を同日に退職してゐるから選擇の關係に立つ、併し後の教に在職中A恩給の全額停止の規定（第五八條）の適用を受けなかつたから後の教と待とは附則第一八條に依り通算性がない故に兩恩給共に基礎俸給の合算をせぬ。

尙前條の規定に依り第五八條の全額停止の規定の適用を受けぬ者が同一在職の中途から同條に所謂「其ノ官職」に在職しなくなつた場合には同一在職年であつても之を第五八條の規定の適用を受けなかつた期間と受けた期間とに二分して本條を適用し其の受けなかつた期間は從前の例に依り、受けた期間は改正法に依り通算關係を定むべきものと解する。」

第十九條　（恩給法施行後退職の教育職員等の在職年通算）

前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與裏由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者カ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限リ此ノ規定ニ依ル(1)

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年ト通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル(2)

第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス(3)

(1)(3)　改正法は前條で說明した如く第九九條を削除して將來は教育職員在職年と他種在職年との間にも相互に通算を認め總ゆる在職年間の通算性を認める方針を示し而も改正法施行前にも遡つて恩給法施行後の在職に繼續する恩給法施行前の在職年と改正法施行前から施行後に亙る在職年及改正法施行後の在職年との間に通算性を認めることにし唯例外として全額停止を受けなかつた特別に有利な在職年だけは從前通りに扱ふことにしたのであつて前條は此の例外の場合の有利な在職年の扱方に關する規定であり本條第一項及第三項は此の例外を除いた場合即全額停止を受けた場合又は前に年金たる恩給を受けずして（故に一時金たる恩給を受けた場合を含む）全然停止の間

題のなかつた場合の在職年の扱方の規定である。

「恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者」とは教育職員、教育文官及學習院の職員である。是等の者の恩給法施行後の在職年（第一九條第三項の趣旨に依り恩給法施行後に繼續する施行前の在職年を含む）と施行前の他の公務員の在職年との通算關係に關しては規定がないから從前と同樣であつて通算出來ぬものと解する。

第三項の規定は第九〇條第一項の但書に重點があるのであつて恩給法施行前の在職にして施行後の在職に繼續するものは第一項の「大正十二年十月一日以後ノ在職年」として第一項に依り通算關係を決するといふのと同樣の意味になる。「第一項ニ規定スル者」とは「恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者」のこと。尙第一項の「同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年」に付ても恩給法改正前から恩給法第九〇條第一項但書が適用されてゐるから大正一二年一〇月一日前から以後に跨る「他ノ公務員」の在職と同日以後の「第一項ニ規定スル者」の在職と通算されることに注意のこと。

尙準教育職員の勤務期間の二分の一を教育職員在職年に通算し得る削除と同時に其の勤務期間は第九九條（第二項）の削除と同時に其の勤務期間の二分の一を教育職員在職年に通算すべきものと解する。

やうになつた次第であり且つ從來停止の問題のなかつたものであるから改正法が第九九條を削除して大正一二年一〇月一日以後に遡つて總ての公務員の在職年を通算することにした趣旨に從ひ第四二條第一項第四號の條件さへ充たしてゐれば總て大正一二年一〇月一日以後の勤務期間及同日以後の在職に繼續する施行前の勤務期間は其の二分の一を勤務期間に接續する教育職員在職年に通算すべきものと解する。

(2)　本條第二項は第一項及第三項が第九九條削除の影響を恩給法施行當時迄遡及せしめたことの反面の規定であつて卽恩給法施行前の教育職員、教育文官の在職年（恩給法施行後の在職に繼續する在職年は除外すること第三項の如し）と恩給法施行前の他種の公務員の在職年との通算は恩給法改正前と同樣恩給法施行前の從來の規定に依り律するといふのである。從て準教育職員の勤務期間を通算するを得ぬ。「前項ニ規定スル者」とは「恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者」のことである。以上說明した所を公式的に圖示すると左の如くである。

第一項

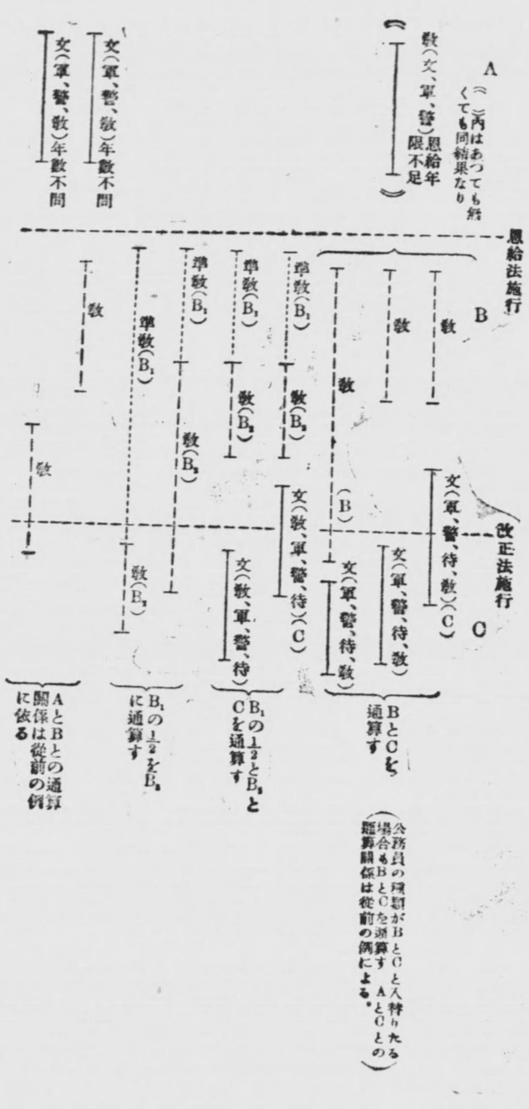

第二項

第三項

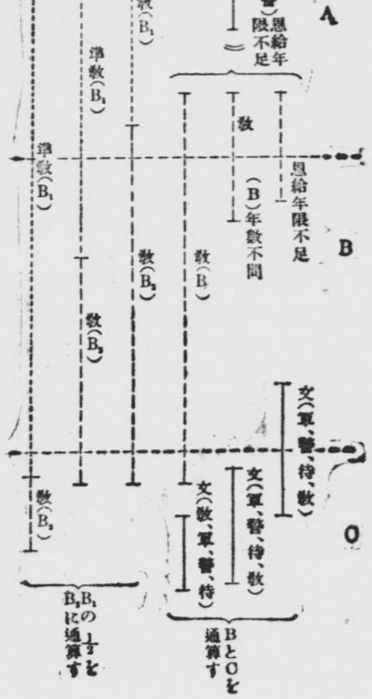

實際に起る經過的通算問題は以上の公式又は其の組合せに依り解決し得るであらう。」

ただ考慮すべきは第九九條が削除されさりせば同條第三項又は第四項に該當すべかりし者を如何に取扱ふべきかである（第三項、第四項の各場合に付ては第九九條說明(4)(5)の圖解參照のこと）。之に付ては左の如く解する。

(イ) 前に（恩給法施行前の又は施行後の又は施行前後に亙る在職年に對し）年金たる恩給を有し第九九條第一項の規定で第五八條の全額停止の規定の適用を受けなかつた在職年が第九九條第三項又は第四項に該當する引續きたる一聯の在職年中に改正恩給法施行前に、又は施行前から施行後に亙り（之は全額停止を受けぬ者が引續き第一七條に所謂「其ノ官職」に在る場合である）存する場合（附則第一七條の反對解釋に依れば前に年金たる恩給を有しても改正法施行後に初めて全額停止の適用を受けぬ在職年が出現することはない。從て例之前に軍人普通恩給を有する者改正法施行前に文官に再任し改正法施行後に敎育職員に轉ずるが如く改正法施行後に至つて初めて第三項又は四項に該當する在職年の形を成す場合を含まぬ、此の場合は其の第三項又は第四項に該當する在職年は全部附則第一八條に該當せず第一九條第一項、第三項に依り全部通算され結

果に於て次の(ロ)の原則の場合と同じになる）には附則第一八條に依り他種在職年との通算關係は從前の例に依るから其の一聯の在職年の全部を通算することを得ぬ、然るに於ては第九九條第三項第四項の規定の趣旨たる通算し得ざる在職年は各別に退職ありたる如く扱ふといふ趣旨に依り通算されざる在職年各別に恩給權を認めねば全然恩給の基礎とならぬ在職年を生じ不合理である、卽第三項第四項に付ても從前の例に依ることとし結果に於て第三項第四項を削除せぬのと同結果とする。

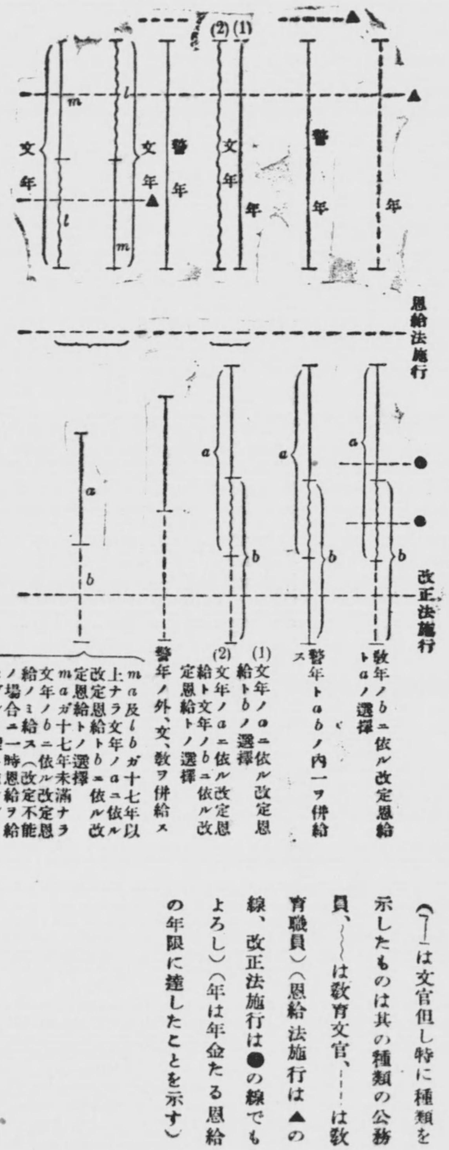

（一）は文官但し特に種類を示したものは其の種類の公務員、～～は教育文官、－－は教育職員）（恩給法施行は▲の線、改正法施行は●の線でもよろし）（年は年金たる恩給の年限に達したことを示す）

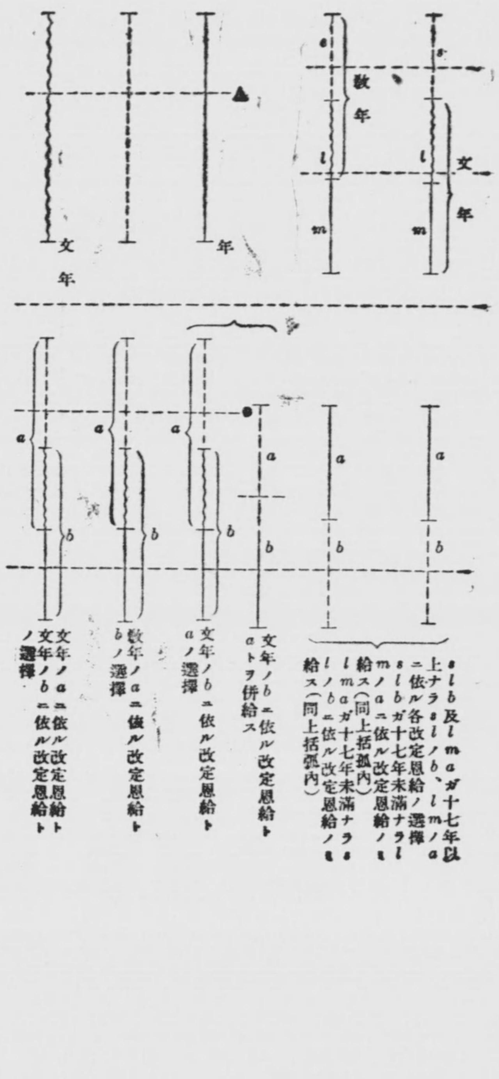

（注意）右に於てaまたはbが一年未滿の場合はaまたはbを以て年金恩給を改定すべきときに改定不能となる。

(ロ)　第九九條第三項又は第四項に該當する引續いた一聯の在職年に付て前に年金恩給を有せざるが爲停止の問題の生じなかつた場合には附則第一九條第一項及第三項に依り其の一聯の在職年全部が通算されるから原則として第三項第四項の問題に觸れる必要がない。

附則　第十九條——七